

令和 4 年

第 1 回定例会会議録

令和 4 年 3 月 1 日

）

令和 4 年 3 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第2号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (3月1日 (火))

○招集年月日、招集場所	9
○出席議員	9
○欠席議員	9
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	9
○本会議に職務のため出席した者の氏名	9
○開 会	10
○開 議	11
○日程第 1 会議録署名議員の指名	11
○日程第 2 会期の決定	11
○日程第 3 諸般の報告	11
○日程第 4 議案第21号 令和4年度田上町一般会計予算議定について	20
○日程第 5 議案第22号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	20
○日程第 6 議案第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	20
○日程第 7 議案第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	20
○日程第 8 議案第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	20
○日程第 9 議案第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	20
○日程第10 議案第27号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	20
○日程第11 議案第28号 同年度田上町水道事業会計予算議定について	20

○日程第12	議案第1号	田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について……………	30
○日程第13	議案第2号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……………	30
○日程第14	議案第3号	田上町国民健康保険税条例等の一部改正について……………	30
○日程第15	議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	30
○日程第16	報告第1号	専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について……………	32
○日程第17	承認第1号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について……………	32
○日程第18	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について……………	32
○日程第19	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について……………	32
○日程第20	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について……………	32
○日程第21	議案第5号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	34
○日程第22	議案第6号	田上町個人情報保護条例の一部改正について……………	34
○日程第23	議案第7号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	34
○日程第24	議案第8号	田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について……………	34
○日程第25	議案第9号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について……………	35
○日程第26	議案第10号	田上町地域学習センター条例の一部改正について……………	35
○日程第27	議案第11号	第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて……………	36
○日程第28	議案第12号	田上町デイサービスセンターの指定管理者の指	

	定について	37
○日程第29	議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について	37
○日程第30	議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について	38
○日程第31	議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	38
○日程第32	議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	38
○日程第33	議案第17号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について	38
○日程第34	議案第18号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について	38
○日程第35	議案第19号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	38
○日程第36	議案第20号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	38
○散会		41
○議事日程第1号		42

会期第14日 [第2号] (3月14日(月))

○招集年月日、招集場所	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	45
○本会議に職務のため出席した者の氏名	45
○開議	46
○日程第1 一般質問	46
1番 小野澤 健 一 君	46
3番 藤 田 直 一 君	59
4番 渡 邊 勝 衛 君	71
12番 関 根 一 義 君	85

7番 今井幸代君	97
11番 池井豊君	108
○散会	117
○議事日程第2号	118

会期第15日 [第3号] (3月15日 (火))

○招集年月日、招集場所	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	119
○本会議に職務のため出席した者の氏名	119
○開議	120
○日程第1 諸般の報告	120
○日程第2 一般質問	121
13番 高橋秀昌君	121
8番 椿一春君	136
6番 中野和美君	144
5番 小嶋謙一君	152
○日程第3 承認第1号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算(第10号))の報告について	164
○日程第4 承認第2号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第11号))の報告について	164
○日程第5 承認第3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告について	164
○日程第6 承認第4号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第13号))の報告について	164
○日程第7 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	166
○日程第8 議案第6号 田上町個人情報保護条例の一部改正について	166
○日程第9 議案第7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	166
○日程第10 議案第8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資	

		産税の課税の特例に関する条例の一部改正について ……………	1 6 6
○日程第 1 1	議案第 9 号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について …	1 6 6
○日程第 1 2	議案第 1 0 号	田上町地域学習センター条例の一部改正について ……………	1 6 6
○日程第 1 3	議案第 1 1 号	第 6 次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて ……………	1 7 4
○日程第 1 4	議案第 1 2 号	田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について ……………	1 7 4
○日程第 1 5	議案第 1 3 号	田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について ……………	1 7 5
○日程第 1 6	議案第 1 4 号	令和 3 年度田上町一般会計補正予算 (第 1 4 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 1 7	議案第 1 5 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 1 8	議案第 1 6 号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 1 9	議案第 1 7 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 2 0	議案第 1 8 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 2 1	議案第 1 9 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 2 2	議案第 2 0 号	同年度田上町水道事業会計補正予算 (第 4 号) 議定について ……………	1 7 6
○日程第 2 3	請願第 1 号	「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願について ……………	1 8 0
○日程の追加			1 8 5
○追加日程第 1	発委第 1 号	最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた意見書について ……………	1 8 5
○日程第 2 4	発議第 1 号	拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について ……………	1 8 7

○日程第 2 5	発議第 2 号	ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの 侵略に断固抗議する決議について	1 8 8
○散	会		1 9 0
○議事日程第 3 号			1 9 1

会期第 2 4 日 [第 4 号] (3 月 2 4 日 (木))

○招集年月日、招集場所			1 9 5
○出席議員			1 9 5
○欠席議員			1 9 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名			1 9 5
○本会議に職務のため出席した者の氏名			1 9 5
○開	議		1 9 6
○日程第 1	議案第 1 号	田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定につい て	1 9 6
○日程第 2	議案第 2 号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例の一部改正について	1 9 6
○日程第 3	議案第 3 号	田上町国民健康保険税条例等の一部改正につい て	1 9 6
○日程第 4	議案第 4 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正について	1 9 6
○日程第 5	議案第 2 1 号	令和 4 年度田上町一般会計予算議定について	1 9 8
○日程第 6	議案第 2 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	1 9 8
○日程第 7	議案第 2 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	1 9 8
○日程第 8	議案第 2 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	1 9 8
○日程第 9	議案第 2 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について	1 9 8
○日程第 1 0	議案第 2 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	1 9 8
○日程第 1 1	議案第 2 7 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい	

	て	198
○日程第12	議案第28号 同年度田上町水道事業会計予算議定について	198
○日程第13	発議第 3号 県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、知事による計画変更を撤回するよう求める意見書について	205
○日程第14	議員派遣の件について	207
○日程第15	閉会中の継続調査について	207
○閉 会	208
○議事日程第4号	210

田上町告示第2号

令和4年 第1回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月16日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和4年3月1日
2. 場 所 田上町議会議場

令和4年 第1回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 (火)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・令和4年度予算議案上程 (町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託) ・その他議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託) ・散 会
3. 2 (水)			議案調査
3. 3 (木)			議案調査
3. 4 (金)			議案調査
3. 5 (土)			(休 会)
3. 6 (日)			(休 会)
3. 7 (月)			議案調査
3. 8 (火)			議案調査
3. 9 (水)			議案調査
3. 10 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
3. 11 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
3. 12 (土)			(休 会)
3. 13 (日)			(休 会)
3. 14 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
	本会議終了後	委 員 会	広報常任委員会

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 5 (火)	午前 9 : 0 0	本 会 議	・開 議 ・一般質問 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・散 会
3. 1 6 (水)			議案調査
3. 1 7 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 8 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 9 (土)			(休 会)
3. 2 0 (日)			(休 会)
3. 2 1 (月)			(休 会)
3. 2 2 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 2 3 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 2 4 (木)	午後 1 : 3 0	本 会 議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和4年第1回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第1号	専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について
承認第1号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について
承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について
承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について
承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について
議案第1号	田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について
議案第2号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第3号	田上町国民健康保険税条例等の一部改正について
議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第5号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第6号	田上町個人情報保護条例の一部改正について
議案第7号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第8号	田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第9号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案番号	件名
議案第10号	田上町地域学習センター条例の一部改正について
議案第11号	第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて
議案第12号	田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第13号	田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について
議案第14号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について
議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第17号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第18号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第19号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第20号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について
議案第21号	令和4年度田上町一般会計予算議定について
議案第22号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
議案第23号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について

議案番号	件名
議案第24号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第25号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
議案第28号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

第 1 号

(3 月 1 日)

令和4年田上町議会
第1回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年3月1日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（小嶋謙一君） 改めまして、おはようございます。本日、令和4年第1回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、田上町議会会議規則第103条により、議場に入る者は、襟巻については着用または携帯してはならないことになっておりますが、高橋議員より首の手術後の保護のため、襟巻の着用及び携帯との申出がありましたので、議長にてこれを許可しておりますので、報告いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、まずもって今ほどは、熊倉議員におかれましては、受賞されましたこと大変おめでとうございました。長年にわたり議員として議会運営、地域振興または町政発展のためにご尽力をいただいた、ご貢献をいただいたことの表彰であったかと思えます。熊倉議員におかれましては、健康に十分ご留意をされまして、今後とも町政発展のためにご尽力を賜ればと思っております。誠にありがとうございました。

さて、今年の冬はそれほど積雪量もなく、前年より5日早く、2月15日に春一番が吹きました。その後、一転して強い寒気に襲われ、除雪経費にも不足を来すこととなっております状態でございます。

さて、今定例会におきましては、報告案件とともに、補正予算の専決処分の報告が5件、犯罪被害者等支援基本条例の制定及び条例の一部改正が10件、第6次田上町総合計画の議決、2つの施設の指定管理者の指定であります。また、年度末に至り、各事業の確定による計数整理等のため、令和3年度の各会計補正予算が7件、後ほど施政方針で説明申し上げますが、令和4年度の一般会計及び各特別会計予算

8件、合計33案件をご提案申し上げます。

今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会であり、提出議案も多いことから長期にわたると思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

議長（小嶋謙一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時05分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小嶋謙一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

2番 品 田 政 敏 議員

3番 藤 田 直 一 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小嶋謙一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日3月1日から3月24日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の11月分、

12月分、1月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情、要望等は、母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、新型コロナウイルス感染症拡大の対応に関する要望書の2件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めまして、おはようございます。総務産経常任委員長、今井でございます。それでは、総務産経常任委員会所管事務調査のご報告を申し上げます。

所管事務調査を2月14日開催をいたしまして、協議内容は5点でありました。1点目、令和4年度水稲作付面積について、2点目、令和3年度工事等の予算執行状況について、3点目、消防団の処遇改善について、4点目、令和4年度新潟県、田上町防災訓練について、5点目、衆議院議員選挙の投票状況について、以上について調査をいたしました。

まず、令和4年度水田作付面積ですが、国の方針は、令和3年度作付ベースよりも21万トン少ない675万トンと設定をし、新潟県では令和3年度実績と比較をいたしまして1.8万トン減の53.8万トンと設定。国、県の支援策を最大限活用いただいて非主食用米への転換を推進することとしており、これを受け、町は令和4年産米生産数量目安を2,940トン、面積換算値で523ヘクタールと設定をいたしました。なお、令和3年産米生産実績は3,029トン、面積換算値で537ヘクタールとなっております。2月15日以降、生産者へ生産数量目標の提示と営農計画書を配付し、3月中旬頃回収の予定となっております。

次に、令和3年度工事等の予算執行状況ですが、予定していた工事は全て発注済みで、年度内での執行完了の予定となっているとのことであります。

次に、消防団の処遇改善についてです。これが今所管事務調査の議論の中心となりました。かねてから議会からも求められておりました消防団の処遇改善が令和4年度より実施予定とのことで、変更となる消防団の報酬と費用弁償について説明がありました。内容は、現行の報酬は年額報酬とし、班長を現行2万9,000円から3万7,000円へ、団員を2万1,000円から3万6,500円に引き上げ、各種消防団業務に従事をした際に支給しておりました出動手当は費用弁償から報酬に見直し、支給単位を1回から日額へ変更するものとなっております。火災、水害等により支給する出動報酬は1回3,000円から1日8,000円としますが、4時間までの出動は4,000円、4時間を超えて6時間までは6,000円、6時間を超えるものを8,000円とするとし、これらの報酬は個人へ直接支給することとなります。これによる影響額は、年額報酬分で334万2,500円、出動報酬分で80万円を見込んでいたとのことであります。

質疑において、国の消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書では、出動報酬は1日7時間45分を基本とするとしているが、これらを超える場合、また日をまたぐ活動となるような場合はどのようにするのか。費用弁償から報酬と変わることによって課税対象となり、申告の必要性が発生することの煩雑さ等が挙げられました。総務課からの答弁といたしましては、日をまたぐ場合は2日分の支給となるが、7時間45分を超える場合に関しては考え方の整理ができていないところもあり、予算委員会までに整理をし、説明をさせていただきたい。また、申告に関しても税務担当の町民課等と検討するとのことであります。

次に、令和4年度県との総合防災訓練ですが、10月23日、地震を想定した訓練を予定をし、新型コロナウイルス感染状況によっては規模縮小等を検討するが、中止はしないとのことであります。

最後に、衆議院議員選挙の投票状況ですが、投票率は68.77%、前回より0.47ポイント上昇いたしました。開票結果、投票区別投票結果や行政区別投票結果、投票時間別投票数も資料として提供がなされました。

また、その他事項といたしまして、保育士、幼稚園等の処遇改善について説明がありまして、交付金対象となる保育士の臨時職員、幼稚園調理員と交付金対象外になりますが、町として子育て支援センターの保育士と給食センター調理員も処遇改善の対象としたいとの報告、説明がありました。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長 (池井 豊君) おはようございます。社会文教常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

委員会開催日は令和4年2月18日、出席委員は委員6名と議長です。調査事項は、町民課対象の令和4年度国民健康保険税率改正についてと、清掃センターについてでございます。

国民健康保険税率改正については、平成30年に国保会計が全県化され、令和元年度に改定されてきました。そんな中、基金残高が2億円のままで、基金見込額と実績で5,000万円ほどの乖離が生じているということで、年間800万円ずつ引き下げ、均等割、平均割、必要であればさらなる引下げも検討していくというものです。

質疑がありました。今までも国保の話の中でも出てきた、未就学児はゼロにしてはどうかとか、またはそんなに余裕があるのだったら納税できない人の差押えはしないでもいいのではないとか、そういう意見もございました。質疑の中で加入者の推移、あと県内ほかの自治体の動向はどのようになっているのかというような質疑もされ、これは予算審査委員会までに整理し提示してもらうこととしました。

それから、2番目の議題の清掃センターについてでございます。当委員会が所管する清掃センターではありますけれども、なかなかテーマが大きかったので、委員会でその内容を議論することが今までちょっとなかったのも、あえてここで皆さんの意見をお聞きいたしました。

冒頭、小嶋議長から、本当にこれ10年と言っているけれども、10年もかかるものなのかというような質問がありました。答弁としては、環境アセスメント調査等のいろいろな調査が長引けば10年はかかるけれども、もう少し短縮することも可能なのではないかというような答弁でございました。小野澤委員から現在の建物はどうかとかという話がありましたけれども、廃炉、それから跡地利用についての計画はないとのことで、建設コストだけではなくて、そういう全体のコストを考えて運営するよという意見がありました。また、熱利用について質問または広域処理の問題、それもどうなっているのかというような話もございました。また、委員から、建設予定地は管理者はゼロベースというふうに言っておりますけれども、もし田上で建設するようなことがあるのであれば、合意形成の仕方、説明の仕方などを執行で検討していくべきではないかというような意見も出されました。それから、話はちょっと飛躍してと言ったらおかしいのですが、野焼きについても、現状の野焼き、ごみ減量化に関連して野焼きについて、どういふような基

準があるのかというのをしっかりと町民に知らせべきではないかというような話もありました。結論めいたこととか、そういうことには至りませんでしたけれども、皆さんから様々な意見を聞いて、これは貴重な意見として消防衛生保育組合の事務局にお届けするということにいたしました。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 加茂市・田上町消防衛生保育組合の報告をさせていただきます。

私も今日は登場機会が多くて何かと混乱ぎみですが、丁寧に説明していきたいと思っております。

令和3年12月23日に定例会が招集となりました。この定例会においては、加茂市・田上町消防衛生保育組合人事行政の運営等の公表に関する条例の制定、それから新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更、それから令和2年の加茂市・田上町消防衛生保育組合一般会計決算についてが審議されました。審議の結果は全案可決でございます。

第6号議案の人事行政の運営の公表については、その条例を制定するものです。

それから、市町村事務組合の変更は、ここに記載されているとおりでございます。

令和2年度の決算の内容は、歳入で11億8,973万6,226円、歳出で11億7,741万3,127円となるものです。これについて幾つか質疑がございました。

私のほうから幾つか質問をさせていただきました。コロナ関連の支出で消防署関連の対応はどのようになっているのかということで、タイベックという防護服を国から支給されているとか、それから実際に搬送した陽性者は2件だったというような話でした。それから、ごみの分別についても、今のある焼却場に負荷をかけないための活動をどのように行っているのかというような形で、ペットボトルは令和3年度から行って、古紙については回収を始めて、段ボールも集めたりしていると。生ごみについても啓蒙活動をしてもらいたいというふうな話になっております。それから、加茂市の大橋議員から病児保育園の利用が少ない現状はという質問がありました。令和2年で53人、令和元年162人でしたが、病気の子どもがいなかったというのは逆によいことではあるのですけれども、職員の効率的な稼働ということで稼

働ることが求められました。定例会については以上でございます。

それから、消防衛生保育組合、その定例会の後、実は全員協議会がございまして、今日の添付資料の中にもございますが、加茂地域消防本部庁舎について本会議後の全員協議会で説明がなされました。消防本部の庁舎は、昭和54年に建築されたものです。耐震診断がなされていない、新潟県内で耐震診断もしていない、また耐震化していない庁舎というのはここだけになったということで、来年度耐震調査に入っていくということです。今何かと清掃センターのほうで大きなお金がかかるということで注目は行きがちですけれども、消防本部庁舎も古く、また今と状況が同じで、昭和54年に建築されているのですけれども、当時の清掃センターの建設と消防庁舎の建設というのは非常に近い年数のうちに行われていたということで、これは清掃センターがあるから先送りにしていいというような問題ではなく、早急に耐震診断を行い、それから耐震補強または将来的な新庁舎の建設を検討する必要があるということです。12月23日の件はここまででございます。

その後、消防衛生保育組合のごみ処理建設特別委員会が開催され、委員会の提言ということで提言がなされました。その提言を受けて、実は昨日なのですけれども、消防衛生保育組合の全員協議会が招集され、その提言についての答弁として、今日追加で皆さんの手元に配付されていると思うのですけれども、ここに管理者の答弁ということで緊急に今日、議会運営委員会後の会議ではございましたけれども、議会運営委員長に許可をもらって、一貫性のある事項なので、今日の会議で報告させていただきます。中身を読んでもらえれば分かることなのですけれども、答弁としては、昭和55年竣工以降、毎年様々な改修にお金を要してきたり、ダイオキシンが発生したりとか、様々なことがあったと。令和元年6月から田上町長と協議を始め、令和2年3月には2か年計画で構想と計画をつくるというようなことで動き始めました。また、同時に議会側も特別委員会を設置して協議を始めたところです。検討の結果は、新設、ストーカ方式のほうが安定工期、それから環境負荷の面でメリットがあるということでありました。そこで組合事務局と執行部と組合議会の意見の一致が見られたということです。それから、この提言をしたその翌日に三条市から広域処理についての回答があったそうですけれども、三条市との広域処理の検討もしたが、相手から出された条件や三条へ運ぶ経費、またそうするとパッカー車をまた増車しなければならなくなる等々を考えると、広域処理よりも新設、それから自区内処理の原則に鑑みても新設にしたほうがいいというような考えが表明されました。

私のほうからちょっと質問させていただきまして、構想と計画は今年度内に作成して、それで田上議会には管理者から3月28日に実際に報告といいたいまいしょうか、説明がなされることとなっております。今年度内にごみ処理施設整備基本構想、一般廃棄物処理基本計画といったものがしっかりと策定されますと。これをどのように公表して市民の意見を聞くのかというような質問をいたしましたけれども、年度内にそれを作成して、それから公表してパブリックコメントをいただくというような答弁がございました。

ということで、12月から昨日にわたる間、特別委員会やら委員会の委員長と議長により管理者に提言書を提出し、その流れで答弁があったというようなことでございます。

以上で消防衛生保育組合の報告をさせていただきます。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、三条地域水道用水供給企業団議会についてご報告申し上げます。

2月25日に開催をされまして、提出された議案は令和4年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の1案件でございます。

予算書をお手元に配付しておりますので、ご一緒にご確認をお願いいたします。収益的収入及び支出では、収入は12億3,385万8,000円、支出は8億7,957万2,000円。資本的収入及び支出は、収入を13億2,870万円、支出を18億8,960万7,000円となっており、資本的収支不足分は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金を補填材料としております。審査の結果は、原案可決でございます。

なお、会議開会前に全員協議会が開催されまして、予算内容説明の中では、令和3年度からの継続事業、浄水処理施設築造工事、フロック形成池、沈殿池躯体の進捗状況、三条第一調整池建設事業、天日乾燥床築造に向けた実施設計委託1,410万円、送水管橋、これは第6号橋ですが、これらの耐震補強措置として4,100万円を盛り込んでいる。これらの予定についての説明もありました。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

(1番 小野澤健一君登壇)

1番(小野澤健一君) では、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告をさせていただきます。

令和4年2月25日、三条市役所4階の全員協議会室にて第1回定例会が開催されました。提出議案は、令和4年度三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合一般会計予算でありました。

予算については、歳入歳出を2億7,514万4,000円とするもので、前年度予算額比で6,500万1,000円の増加であります。その主な増加要因といたしましては、施設の空調設備等の工事請負費6,784万8,000円を計上したことによるものであります。その資金手当てといたしましては、社会福祉施設整備事業費充当債5,420万円の起債を予定しております。本議案は、意見等なく可決をされました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長(小嶋謙一君) 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

(4番 渡邊勝衛君登壇)

4番(渡邊勝衛君) 改めまして、おはようございます。新潟県中越福祉事務組合議員の渡邊です。ただいまから議会報告をさせていただきます。

令和4年第1回新潟県中越福祉事務組合議会定例会が2月24日に招集され、見附市まごころ寮にて開催されました。

今定例会は、見附市長交代により、管理者が久住管理者から稲田管理者に替わりましたので、ご紹介がありました。

議会定例会提出議件の第1号議案は、新潟県中越福祉事務組合一般職の職員の給与、勤務時間等及び旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第2条及び第4条中、「寮(園)長」を「局長」に改める。

第2号議案は、新潟県中越福祉事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年組合条例第1号)の一部を改正する条例の制定については、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加えます。括弧といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の処遇調整に係る報酬。

第3号議案は、令和3年度新潟県中越福祉事務組合補正予算(第2号)では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,588万9,000円としております。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1

表「歳入歳出予算補正」によります。

第4号議案は、新潟県中越福祉事務組合予算では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,185万2,000円と定めます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

議案は、審議の結果、原案どおり可決されました。

詳細については、皆様に配付されております一部事務組合議会報告の28ページから40ページを見ていただきたいと思います。

以上で新潟県中越福祉事務組合議会報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

議会の開催日は、令和4年2月8日でした。

会議の冒頭、今回管理者に就任されました磯田長岡市長から所信表明がございました。まん延防止等が出ている中、医療の逼迫を避けるなど、高齢者の受診控えから基礎疾患を持った人の合併症などを注視していく必要性があるとか、今議会で提案される2割負担の件については、現役世代の負担の軽減というようなものを考えているというような表明が中心でございました。

議題は、発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について、それから議案第1号、専決処分、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第3号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第4号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第5号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。審査の結果は、原案可決でございます。

特筆すべきところだけ報告させていただきます。資料の47ページ、48ページ、49ページを御覧いただきたいと思います。議案第2号の保険料率の改定についてでございます。概要の中の下線が引いてあるとおり、保険料率の据置きというふうにされています。これは、令和4年度及び令和5年度の保険料率についての見直しを検討した結果です。要因としては、新型コロナウイルス感染症による受診控えがあって、

財政面的に逼迫しなかったというところが大きな要因でもと言われています。

それから、48ページのところの中段に出てくるのですけれども、窓口負担割合の2割の導入ということです。概要のところをちょっと読んで説明します。後期高齢者の医療費の増大及び現役世代の減少に対応するため、令和4年10月から窓口負担割合2割が導入されます。なお、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月3,000円に収まるよう措置が導入されますということです。対象となる人数や、それから財源に与える影響が48、49ページに記載されております。

それから、議案第4号の令和4年度一般会計予算についてですけれども、歳入歳出それぞれ10億9,496万2,000円ということになっております。質疑はありませんでした。

以上で報告とさせていただきます。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

以上で各一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-
- | | | |
|---------|-----------|---------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 2 1 号 | 令和 4 年度田上町一般会計予算議定について |
| 日程第 5 | 議案第 2 2 号 | 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について |
| 日程第 6 | 議案第 2 3 号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 4 号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 5 号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について |
| 日程第 9 | 議案第 2 6 号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 7 号 | 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 | 同年度田上町水道事業会計予算議定について |

議長（小嶋謙一君） 日程第4、議案第21号から日程第11、議案第28号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま、一括上程になりました「令和4年度の各会計予算案」のご審議をお願いするに当たり、私の新年度の町政運営に臨む考え方の一端を申し述べさせていただくとともに、令和4年度当初予算案の概要につきまして、ご説明

申し上げます。

町民の皆様から信託をいただき当選させていただいてから、4年の任期を迎えようとしております。この間、生まれ育った町への感謝とこの町を誰もが住んでみたい、住み続けたいと思える町に、そんな魅力のある活力ある町にしていかなければならない、その思いで町民の皆様のお話をお聞きし、議会からも励ましやご指導をいただきながら全力で町政のかじ取りを担ってまいりました。

これまでを振り返りますと、令和元年度は、田上町交流会館の建設・開館、国道403号バイパスの新潟方面への全線開通、令和2年度は、道の駅たがみのオープン、田上町地域学習センターの開館など、新たなにぎわいの創出に取り組んでまいりました。

しかしながら、私にとって昨年来この2年近くは新型コロナウイルスに翻弄された2年でもありました。様々な活動が思うようにできず、歯がゆい状況でありました。

新型コロナウイルスは今もなお収束の兆しが見えず、全国各地において非常に感染力の強い新型コロナウイルスの変異株の拡大が懸念され、県内でも今月6日まで、まん延防止措置が適用されております。

このような状況の中、医療現場等の最前線で奮闘されている方々、外出自粛や営業時間の短縮にご協力をいただいている方々に対して改めて感謝申し上げるとともに、町民の皆様生命と健康・財産を守ることを第一に、感染予防の徹底を呼びかけながら、生活や経済・文化活動等の支援に取り組んでまいりました。

令和3年度では、議会からも多大なご理解とご協力をいただきながら、幾度にわたる補正予算を編成し、国、県の支援制度が及ばないところを重点的に支援してまいりました。その内容につきましては、町独自の特色を打ち出すことができたと自負いたしております。

令和4年度は、新型コロナウイルスへの対応はもちろんのこと、コロナ禍においても困難に打ち勝ち、「田上町が高く羽ばたく年」となるよう、未来に向けた新たな取り組みにも積極的に着手してまいります。

その最大の取り組みが、第6次田上町総合計画 基本構想・基本計画の推進であります。

まちの将来像「誰もがずっと住み続けたいまち」の実現に向けて、若い世代がこれからも住み続けたいと思い、みんなで子どもたちを守り・育て、高齢者が住み慣れたこの町で生きがいを持っていつまでも元気で活躍できる、そして、田上町に住

む全ての方の笑顔があふれる町を目指し、町民の皆様が「夢」や「希望」を自由に追い求めることができる環境を築いてまいります。

まちづくりのテーマである「みんなの笑顔」のためには、「あなたの願いがまちをつくり、あなたの想いがまちを変える。」というまちづくりの理念の下、町民の皆様への参画意識を高め、優れた人材を積極的に活用し、町民の皆様への「願い」や「想い」を町政に反映させる取り組みが必要であります。

私が考える町民の「願い」は、「にぎわいの創出」であります。

多くの方が町を訪れることで、町は大いに「にぎわい」そして「活性化する」。その結果、町が「元気になる」と同時に、「魅力的なまち」へとつながっていく。そのことが、町民の一番の願いであると考えております。

国道403号バイパス小須戸田上線の全線開通に続き、新しいまちづくりの拠点である「道の駅たがみ」「交流会館」「地域学習センター」がオープンし、にぎわい創出の核となる施設が完成いたしました。これらの施設を大いに活用し、町内、町外の方々に田上町を広くPRすることにより多くの方が町へ訪れ、また町へ興味を持っていただける。そのことが、町の「にぎわい創出」につながると同時に「活性化」につながると考え、様々な施策を検討しておりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、積極的に施策へ取り組むことができませんでした。

そうした中、2月に「道の駅たがみ」「交流会館」「地域学習センター」「椿寿荘」の4施設において、「たがみ ひな巡り」を開催し多くの方々から訪れていただきました。

それぞれの施設において、ひな人形やつるしびなの飾りに工夫を加えるなど、決して大きなイベントではありませんでしたが、新たな田上町の魅力を発信する可能性を見出すことができました。また、「交流会館」、「地域学習センター」におきましては、それぞれの会場を利用する子どもや高齢者、ボランティアの方々を作成された折り紙の「つるしびな」を展示するなど、町民と行政が連携した一面も持ち合わせております。

今後も町民の皆様と連携しながら、将来的には、町内の民間施設などからも参加をいただくことで、連携の輪をさらに広げていければと期待いたしております。引き続き、このような取り組みをより多く実施し、「オール田上」のまちづくりを町民の皆様と共に築いてまいりたいと考えております。

さて、令和4年度の地方財政対策は、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設

の脱炭素化の取り組み等の推進、消防・防災力の一層強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を上回る額を確保するとされました。

このような方針に基づき編成された令和4年度の地方財政規模は90兆5,918億円と対前年度比0.9%の増額となり、地方交付税は、18兆538億円と対前年度比3.5%の増額となりました。

田上町の財政状況は、財政指標上は健全性を維持しています。しかしながら、清掃センターをはじめとする公共施設等の維持管理経費や公債費の増額が見込まれるなど、厳しい財政運営が想定されます。

令和4年度の予算編成に当たっては、長期的視点に立った的確な行財政運営を基本にしながら、「人口減少対策」、「第6次総合計画に重点施策として位置づけている事業」について、優先的、積極的に予算措置いたしました。

それでは、令和4年度当初予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度一般会計につきましては、予算総額を48億4,000万円とし、令和3年度当初予算額と比較して4億8,400万円、率にして11.1%の大幅な増額といたしました。

増額の要因といたしましては、第6次総合計画及び人口減少に特化した総合戦略に掲げた目標達成の実現のための新規事業や事業内容の拡充、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などについて、重点的に予算措置したことによるものであります。

歳入では、予算総額の22%を占める町税を10億6,659万6,000円と見込み、令和3年度当初予算額と比較して3,114万7,000円の増額といたしました。

国の景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きも見られるというものの、先行きについては、経済社会活動が正常に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気の持ち直しに期待が寄せられているところであります。しかしながら、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があることや、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響にも注視する必要があります。

そのような状況の中、先を見通すことはなかなか困難ではありますが、固定資産税では国の軽減措置の終了により、軽自動車税では新税率適用車両の台数増により、たばこ税では道の駅での販売が好調なこと及び税率改正によりそれぞれ増額といたしました。町民税の個人及び法人では、新型コロナウイルス感染症による影響はあ

るものの、令和3年度同規模と見込む一方、入湯税では、入り込み客数の減少により、減額といたしました。

予算総額の38.6%を占める交付税について、18億6,500万円と見込み令和3年度と比較して1億1,000万円の増額としました。また、国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種負担金及び補助金5,429万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,687万9,000円の皆増を見込んでおりますが、一方で臨時財政対策債は6,500万円と見込み、令和3年度と比較して6,200万円の減額といたしております。

次に、令和4年度に実施する「重点的に取り組む施策」につきまして、ご説明をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策であります。

生活支援として、収入が減少した中小事業者、農業経営者、給与収入者に対し支援金の支給により、事業・生活の下支えを行います。また、大学等に通う学生や保護者に支援金の支給とともに、田上町の特産品を配送いたします。

経済の下支えとして、プレミアム付き商品券・飲食券事業、湯田上温泉宿泊支援事業を実施し、地域経済の回復を図ってまいります。

感染対策として、感染症収束の切り札として期待されるワクチン接種につきまして、3回目の集団接種を2月11日より開始いたしました。引き続き、接種体制を整え、円滑な接種を進めてまいります。あわせて、PCR検査に対する助成も引き続き実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、町民の生活や地域経済は依然として厳しい状況が続いております。一方で、回復の兆しも見え始めていることから、「下支え」と「経済回復」の両面からの支援も必要であると考え、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策であります。

新規事業として、暮らし応援リフォーム補助、マイホーム取得支援、移住者住宅賃貸支援、移住お試し宿泊事業など、住宅環境の整備に力を入れ、若い世代の転入・定住につなげるとともに、町内からの転出抑制を図ってまいります。

また、町民の皆様から町の施策や町の魅力についての情報発信が弱いとのご指摘をいただいております。1月から田上町公式ツイッターをはじめ、令和4年度においては、町のホームページをリニューアルするとともに、道の駅情報発信施設等に大型モニターを設置するなど、情報発信に力を入れてまいります。

人口の現状といたしましては、令和2年の国勢調査では1万1,227人で5年前に比較すると961人減少しております。この最大の要因は、20代・30代の転出によるものであり、若い世代の転出抑制が課題であり、第2次総合戦略に掲げる事業を実施することにより、抑制を図ってまいります。

次に、第6次田上町総合計画についてであります。

総合計画に掲げる「6つの分野別目標」に沿って、ご説明いたします。

まず、「誰もが安心して暮らせるまち」であります。

防災関連事業では、10月23日に新潟県総合防災訓練が田上町で開催されます。これに合わせて、町でも町内関係機関と連携した防災訓練を実施し、災害時における活動が円滑に実施できるよう防災体制の強化を図ってまいります。

消防関連事業では、消防団員の年額報酬を引き上げるとともに、災害等の活動に応じた出動報酬を創設するなど処遇改善を行い団員の確保に努めます。

消防団員の活動は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域防災体制の中核的役割を担っております。近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、その役割はさらに重要となっている一方で、消防団員数は全国的にも減少傾向にあり国も非常に危機感を感じていることから、処遇改善についての強い要請もあり、町としてもしっかりと対応してまいります。

除雪対策事業では、降雪期の生活道路の確保に全力を尽くしてまいります。

今冬より既に早朝の一斉除雪の開始時間を1時間繰り上げ、午前2時から行っておりますが、引き続き通勤時間前までに除雪が完了できるよう努めてまいります。

公共交通対策では、「デマンド型乗合タクシー」について、より使いやすいよう運行方法や料金を見直し、利便性の向上に努めます。

令和3年度より高齢者等の移動手段を確保するために、新たな公共交通として実証運行を行っておりますが、利用者数が伸び悩んでいることから地区集会や高齢者が集う機会を通じてPRに力を入れるとともに、乗降場所の増設、乗車料金の見直しにより利便性を向上させ、利用者の増加を図ってまいります。

次に、「安心して健やかにすごせるあたたかいまち」であります。

保育環境の充実では、未満児保育を希望する保護者が増加していることから、0歳児が希望どおり入園できるよう受入れ態勢の構築に努めてまいります。

また、乳児保育、延長保育、障がい児保育、広域入所委託など多様なニーズにも対応した運営を行ってまいります。

子育て環境の充実では、天候に左右されない遊び場の整備を望む声を受けて、交流会館に遊具等を設置し、親子・友達同士で遊べる環境を整備いたします。

また、引き続き「子育て世代包括支援センター」及び「子育て支援センター」において、妊娠初期から子育て期にわたる相談支援を行うとともに、多子世帯への学校給食費助成、乳幼児育児用品購入費助成、子育て応援カード事業などにより、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次に、「集いと学びで希望あふれるまち」であります。

教育関連事業では、GIGAスクール構想で示されているICTの「学び」への活用をさらに進めるため、小・中学校の授業で端末を活用した教科の学びを深めるとともに、児童・生徒が日常的に端末を持ち帰り学習できるよう努めてまいります。

生涯学習関連事業では、町民の生涯学習活動の支援を行うとともに、隣接する道の駅と連携して、コンサート、発表会、各種教室などを開催することにより、さらなる交流の促進と生涯学習活動の推進を図ってまいります。

地域学習センターでは、蔵書数を計画的に整備してまいります。

地域学習センター等の利用の在り方について、度重なる会議において、議員の皆様からご意見をいただいていることに対し感謝を申し上げます。地域学習センター等の利用やその他の諸課題につきましても、しっかりと対応してまいります。

次に、「交流とにぎわいで活力あふれるまち」であります。

商工関連事業では、新規事業として、最大100万円を助成する起業創業支援事業を行うと同時に、町内経済循環を図るために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業とは別に、町単独のプレミアム付き商品券を発行いたします。

プレミアム付き商品券の発行につきましては、これまで、議会からもご指摘をいただいております、人口減少に対応した町内循環型経済を推進するため、まずは手始めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業とは別に、町独自の施策として実施するものであります。町内循環型経済の推進のためには、町内事業者の皆様からもご協力をいただかなければなりません。今後、どのような施策が必要なのか、今回の取り組みを通じて、研究してまいりたいと考えております。

道の駅関連事業では、令和2年の道の駅開業以来、おかげさまで多くの方々から訪れていただき、にぎわいの拠点として大きな手応えを感じております。

一方、新型コロナウイルスの影響から思うようなイベントも開催できず、道の駅のにぎわいを町内全体に波及することがなかなかできておりません。これをいかに国道403号線沿いの商店や、湯田上温泉、観光施設等に誘導を図り、町全体の活性

化につなげるかが課題であります。

その中で町内飲食店を利用させていただく町内飲食店スタンプラリーや、道の駅で町内特産品の販売、展示を行う「たがみマルシェ」を実施するなど町内のほかの施設と連携したイベントを実施し、道の駅のにぎわいを町全体の活性化につなげる仕組みをつくってまいります。また、道の駅の情報発信施設等を活用し、町全体のPR、観光施設などの情報発信に力を入れてまいります。

農業関連事業では、基幹産業である農業は、後継者、担い手不足が大きな課題であります。そんな中であっても、町内には真剣に農業のことを考えて取り組んでおられる若い農業経営者が何人もおられます。令和4年度においては、そういう方々とも協力し、先進地の施策も参考にさせていただきながら、農業経営者の育成に必要な支援策について研究していくと同時に、新規就農者に対し、農業次世代人材投資資金経営型給付金を支給することで、担い手の育成をしてまいります。

次に、「きずなと協働でつながるまち」であります。

人権啓発事業では、長年の懸案事項でありました人権の尊重に向けた啓発を推進するための人権教育・啓発推進計画の策定に取り組めます。

行政運営関連事業では、マイナンバーの発行について、町内事業所に出張して申請受付を行うほか、引き続き夜間・休日における臨時窓口を開設し取得促進を図ってまいります。当町のマイナンバーカード保有率は残念ながら県内でも低い状況であることから、取得促進を強化してまいります。

次に、「10年後も誰もが住み続けたいまち」であります。

令和4年度は、第2次総合戦略の初年度であります。総合戦略に掲げる事業について、その目標が達成できるよう、心を新たに取り組んでまいります。

あわせて、私が考える町民の「願い」、「にぎわいの創出」の実現に向け、まちづくりの拠点である「道の駅たがみ」「交流会館」「地域学習センター」、これらの施設を活用した施策を、コロナ禍においても実施できるものからしっかりと取り組むとともに、人口減少に対応した町内循環型経済を推進するための施策について、研究してまいります。

続きまして、各特別会計予算案の概要について、ご説明申し上げます。

最初に、下水道事業特別会計につきましては、予算総額3億2,200万円とし、令和3年度当初予算額に比較して800万円、率にして2.4%の減額といたしました。

主な事業としましては、令和3年度に引き続き、処理場施設等の老朽化対策を実施するためのストックマネジメント修繕・改築計画を策定し、同時に施設等の適正

な維持管理に努めるとともに、地域環境の改善や河川の水質保全を図ってまいります。

また、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、現在の特別会計から公営企業会計に移行するための準備についても引き続き行ってまいります。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を8,650万円とし、令和3年度当初予算額に比較して500万円、率にして6.1%の増額といたしました。

集落排水事業につきましては、整備も終わり維持管理が主要な事業であります。処理場の適切な維持管理を行い、農家世帯の多い地域での排水路の水質保全と、生活環境の改善に努めてまいります。

また、下水道事業特別会計同様、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、現在の特別会計から公営企業会計に移行するための準備を行ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を12億6,800万円とし、令和3年度当初予算に比較して3,600万円、率にして2.8%の減額といたしました。

幸いにして、当町の国民健康保険特別会計におきましては、安定した財政運営ができています。そのようなことから、令和4年度におきまして、1人当たり平均3.5%の保険税率の引下げを行います。その他、近年は被保険者の健康づくり及び医療費の抑制に重点を置いた対策を講じているところであり、令和4年度では、新たにより受診しやすい体制を構築する観点から、特定健診負担金の無料化とともに、節目年齢に応じた無料の歯科健診事業の対象者を従来の10歳刻みから5歳刻みに拡大して実施してまいります。

また、引き続き、資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を担い、特定健診、特定保健指導、人間ドック・脳ドック助成事業などに取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を1億4,800万円とし、令和3年度当初予算と比較して500万円、率にして3.5%の増額といたしました。

令和4年度の後期高齢者医療における改正点は、2年に1度の保険料率改定の年でありましたが、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、剰余金を投入することで、保険料率を据え置くこととされました。一方、被保険者の窓口負担割合について、経過措置制度はあるものの、一定以上の所得のある方の負担割合を2割とする大きな改正がされたところでもあります。

後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っておりますが、町におきましては、改正内容を分かりやすく周知しながら、保険料の徴収、申請・届出の受付や人間ドック助成事業などに取り組み、引き続き広域連合と連携を図りながら、制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、訪問看護事業特別会計につきましては、予算総額を4,100万円とし、令和3年度当初予算と比較して200万円、率にして5.1%の増額といたしました。

病気や障がいがあっても住み慣れた家で暮らしたい、人生の最期を自宅で迎えたいと望まれる方が、安心して生活を送ることができるよう、医師の指示に基づき在宅ケアサービスを提供いたします。

町の在宅医療・介護連携の要として、引き続き終末期医療を含め在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額を14億2,600万円とし、令和3年度当初予算と比較して2,100万円、率にして1.5%の増額といたしました。

住み慣れたこの町で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、引き続き医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に連携する地域包括ケアシステムの一層の体制整備に努めてまいります。

令和4年度は、地域における高齢者の居場所づくりと健康づくりのための住民主体による通いの場の必要性が言われていることから、通いの場で主体的に活動するサポーターを養成するための取り組みを実施いたします。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を2億5,500万円、資本的支出の予定額を1億5,486万円といたしました。

主な事業といたしましては、上横場地区圃場整備に係る水道管移設工事を実施いたします。

水道事業につきましては、将来の水需要を見据えた中での水源の確保、水道施設の計画的な整備及び管路網の整備を進め、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政運営に臨む考え方と各会計の当初予算案につきまして、その概要を申し上げます。

予算の着実な実行とともに、第6次総合計画の実現に向け、田上町の発展のために引き続き努力してまいりたいと決意を新たにしております。

よろしくご審議の上、各会計予算案についてご賛同・ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、令和4年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。よって、十分な精査が必要と思われまますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決定しました。

-
- 日程第12 議案第1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について
日程第13 議案第2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第15 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第12、議案第1号から日程第15、議案第4号までの4案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定につきましては、令和3年4月に新潟県犯罪被害者等支援条例が施行されたことに鑑み、当町における犯罪被害者等の支援に関する基本的事項を定めるものであります。

次に、議案第2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬の引上げ及び

出勤に応じた報酬の創設を行うものであります。

次に、議案第3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正につきましては、国保財政調整基金を活用した国民健康保険税率の引下げを行うための改正であります。具体的には、全ての被保険者が引下げの恩恵を受けられるよう、医療保険分（基礎課税分）の均等割及び平等割を引き下げるものであります。

なお、後期高齢者支援金分及び介護保険分につきましては、今後の社会情勢を見通す中におきまして、医療費や保険給付費の増加が見込まれることから、据置きとさせていただきます。

最後に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和4年度において人権教育・啓発推進計画を策定するに当たり、その計画を審議していただく人権教育・啓発推進計画策定委員会委員の報酬等を定めるものであります。

以上、4議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、令和4年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置いたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第1項の規定によって審査を付託したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております4案件につきましては、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に渡邊勝衛議員、副委員長に藤田直一議員が互選され

た旨報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第16 報告第1号 専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第16、報告第1号の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告につきましては、軽易な事項として町長の専決処分事項に指定されております損害賠償の額の決定及び和解に関してのものであります。

その内容といたしましては、令和3年11月15日に発生した事故に関して、議案書に記載のとおり損害賠償の額を決定し、和解することを専決処分いたしましたので、地方自治法第180条の規定により報告するものであります。

事故現場の状況といたしまして、場所は中店地内の町道山崎・谷線で特別養護老人ホーム「あじさいの里」付近でありまして、穴の大きさとしましては約30センチ四方、深さは最深部で約8センチほどでありました。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第17 承認第1号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について

日程第18 承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について

日程第19 承認第3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について

日程第20 承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第17、承認第1号から日程第20、承認第4号までの4案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、承認第1号から承認第3号、これらの内容につきましては、1月、2月に開催された議会全員協議会においてご説明させていただきました。また、承認第4号は、このたびの寒波到来に伴うものであります。

はじめに、承認第1号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算(第10号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,490万6,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、国の緊急経済対策に係る住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金の追加とともに、町の追加支援策として、12月議会で議決いただきました国の子育て世帯への臨時特別給付金事業において対象外となる保護者に対する給付金の追加、令和2年度に引き続き交通事業者支援金、中学生の修学旅行キャンセル料補助金の追加をお願いするものであります。

また、第2表、繰越明許費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、年度内での完了が見込めないことから、その予算の繰越しをお願いするものであります。

なお、この経費につきましては、早急に実施する必要があったため、1月12日付けでやむなく専決処分といたしました。

次に、承認第2号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第11号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ8,069万4,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、1月21日に県内全域に発令された新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置に関連して時間短縮営業に協力した町内飲食店等への感染症拡大防止協力金の支給に係る経費の追加をお願いするものであります。

なお、これらの経費につきましても、早急に実施する必要があったため、1月21日付けでやむなく専決処分といたしましたものであります。

次に、承認第3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ5,466万4,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、1月21日に県内全域に発令された、まん延防止等重点措置が3月6日まで延長されたことに伴い、引き続き時間短縮営業に協力した町内飲食店等への感染症拡大防止協力金の支給に係る経費の追加をお願いするものであります。

また、第2表、繰越明許費につきましては、年度内での完了が見込めないことから、その予算の繰越しをお願いするものであります。

なお、これらの経費につきましても、早急な対応が必要なことから、2月14日付けでやむなく専決処分といたしたものであります。

最後に、承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ2,225万7,000円を追加いたしたものであります。

その内容は、2月17日から18日にかけての寒波の到来に伴い、町道路線の除雪関連経費につきまして、既決予算に不足が生じたため、新たにおおむね一斉除雪2回分と排雪の経費等を増額とさせていただいたものであります。

なお、この経費につきましては、早急に実施する必要があったため、2月18日付けでやむなく専決処分といたしました。

以上、4議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第2 1 | 議案第 5号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 2 | 議案第 6号 | 田上町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第2 3 | 議案第 7号 | 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 4 | 議案第 8号 | 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |

日程第 2 5 議案第 9 号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第 2 6 議案第 1 0 号 田上町地域学習センター条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第21、議案第5号から日程第26、議案第10号までの6案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました6議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、私有車を使用する場合の旅費について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 田上町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、引用している条文等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正につきましては、地域未来投資促進法の改正に伴い、引用している条文等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、国及び新潟県の道路占用料の改定に伴い、当町における占用料について、所要の改定を行うものであります。

最後に、議案第10号 田上町地域学習センター条例の一部改正につきましては、1月13日に開催された議会全員協議会においてご説明させていただいたとおり、地域学習センターは図書館機能を有し、設置目的の町民の教育と文化の発展に寄与するとともに、地域資源等を活用した多様な活動を支援する施設として運営していきませんが、物品の販売や宣伝活動とともに営利目的使用での継続的な使用を制限するため、所要の改正を行うものであります。

以上、6議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの6案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて

議長（小嶋謙一君） 日程第27、議案第11号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることにつきましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決すべき事件として提案をするものであります。

第6次田上町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に当たっては、令和2年度、令和3年度の2か年にわたり策定作業を行ってまいりました。これまで庁内での策定委員会を22回開催し、調査・検討を重ねるとともに、一般公募による町民を含めた15名の委員による総合計画審議会を5回開催し、その内容について慎重審議をいただきました。その間、町民の各施策に対する満足度や重要度などの意向を把握するため町民アンケートを実施したほか、まちづくりワークショップ、各種団体との座談会、町民懇談会を広く開催し、広く町民の皆様からご意見、ご提案をいただいたところであります。また、10回にもわたり議会全員協議会の機会をいただくことで議会からも貴重なご意見、ご提案をいただけてきました。

このような過程を経まして、去る1月19日に総合計画審議会において、別冊のとおり、第6次田上町総合計画基本構想及び前期基本計画についての答申をいただいたところであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第29 議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について

議長（小嶋謙一君） 日程第28、議案第12号及び日程第29、議案第13号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定及び議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定につきましては、平成24年4月1日から約10年間、指定管理者として両施設を管理運営してきた実績があり、かつ住民福祉サービスの向上も期待できることから、引き続き社会福祉法人田上町社会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定するものであります。

以上、2議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の社会文

教常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第30 議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について
- 日程第31 議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第32 議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第33 議案第17号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第34 議案第18号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第35 議案第19号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第36 議案第20号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について

議長（小嶋謙一君） 日程第30、議案第14号から日程第36、議案第20号までの7案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました7議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,892万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,025万1,000円といたすものであります。ほとんどが年度末に至り事業がほぼ確定したこと及び新型コロナウイルス感染症に伴い実施できなかった事業等について、収入支出それぞれ増減整理をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、まず歳入では、町税において、道の駅での販売が好調なこと及び税率改正により町たばこ税を増額、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により入湯税を減額。交付決定等により、自動車重量譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税を増額。国庫支出金及び県

支出金におきましては、交付決定等による増減整理のほか、国の補正予算による住民記録システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備補助金の追加、保育士等処遇改善臨時特例交付金の追加、社会資本整備総合交付金の増額。寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金の増額。繰入金におきましては、事業見込みによる各特別会計繰入金の増減整理のほか、財源措置として不用額が見込まれることによる財政調整基金繰入れの減額。諸収入におきましては、保育所広域入所利用者増加による負担金の増額。町債におきましては、事業確定に伴う減額のほか、普通交付税の追加決定による臨時財政対策債の減額、国の補正予算による土地改良事業に係る公共事業等債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業等債の追加。あわせて、土地改良事業に係る借入限度額について、第3表、地方債補正をお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、財政調整基金への積立金の追加、ふるさと応援寄附金の増による返礼品経費等の増額、国の補正予算による転出・転入手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修業務委託料の追加。民生費におきましては、事業費の見込みにより介護保険特別会計繰出金の減額、竹の友幼稚園の保育教諭補助員報酬の減額、国の補正予算による保育士等の処遇改善に係る補助金の追加。衛生費におきましては、新型コロナウイルス対策費の事業見込みによる減額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の増減整理。労働費におきましては、公共交通実証運行業務の事業見込みによる減額。農林水産業費におきましては、国の補正予算による県営圃場整備事業及び県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る負担金の追加。土木費におきましては、国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業として保明・後藤線路肩拡幅工事費の追加、下水道事業特別会計への繰出金の減額。公債費におきましては、過去に借入れた町債の利率見直し及び令和2年度借入れに伴う利子の減額をお願いするものであります。

なお、第2表、繰越明許費補正につきましては、国の補正予算を受けて、総務費において住民基本台帳システムの改修に係る経費、農林水産業費においては、県営圃場整備事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る経費、土木費においては、保明・後藤線路肩拡幅工事の関係経費について、それぞれ年度内での完成、執行が見込めないことから、その予算の繰越しをお願いするものであります。

次に、議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ92万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,898万6,000円といたすものであります。

次に、議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ448万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,701万6,000円といたすものであります。

次に、議案第17号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ148万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,241万5,000円といたすものであります。

次に、議案第18号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ277万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,225万4,000円といたすものであります。

次に、議案第19号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ3,986万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億636万6,000円といたすものであります。

最後に、議案第20号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額から1万7,000円を減額し、2億5,512万2,000円といたすものであります。

なお、議案第15号から第20号のそれぞれの各会計の補正予算の主な内容といたしましては、いずれも年度末に至り事業がほぼ確定あるいは確定見込みにより、歳入歳出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

以上、7議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの7案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては15日の本会議に、また、予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては最終日の本会議にそれぞれ報告できるようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。
これをもちまして本日は散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

午前11時35分 散会

別紙

令和4年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和4年3月1日（火） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	2番 3番
第2		会期の決定	24日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第21号	令和4年度田上町一般会計予算議定について	付託
第5	議案第22号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付託
第6	議案第23号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付託
第7	議案第24号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付託
第8	議案第25号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付託
第9	議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付託
第10	議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付託
第11	議案第28号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第1号	田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について	付託
第13	議案第2号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	付託
第14	議案第3号	田上町国民健康保険税条例等の一部改正について	付託
第15	議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	付託
第16	報告第1号	専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について	報告
第17	承認第1号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について	付託
第18	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について	付託
第19	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について	付託
第20	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について	付託
第21	議案第5号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	付託
第22	議案第6号	田上町個人情報保護条例の一部改正について	付託
第23	議案第7号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	付託
第24	議案第8号	田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	付託
第25	議案第9号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第10号	田上町地域学習センター条例の一部改正について	付託
第27	議案第11号	第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて	付託
第28	議案第12号	田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	付託
第29	議案第13号	田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について	付託
第30	議案第14号	令和3年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について	付託
第31	議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	付託
第32	議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	付託
第33	議案第17号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第34	議案第18号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第35	議案第19号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第36	議案第20号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	付託

第 2 号

(3 月 14 日)

令和4年田上町議会
第1回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年3月14日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 地域整備課長 | 時田 雅之 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 教育長 | 安中 長市 | 町民課長 | 田中 國明 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） 改めまして、おはようございます。これより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号1番、小野澤でございます。

まず、一般質問に先立ちまして、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、子どもを含めた民間人が多数犠牲になっていることに対して、強い憤りを持つとともに、最大級の抗議を表したいと思います。戦争の愚かさ、凄惨さを目の当たりにして、平和の尊さを改めて認識し、日本国憲法における平和理念の崇高さに強い誇りを持ちます。

では、一般質問に入らせていただきます。今回の一般質問は、1つ目が田上町の教育施策について、2つ目が令和4年度施政方針についての2つであります。

初めは、1番目の田上町の教育施策についてであります。銀行に世界人口というものがあります。本部は、アメリカのワシントンにあります。世界銀行は普通の銀行と異なり、途上国の貧困削減や開発支援を目的としたものであります。先般、この世界銀行より、新型コロナウイルス禍の学校閉鎖などによる学力低下で、生徒らが生涯を通じて得られるはずだった収入を失い、世界全体の損失額が日本で2,000兆円に上る可能性があるとの試算が示されました。ちなみに、日本の高卒、大卒の生

涯賃金は、高卒男性が2億1,370万円、女性が1億5,200万円、大卒が男性で2億7,210万円、女性が2億1,570万円であります。

世界銀行は、学習機会を失った子どもは読解力や計算能力が低下したとし、学習危機が長引いており、子どもや家庭、世界経済に壊滅的な影響を与える可能性があるとして警鐘を鳴らしました。同時に、日本を含む各国に対しては、教育への支出増や遠隔教育のアクセス向上を求めました。さらに、オンライン授業を受けられる先進国でも学習機会の減少による損失は大きいと強調されています。教育とは、長い年月を経て、社会経済に大きな影響を及ぼすものであることを改めて認識させられます。したがって、教育現場やそれを統括する教育委員会の役割は非常に大きくなってきております。

さて、私は今年度、過去の一般質問において教育問題を2回取り上げましたが、遺憾ながら質問の趣旨を十分に理解しない答弁しか得られませんでした。町民の方は、某新聞の投書欄で、そのことに対する憤りにとどまらず、それを許している議会に対しても不満を述べています。そこで、今年度最後の一般質問において、再度同趣旨の質問を行うことで、町民の皆様への説明責任を果たしたいと思っております。

田上町には、教育施策として田上の12か年教育がありますが、それは主に人格形成的なものであり、かつ中学生までで止まっています。健全な人格に裏打ちされる学問への探求心を満たす高等教育に対する施策がないのが実情です。言い換えれば、田上の12か年教育の真価が問われるはずの場がなく、教育施策としては中途半端なものとなっています。

2020年度の文部科学省の学校基本調査によれば、大学進学率は54.4%で、専門学校等を含めた高等教育進学率は83.5%であります。一方で、高等教育には相当なお金が必要となります。文部科学省の調査によれば、大学4年間の学費だけを見ても、国公立で約250万円、私立文系が約450万円、私立理系が約600万円、私立医科歯科系に至っては何と、6年間あります、3,300万円あります。入学時の初年度納付金や仕送り等も含めると、莫大なお金が必要となります。家計的に見ても、子育てで一番お金がかかるのが実は高等教育であることが改めて分かります。

ある作家は、学びの積み上げの必要性を述べています。ある対象についての知識は、1本の糸である。学びを積み上げていく以外、糸を伸ばして方法はない。糸が枝分かれしつつ順調に伸びていけば、それはやがて系統立った知識となる。その縦糸に全く異なる分野の知識を横糸として編み込んでいくと、そこに知識の網が出来上がる。それが教養だと。

少子化の中で、子どもへの期待は増すばかりです。過度な期待は禁物ですが、期待するだけでなく、期待に応えられる支援策を用意してあげる必要があります。誰もが高度で専門的な知識や技能、質の高い教養を身につけられる機会を公平に用意してあげることは、行政としての大切な役割の一つと考えます。そこで、教育長にお伺いをいたします。

質問1番、田上町の12か年教育の第1期生が誕生いたしました。当該教育施策の成果と課題をお聞かせください。

2番目、当該教育施策は中学校までのものですが、それ以降の教育施策の必要性の有無と、その有無に対するご見解をお聞かせください。

次に、田上の12か年教育の12年間は、しっかりと学び、健全な人格が形成される、とても大切な期間であると思います。したがって、いじめやヤングケアラー等により、学びの機会や健全な人格形成の機会を奪われることは、決してあってはなりません。いじめについては、県内の女子中学生の自殺という惨事が記憶に新しく、ヤングケアラーでは、県内の人数割合が全国水準を上回るゆゆしき状況にあることは、過去の一般質問で述べたとおりであります。県は、4月からヤングケアラーの支援に向けた本格的な体制づくりに着手するため、620万円の事業費を計上しました。担当課長は、一律の対応が難しい分野で、個々の家庭や子どもに寄り添った対応が必要とコメントしています。これらは、教育の闇の部分とも言えますが、健全な教育を行う上で、絶対に避けて通れない最も大切なものです。家庭と地域との連携を掲げる田上の12か年教育であり、果たしてこれらに十分に対応できているかも確認したいと思います。そこで、教育長にお伺いいたします。

質問3番目、いじめとヤングケアラーに関して、実際に悩み、苦しんでいる児童生徒の有無を把握しているのか。また、ありの場合は、具体的にどのように対処しているのかをお聞かせください。

次に、令和4年度施政方針についてであります。感想を少し述べてみたいと思います。町長は、令和4年度を田上町が高く羽ばたく年と言っておられますが、現在の社会の混乱や疲弊状況を見るに、とても羽ばたくどころではなく、翼が折れた感を持ちます。予算を特徴づけるうたい文句が大言壮語であってはなりません。コロナ禍の中で田上町の身の丈があらわになった現実に鑑みれば、今はしっかりと地に足をつけ、一步一步確実に前進する時期と考えます。来るべき人口1万人時代の社会経済を耐え抜くための施策を今から仕込むとともに、できるものから実施していくことこそが、町民に対しての優先的責務であると考えます。賑わい創出そのもの

を否定するものではありませんが、外部要因に大きく依存する不確実な賑わい創出の旗は、錦の御旗ではなく、ましてやそれが町民の一番の願いであるとする町長の個人的思い込みの下では、高く掲げるタイミングを見誤ると致命傷になります。

公共経済の用語で、行政用語ともなっていますスピルオーバー効果というものがあります。分かりやすく言うと、費用負担をしない人でも利益を享受するというものであります。交流人口の増加を目指す賑わい創出においては、町民のための予算を割いて、町外の来訪者のために新たに、かつ相応の財政支出を伴うという事実に対して、しっかりと町民のコンセンサスを得なければなりません。住民福祉や地域経済にどのような効果があると見ているのか、まずは行政の見解を丁寧に説明する必要があります。

私は、これまでの質問において、公的資料を基に、田上町の経済規模、経済循環の資金量と課題を明らかにしてきました。そこから町民の生活、暮らしを守り抜くことに軸足を置き、地域経済を衰退させないための地元循環型経済を提唱をしました。今回の施政方針には、人口減少に対応したという限定的な町内循環型経済として、私が前回の一般質問で提案した交付金事業に頼らない町単独のプレミアム付き商品券の予算化を恒常化の明言をしていないことや事業規模に満足するものではありませんが、取り上げたことはその重要性の一部をご理解いただいたものと思います。ただし、私が提唱する地元循環型経済は人口減少にも対応できるものですが、一般的な人口減少に対応することがメインテーマではなく、もっと深いもので、人口減少の行き着く先、なれの果ての田上町の社会経済を見据えた危機管理を基に、田上町という自治体の持続可能性を追求したものであります。先回りして困難を待ち構えるというものであります。循環というものに重きを置いた、町民の町民による町民のための、経済分野のみにとどまらない社会経済システムであり、町民資本主義の実践の一部であります。

さて、感想はこれぐらいにして質問に入ります。町長からは、地域学習センター等の利用や、その諸課題につきましてもしっかりと対応してまいりますと、あえて責任の所在を強調するご発言がありましたが、こと地域学習センターの利用に関しては、町民から疑義が示されてから間もなく1年がたちます。度重なる我々議会側との協議もむなしく、議会側からの質疑や意見に対して、行政側の理解不足から議論がかみ合わず、いまだに回答が出ていないゆゆしき状況にあります。町長は、この異常とも言える事態に対して、どのように責任を感じ、どのように責任をお取りになるのでしょうか。お考えをお聞かせください。これが質問4番目です。

私の過去の一般質問で取り上げました建物の耐震工法上の大きな課題を後送りして、人命に直接的な被害を与えることが十分に予想されている町民体育館に対する方針が施政方針に盛り込まれていないのは、理解し難いものであります。我々議員に対して、早急に町としての考えを決めるとのご発言を記憶しております。そこで、町長にお伺いいたします。

質問5番目、今回の当初予算案に、当該事案に対する予算が計上されていない理由と、人命に関わる重大な事案である町民体育館の構造上の問題に対する対処方針、方法及びその時期をお聞かせください。

次に、経済面においてであります。事実誤認があります。回復の兆しも見え始めていと述べられましたが、一体どこの国のお話をされているのでしょうか。またさらに、経済回復の支援も必要であると考え、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますとあります。そこで、町長にお伺いをいたします。

質問6番目、経済回復への支援を実施するに際し、行き当たりばったりの施策では用をなさず、現状分析及び現状把握に基づく、体系的かつ継続的な施策が必要であることは言うまでもありません。これはいわゆる出口戦略と呼ばれるものであります。田上町の出口戦略をお聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終えます。なお、町民の皆さんに分かりやすい、的確で簡潔明瞭なご答弁をお願いをいたします。

以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めまして、おはようございます。それでは、小野澤議員の令和4年度施政方針についての質問にお答えいたします。

質問4の地域学習センター利用についての問題につきましては、議員ご指摘のとおり、私どもの理解不足により議論がかみ合わず、ここまで長い時間が経過したことにつきまして誠に申し訳なく、心よりおわびを申し上げます。様々な行政課題について、議会としっかりと議論ができるように、議員各位のご意見を正面から受け止めることはもちろんのこと、迅速な対応と丁寧な説明に心がけていくことが私の責任であると考えております。責任の取り方は、人それぞれ考え方があってと思います。まずは今回の件で失われた議会との信頼関係をしっかりと修復していくことが、私に課せられた最も重要な課題であり、これこそが私が取るべき責任であると思います。この件につきましては、私自身が先頭に立ち、しっかりと取り組んでまいります。

質問5の町民体育館の予算についてであります。地域地域学習センターの関係から、新年度予算に盛り込むことができませんでした。耐震等に関する課題の対処方法については、段階的な調査方法が考えられ、本来であれば、まず設計業者に調査方法の提案と経費の見積りを依頼するところでありましたが、地震等により天井材が落下するおそれがあることから、取り急ぎ目視での点検を業者に依頼し、対策方針の提案を受け、現在その対策に係る経費の見積りをお願いしているところです。今後、その経費を執行内部で検討し、必要に応じて予算措置をお願いしたいと考えております。その後、改めて耐震等に関する課題の対処方法について、設計業者に調査方法の提案と経費の見積りを依頼いたします。

質問6の経済回復への田上町の出口戦略についてです。町の経済状況については、昨年12月頃までは感染状況は一定程度の落ち着きを見せ、業種間の差はあるものの、ある程度戻りつつある状況でした。しかし、変異株、オミクロン株による感染者の急激な増加、それに伴うまん延防止等重点措置の適用、原油の高騰、各種原料の値上げ、さらにロシアのウクライナ侵攻などの影響を受け、経済は不透明感、不安定感を一層増しております。一方で、町内の経済状況、事業所については、直近での金融機関からの聞き取りや、この間事業所から直接お伺いした中では、回復傾向にある事業所もある一方で、以前の経営状況にはなかなか戻っていない業種、事業所が多くあります。私としては、新型コロナ感染症の影響により経営が回復し切れていない事業所への支援が引き続き必要と考えております。

出口戦略についてですが、これは国の施策によるべきところが大きいと思えますが、まずは感染症予防、拡大防止対策を実施するとともに、社会経済活動の維持、回復につなげていくことが必要であると考えております。こうした中で、町としては、ワクチン接種やPCR検査等の保健分野での感染症予防、拡大防止対策とともに、経済回復、消費喚起や需要創造に向け、プレミアム商品券、飲食券の発行や事業継続支援金などを令和4年度も引き続き実施していくことで、切れ目のない支援策を実施していきたいと思えます。新型コロナウイルス感染症に対する治療方法が確立し、皆様が安心して過ごせるときまで、まだ時間を要します。そうした中においても、感染拡大防止と社会経済活動の維持と回復に向けた取り組みを実施していく必要があります。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) おはようございます。小野澤議員の田上町の教育施策について

の質問にお答えいたします。

1点目は、田上の12か年教育施策の成果と課題についてです。平成22年度からスタートした田上の12か年教育は、令和3年度で12年目になります。その成果としましては、田上町の目指す児童生徒像の実現を、竹の友幼稚園、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校が同じ方向に向かって、12か年の連続性を活かして取り組むことができたことです。その結果、児童生徒及び教員ともに、話を聞く、自分の役割を果たす、明るい挨拶、そういった項目での評価が大幅によくなりました。また、自分にはよいところがあると肯定的に自己評価する割合や、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があるという地域社会に目を向ける割合も増加しました。キャリア教育をベースにした施策の成果だと考えています。さらに、先生は自分のよいところを認めている、先生は分かるまで教えてくれると、教師との関係性を肯定的に受け止める児童生徒の割合も増加しています。小中学校3校が協同して授業改善に取り組んできた成果であると考えています。しかし、考えを持ち、伝えるという項目の評価が、まだまだ低い傾向にあります。今後一層授業でのICT活用も含め、生徒が主体的、対話的で深い学びができるような授業づくりを図っていきます。また、田上コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、今以上に地域と共にある学校づくりに努めてまいります。

2点目に、中学校以降の教育施策の必要性の有無とその見解という質問ですが、議員がおっしゃるように、誰もが求めれば高度で専門的な知識や技能、質の高い教養を身につけられる機会を公平に用意してあげることが、行政としての大切な役割の一つと考えられますし、それに応えられる支援策を用意してあげる必要性はあると思います。しかし、こういった支援策が望ましいのか、奨学金制度といったような経済的な支援策だけでよいのか、議員のお考えもお伺いしながら、研究させていただきたいと思っています。

3点目のいじめとヤングケアラーに関して、実際に悩み苦しんでいる児童生徒の把握とその対処についての質問です。令和3年度のここまで、今日までの各学校のいじめの認知件数は、3校合わせて11件です。通常、いじめ案件が確認された場合、関係教職員で対応しますが、内容によっては校内いじめ対策委員会を開き、そこで対応します。町教育委員会も指導や助言を行います。さらに対応が必要な場合は、県教育委員会の生徒指導課に指導やアドバイスを求めて解決に当たります。その結果、10件は一定の解決を得ているというふうに学校から報告が上がっております。1件は現在も対応中です。

ヤングケアラーにつきましては、今年度の児童生徒の生活アンケートから確認された案件はありませんでした。しかし、児童虐待等の対応として、町の要保護児童対策地域協議会がありますが、その中で、現在対応中の案件にヤングケアラーにも該当すると思われるケースが1件あります。通常、ヤングケアラーをはじめ、児童虐待等の家庭内の問題は学校だけではアプローチが難しいので、関係機関と連携するために、要保護児童対策地域協議会で対応しています。町の要保護児童対策地域協議会は、児童相談所、地域振興局、警察、医師会、民生児童委員、教育委員会等のメンバーで構成しています。それぞれの案件の内容により、関係者から成るケース会議を持ち、対策を検討して解決に当たっています。

いじめもヤングケアラーも早期発見、早期解決を目指し、該当の児童生徒や家族に寄り添った対応をしております。

1 番（小野澤健一君） どうもご答弁ありがとうございました。質問の順番と回答される順番が前後していますので、順番どおりに2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、教育委員会のほうのご答弁でございましたけれども、田上町の12か年教育については、成果と課題ということでそれぞれあるということでもあります。私は、三つ子の魂百までという言葉がございますが、幼児教育こそがやはり人格形成にとって非常に大切だというふうに私は思っております。何も小学校、中学校を無視しているとか、そういう意味ではありません。

田上町の今までの保育行政を見てきますと、効率化の名の下で、各地域に個性を持って存在していた保育所は、今竹の友幼稚園ということで1つに統合をしております。これは、今この状況から見ると、私は決して正しかったというふうな認識は持っていないのですが、これについて教育長のご見解をお聞きをしたいというふうに思っております。

それから、田上町の12か年教育が中学生までで止まると、それ以降の教育施策がないということに対して、必要だということで教育長おっしゃっておられました。やはり全国的に見て、先ほど一般質問の中でご披露したように、85%の人が高等教育を受けているというこの現状を考えた中で、それでなおかつ非常にお金が多額にかかる。一般のサラリーマンでなかなかその分用意できないと。そういった流れの中で、それから子どもの数がどんどん減ってきているとこういう中でやはり質の高い教育を求めれば与えられる、経済的、家庭的な、経済あるいは金銭的問題にかかわらず、そういった志がある人に対しては、そういう機会を与えてやるということ

ぜひとも、奨学金制度ということでご答弁ありましたが、奨学金制度については今まで私の大先輩たちが、何度となくこういった提案をされてきたのではないかと
いうふうに思っております。そろそろ本格的な検討を始めていただいて、資金的な
援助、まずこの辺が先立つものということでございますので、検討を急いでいただ
きたい。これについてのお考えをお聞かせいただきたい。

それから、いじめとヤングケアラーについてであります。前回の答弁の内容か
ら比べれば、具体的な内容をお示しをいただいて、非常にありがたいというふう
に思っております。いじめであれ、ヤングケアラーであれ、やはり田上町の中で存在
している。この児童生徒たちが本当に悩み苦しんで、先ほど申し上げたように、健
全な人格形成の阻害になる、そういったことは避けていかなければいけない。そ
の中で、特にヤングケアラーについては、アンケートの中ではゼロであったけれど
も、実際調べていくと1件該当すると。こういった潜在性の怖さというのがやはりい
じめであり、ヤングケアラーにはあります。こういった中で、教育長が最後におっ
しゃった、児童生徒や家庭に寄り添った対応をしてまいりますと、こういうご答
弁がありました。では児童生徒や家庭に寄り添った対応というのは具体的にどのよ
うなことを指すのか、お聞かせをいただきたい。

続きまして、今度は町長がご答弁をいただいた内容でございます。まず、地域学
習センターについての問題であります。言葉を見ると、なるほどなと思うのです
が、なかなか具体的なものが感じられません。町長としてリーダーシップの発揮、
あるいは異なった意見に対して真摯に受け止める姿勢が欠けていたということでの
自己反省と捉えますが、それでよろしいでしょうか。そして、有言実行はもう即刻
見られるのでしょうか。これをお聞かせいただきたい。

それから、地域学習センターの関係から、町民体育館の予算が盛り込まれなかつ
たというご答弁でしたが、私は全く関係ないというふうに思っております。地域学
習センターは地域学習センター、町民体育館は町民体育館。町民体育館の危険性
については、私のみならず、複数人の議員のほうから指摘があるにもかかわらず、残
念ながらいまだかつて有効な対策が講じられていない。町民の生命、財産を守るの
が行政の一番大きな課題であるにもかかわらず、それがなされていないのは、非
常に理解し難いものであります。

そこで、目視による点検、これはいつ目視の点検依頼をしたのか。そして、その
結果はいつ出来上がるのか。それをまずお示しをいただきたいというふうに思いま
す。

それから、経済回復への田上町の出口戦略であります。町長がご答弁の中で、事業所から直接お伺いしたと言っております。たしか昨年、5月、6月ですか、盛んに町長が産業振興課の担当者と、それも1か所に5人もそろってですが、訪問して実態把握をしてこられたということはお聞きをしておりますが、それは今も続けられておられるのでしょうか。もし続けておられないということであれば、なぜおやめになったのか、そのところをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問です。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

地域学習センターの問題、いろいろと先ほど申し上げました。皆様方に本当に時間がかかりましたこと、おわびを申し上げたいと思います。今後について、私自身がリーダーシップを取りながら、しっかりとこの問題には対処していきたいなど、こう思っております。

町民体育館の関係ですけれども、先ほども申し上げましたように、天井材、これの落下が今一番心配されております。それについて、それこそ目視をし、見積りを業者から今お願いをしている状況でありますので、それにつきましては教育委員会のほうから説明をしてもらおうと思っております。

それから、出口戦略です。これ先ほど申し上げましたけれども、国の施策によるところが大きいとは思いますが。しかしながら、今ヨーロッパ、アメリカ等において出口戦略、アフターコロナ、ウィズコロナというふうな状況で、経済回復、いわゆる社会活動の回復というふうなことで、そうした国の施策としての方向性がちょっとウィズコロナ、アフターコロナというふうな形で向いているのが今ヨーロッパとかアメリカでは行われています。そうした方向で、国がある程度のそうした方向性というのでしょうか、施策によるところが大きいのかなというふうに思っております。そうはいいながら、やはり町としての出口戦略ということになりますと、やはり感染症予防対策、そうしたことをしっかりとやりながら、また町の経済の状況等について、状態を状況をしっかりと把握しながら対策を練っていくことかなというふうに思っております。

先ほど各事業所を巡って現在の経済状況についてというふうなお話がございました。今私自身は、各事業所巡りはやっておりません。ただ、今回、旅館組合のほうからも要望がございました。各金融機関にこれからの2年、3年の返済がこれから本格的に今度始まっていきます。融資に対して返済が始まるこの時期において、その返済条件であるとか、支払い猶予であるとか、そうした点について金融機関にぞ

ひひとつお願いしてほしいと、柔軟的な対応をしてほしいと、こういうふうな要望がございました。各銀行を個々に回らせてもらいました。去年は、金融協議会の中で要望させていただいたのですが、今回は各金融機関、個々に回らせていただいて、今後始まってくる返済、そうしたものに対して、もっと柔軟的にといたしますか、寄り添った融資の返済の関係、それらについてぜひひとつご協力を賜りたいというふうなことで、各金融機関を回ってお願いに上がったところであります。

私のほうからは以上であります。

教育長（安中長市君） では、最初に教育施策についてお答えさせていただきます。

幼児教育が大切だということに関しては、教育委員会としてもそういうふうには思っています。だんだん、昔は中学校が荒れていて、中学校を何とかしよう、それが小学校に下りてきて、小学校を何とかしよう、もちろん中学校も小学校も一生懸命やっていますけれども、そこは結局幼児教育がスムーズに、そしてしっかりと行われれば、小学校、中学校も健やかに育っていくのではないかと、その考えは私も小野澤議員と同じです。

前、保育所が幾つかあったのを、今竹の友幼稚園1つにしたのですが、その見解はということですが、確かに少ない人数の中でやっていけば、ある意味目も届きますし、落ち着いた保育ができる、そういう考え方もあると思うのですが、この竹の友幼稚園ができてから、この12か年の中で、先ほど小野澤議員もおっしゃったように、幼児教育、保育ですけれども、保育と教育に力を入れて、そこで伸ばしていかなければいけないと。そういう考え方をしますと、それぞれ小さなところで分かれていると、なかなか1つの方向に向かっていかないと、そういうこともあるのかなと思います。

竹の友幼稚園は、それこそちょうど12年前にできたのですが、やはり最初は少ない人数が1つに集まり、保育士たちも1つに集まり、最初は課題が多かった。私もそのとき中学校にいたのですが、課題が多かったし、親御さんから、ここはどうなっているのだというお話も大分承ったと聞いています。この12か年の中で、竹の友幼稚園はその課題を一つでも早く解決したいということで努力をしてきたと思っています。最近、12年前に比べると、いわゆる苦情というのですか、クレームはもう何分の1かに少なくなったというふうに聞いています。でも、もちろん今もありますので、丁寧に対応していきたいというふうに思っています。

それから、奨学金についてですが、町の施策としては、大学等教育資金利子補給事業があって、令和3年度は22名の方に給付しておりました。それ以外に、町独自

の奨学金制度について、教育委員会は今年度、具体的なこういうふうにするかという案をつくったのですが、その案をつくってシミュレーションをかけると、大変莫大な経費がかかります。来年度には反映ができませんでした。もう少し研究させてください。また一生懸命考えてみます。よろしくお願いします。

それから、児童や家庭に寄り添った対応という意味ですけれども、例えばヤングケアラーでも、いじめでも、それから児童虐待でもそうなのですけれども、まずは児童がどういう状況なのか、このことを把握することが一番大事だと思っています。それから、その児童がどれだけ悩んでおられるのか、苦しんでおられるのか、それも把握する必要があると思っています。そういうことが起きたときに、表面だけ見て、ではそれをしている親御さんが全て悪いのだと、もちろんそんなことはよくないことなのですけれども、ヤングケアラーとか虐待ですけれども、疑いがあるときですけれども、それでは前に進まないです。そのご家庭でどうしてそうなっているのか、どうしてそんな形になってしまっているかということ、先ほど言いました関係者が集まって、いろいろな情報を集め、そしていろいろな角度から検討して、そして対応していくと。実際にそのご家庭に寄り添って、一生懸命お話を聞かせていただいて、いい方向にいくように努めると、それが寄り添うということだと思っています。

最後に、体育館は局長のほうで答えさせていただきます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 小野澤議員の一般質問の2回目の一般質問ということで、町体の目視点検をいつやったか、またいつ出来上がるのかということでのご質問にお答えしたいと思います。

目視点検につきましては、1月の下旬に実施をしております。その実施に対しまして、対応策、見積りについては、3月いっぱい時間をいただきたいということでの業者のほうから提案をいただいておりますので、お願いいたします。

1番（小野澤健一君） では、3回目の質問になります。今ほど町民体育館の目視の1月下旬に依頼をしたと。ちょっと遅いです。あれだけいろいろ、先ほど申し上げたように複数の議員が問題視をしている中において、動きが非常に遅い。要は重大性をやはり認識していないのではないかと、こう言わざるを得ない、そういう事象があります。物事が起きてから、ああ、困ったというわけにはいかない。そういったものを我々は危惧して指摘をしているわけですから、1月だと、ついこの間という形ではないですか。そういった緩慢な処理はやめていただきたい。もっと素早く、やれるならやる、やれないならやれない、あるいはやらないとか、こういうものを

明確にしてもらわないと。一番町民の生命に関わる部分だということに、天井がおってきて、町民が犠牲になりました、では誰が責任取るのですかなんていう、そんな最悪のケースにならないように、もっともっとスピード感を速めてやっていただきたいというのが1つ。

それから、ヤングケアラー、あるいはいじめについての部分、これは本当に闇の部分だろうと思うのです。家庭訪問したところで、親がなかなか説明してくれない、こういう話あります。大体そういうところで事件、あるいは事故が起きている。だから、やむを得ないのだというものではないというふうに思っています。田上町のこういった教育の中で、そういった悲惨なことが絶対に起きないように、徹底してやはり対策を講じていただくことと、それから先ほど申し上げたように、私は幼児教育、今まで複数保育所があった時代、これは非常に職員の数も、ほとんど町の職員ということで、責任と自負を持って、家庭訪問までして子どもの教育に関わってきたと、こういう時代がありました。そこから比べれば、今は効率化、なかなかそうはいっても経費は計上できないのだという中で1つに集めてきた。それも分からぬではですけれども、それによって、今までやれたことがやれなくなった、そういうことがないように、再度子どもたちの様子を見るとともに、その家庭環境をしっかりと把握する中で、健全な教育を図って行っていただきたいというふうに思います。

それから、今度は町長からご答弁いただいた内容であります。企業訪問は今までしたけれども、最近していないということで、非常に残念です。やはり町長もお忙しいのだらうと思うのですけれども、やはり月に1回ぐらいは外の空気を吸いに出て、今経済がどのようになっているのか。あるいは町民がどのような生活をしているのか。これをやはり人から聞くのではなくて、町長自ら目で見、肌で感じる、そういった形で行政をやって行っていただきたいというふうに思います。そうでないと、町長の思いと町民の現状がギャップが出てしまう。それが一番困りますので、そこをひとつお願いをしたい。

それから、金融機関、旅館組合から要請があつて、金融機関にお願いに行つたと。非常にいいことだと思うのです。今後恐らく、私が思うに、どういう現象が出てくるかという、今までコロナの中で非常に融資が借りやすい時代がありました。借りれば、当然のことながら返さなければいけない。返す必要がないなんていうことないわけです。どういうことが起きているか。必要以上のお金を借りている企業が非常に多くなってきている。いわゆる有利子負債というような言い方になりますけ

れども、その返済が始まったときに、返済に充てる原資がないというのが恐らく今後出てくる状況だろうというふうに思っております。したがって、設備投資を巨額にしなければ駄目の産業等については、やはり金融機関に粘り強く交渉するとともに、そうかといっても金融機関にいた私の身からして行政からお願いをしたから、はい、分かりましたと、こういうわけにいかないと思うので、先ほど申し上げたように、町長自らやはりそういった産業の状態、あるいは企業の状態、こういったものをしっかりと見ておかないと、力尽きました、すみませんでしたというわけにはいきませんので、そこだけ気をつけていただきたいというふうに思っております。

あと、高等教育への、話がまた教育のほうに戻りますけれども、利子補給ということで22件実績がある。今これだけの低金利の中で利子補給を受けても、うれしくないとは言いません。金額はたかが知れたものだろうと思うのです。したがって、それをなくせとは言いません。そこからやはり発展して、教育資金はやっぱりお金がかかるから、そういった教育ローンを借りて利子補給を町に申請するわけですから、お金がかかる。そういったところをやはり経費がかかるのは、教育である以上、やむを得ないと思うのです。なかなか経済合理性の中で判断できないのが教育であるわけですから、私はやはり1人でも2人でも満額、あるいは就学金については例えば月15万円も20万円もやるとか、そんなことはない。今はいろんな奨学金が大学をはじめ、あるわけですから、それを補う程度のやはり奨学金を町が用意をしてあって、頑張っていこうと。その後田上に戻ってくるかどうかは不問に付すけれども、まず取りあえず知識を身につけて、立派になって帰ってこいと、立派になってやってくれと、こういうやはり送り方をしてやらないと、85%の進学率、ほとんどの人が高等教育を受けるこの状況の中で、田上だけどんどん遅れてしまうことがないように、ひとつ検討をしていっていただきたいなというふうに思っております。質問ではありません。私の意見が主でしたので、私の3回目の質問及び意見はこれで終わって、回答は要りません。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） 藤田です。これより一般質問をさせていただきます。

今日は、第6次総合計画と人口対策について、それともう一点、厚生連三条総合病院の閉院について、この2項目について町長にお考えをお伺いしたいというふうに思っています。

まず第1に、第6次総合計画と人口対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症も減少傾向でありましたが、私はそう思っておりました。しかしながら、昨年の12月末頃から感染状況は一変し、デルタ株に替わり感染力が強い新型オミクロン株があつという間に国内に拡大し、各自治体においても緊急対応に奔走した年度末であり、今に至っております。なかなか感染症の減少化が見えない中ではありますが、引き続き高齢者の感染防止に向けた3回目の接種の推進と、低年齢感染防止に向けた子どもへの接種の実施及びコロナ感染症拡大で困っている皆さんへの支援対策を引き続きお願いをするところであります。

町長は、1月13日の新聞インタビューの年頭の挨拶で、残り任期半年を残す中での町政運営の総括と、人口減少化問題、コロナ禍での地域産業への支援対策、ごみ焼却問題、GIGAスクール構想、県央基幹病院と加茂病院の問題、町の農産物、産業のブランド化など、引き続き山積する課題への取り組み、第6次総合計画の作成と今後のまちづくりへの方法を語っておりました。ただ、2期目の出馬については白紙の状態であり、今後、後援会の方々と協議をした上で決めて、考えを表明したいとのことでもありました。このままひよっとしたら3月定例会まで出馬表明はしない可能性もありかと勘ぐりもいたしました。2月2日に正式に2選目を目指して立候補する考えを表明いたしましたので、12月に続き3月でも一般質問にて出馬についての考えを問うことにならずに安堵したところであります。

さて、町長は立候補する考えを表明した中で、新型コロナウイルス感染症に係る町内事業所への支援策や、第6次総合計画に基づいて人口減少化対策に力を入れていきたいとの考えを述べておりました。町長は、就任以来、子育て世代の人たちがこの町に住んでみたい、住み続けていきたいと思えるような町にするために、多子世帯への学校給食費の軽減助成や不妊症治療助成、子育て世代包括支援センターの設置等の施策について、議会と一体になって取り組んでまいりました。よかったとの評価は聞こえてきますが、これらの施策に取り組んで2年が経過したものもあります。人口減少に、少子化に、また移住定住に何らかの変化はあったのだろうか。何かしらの変化はあるはずと思っておりますが、数値的な結果が出るにはもう少し時間が必要ではないのかとも思っております。いずれにせよ、人口減少化対策や少子化対策や移住定住対策だけを取り上げてみても、結果が出るまでには時間がかかるし、結果を見てから次の対策を考えていたのでは、間違いなく消滅町村の仲間に入ってしまうことになります。

今でも同僚議員からいろいろな提案も出されております。中には、私的にはなる

ほど、おもしろく価値ある提案だと思えるような意見もありましたが、検討されたような経過説明もなく、今に至っております。この問題は、一自治体に取り組むには限界があり、国が抜本的な対策をしなければならぬと町長が言われるとおりであります。とはいえ、対策に取り組まないわけにはいかないとも町長は言っております。減少化を少しでも緩やかにするためには、対策に取り組まないわけにはいかないと覚悟を持っているのであれば、思い切った施策を打ち出してみたいかでしょうか。町長が言われる福祉、誰もが安心して暮らせるまちづくり、教育、安心して子育てできるまちづくり、発展、活力あふれるまちづくりへの取り組みも重要ですが、人口減少化、少子化、移住定住促進は、これらの中でも取り組むべき最重要課題だと私は思っております。町長も第6次総合計画の中で、人口減少化対策への取り組みは積極的に取り組んでいかなければならないと言っていますが、人口減少化、少子化、移住定住化にどのような具体的な対策で取り組んでいくのか、町長に伺います。

次に、厚生連三条総合病院の閉院について伺います。これは三條新聞の2月3日の抜粋であります。先般の新聞報道によると、厚生連三条総合病院の運営母体である新潟県厚生農業協同組合連合会の理事長が、1月28日、三条市長に面会し、令和5年度中の開院を目指して建設が進んでいる県央基幹病院の開院と併せて三条総合病院を閉院する方針を伝え、了解を求めた。これに対して市長は、基幹病院開院後も、地域医療が安定するまでは19床を確保した上での有床診療所として継続するという正式な約束があるとして厚生連側に再考を求め、物別れに終わったとの記事が載っておりました。また、2回目の面談が2月3日に行われ、厚生連側は経営面、財政面の厳しさを指摘し、改めて閉院に踏み切る方針を伝え、了承を求めた。これに対して、現滝沢市長は、市として財政支援も難しいとの判断から、致し方ないとして閉院方針を了承する意向を伝えた。これにより、閉院は確定的となったとの記事がありました。また、2月11日の新聞報道によると、国の特例承認を受けて三条総合病院は、基幹病院開院後も地域医療が安定するまでの一定期間は19床を確保した上で、外来診療と入院に対する有料診療所として継続することが、昨年、令和3年3月に開かれた県央の5市町村の自治体関係者や、医師らが県央地域の医療体制について協議する県央地域医療構想調整会議で報告されたとの経過が記載されており、大文字で「約束とは何だったのか」と問いかけておりました。私もこれらの記事内容を読ませていただき、私なりに疑問を持ったことについて、三条市健康づくり課健診係に何点かの質問をさせていただきました。そのうち2点について町長の

お考えを聞かせていただきたいと思います。

1点目が、前三条市長は有床診療所として継続は5年間にわたって交渉してきた結果と答弁したと新聞報道には記載されていましたが、一定期間とは何年を意味し、また5年間にわたる交渉記録はあるのでしょうかとの質問をさせていただきました。三条市からの回答は、一定期間とは明確になっていません、交渉記録はないとのことでありました。私が思うに、5年間の交渉結果としては、三条総合病院は基幹病院開院後も地域医療が安定するまでの一定期間は19床を確保した上で、外来診療と入院に対する有料診療として継続すると。昨年3月に開催されたこの県央医療構想調整会議にて厚生連側から説明があったとのことですから、口頭ではやりませ、継続しますと表明されたので、この時点での意思確認はできたので、交渉結果としては、結果よしと私は思います。しかし、それから10か月後の今年1月28日に、継続はできないと突然一方的に申入れがなされたわけですから、その真意が意味不明であり、私なりのげすの勘ぐりをすれば、交渉記録がないわけですから、交渉経過の中で何か密約でもあったのではと思われても仕方はありません。このような交渉記録が作成されないことに対しては、私は、問題が残るのではないのでしょうか、そのように思っております。町長はどのように思いますか。市、町、村、それぞれ規模は違えども、運営の透明性を向上させて、市町村民への説明責任を果たしていくことはトップの使命です。そのためには、交渉の経過記録は重要です。ましてや、今回の案件は三条市だけでなく、県央の5市町村の自治体関係者や医師会、医療関係者で構成された県央地域の医療体制に係る重要な問題であり、不透明感があってはならない案件ではないのでしょうか。交渉経過は文書として作成して、公文書として残す、そして適正な管理を行うべきではないのでしょうか。どのように思われますか、町長に伺います。

三条市への2点目の質問が、現市長は改めて交渉は考えていないとの記録がありました。この判断は決定でしょうか。また、県央地域医療構想調整会議で経過説明についてはされたのでしょうかとの問合せをいたしました。回答は、今後の交渉は考えていない。また、経過説明については、今後調整会議の中で厚生連側から説明があると思うとのことでした。この回答を聞いて、調整会議メンバーの皆様には説明がないまま判断を下すのは早過ぎではないのか、最終決定権限者は三条市長なのではないでしょうか。決定権限者は誰にも分からない現状と、今までどのような調整会議が行われてきたのかも知ることができない住民の皆さんにとってはあまりにも突然の出来事であり、理解できないのは当然のことだと思います。県央地域医療構想調整

会議の設立主催者は新潟県であり、月に1から2回開催される会議も招集は新潟県が行ってきたと聞いていますが、この会議に関係する市町村の長としてはどのように思われますか。また、県央地域医療構想調整会議の権限者は誰なのでしょう、町長に伺います。

2月19日の三條新聞では、県としては厚生連の決定を覆す権限はないが、厚生連側は圏域内の医療関係者などで作る県央地域医療構想調整会議の中で対応について説明を行い、地域の理解を得る必要があるとの見解を県側は示しております。何か私、これを聞いても、他人事のように思えてなりません。会議の主催者である県は、もっと強い態度で厚生連に臨むべきではないでしょうか。今後の広域医療体制をどのように考え、進めていくのかは、町村レベルでの考えで進めていけるわけではありません。主体は県レベルの考え方で進めてきたはずで、そうであるならば、県央地域医療構想会議メンバーの各自治体並びに医療関係者は一丸となって、地域医療が安定するまでの一定期間は継続を、新潟県に対して強く求める行動を起こすべきと思いますが、いかがでしょうか。町長に伺います。

今回の厚生連と県の対応を見て今後心配することが、県立加茂病院の運営の在り方についてであります。佐野町長は、加茂病院の運営は公設公営でやるべきとの考え方で現在に至っていると思いますが、心変わりはありませんか。隣の藤田市長は公設民営化でやることも賛成をしておりますが、今回の厚生連三条総合病院のように、県央地域医療構想調整会議という公の会議で約束はしていても、新型コロナウイルス感染症等の影響による医療需要の低下や、毎年1億8,000万円の赤字が生じ、厚生連全体の病院経営に影響が及ぶなどいろいろな理由を掲げて、一方的に約束をほごにしてみました。いかなる理由があるにせよ、自分たちの都合で一方的に約束をなかったことにする行為をいとも簡単にやれる新潟県厚生農業協同組合連合会の体質に、不信感を持たざるを得ません。経営の基本は、利益を出して継続することで社会への貢献、地域への貢献や従業員の幸せを求めることができるわけであり、赤字経営が続き、累積がどんどん増えてしまえば、社会貢献などという前に店を閉じるか撤退するかを選択をしなければなりません。公設公営であれば、地域に住む市町村民の了解なしに一方的に店を閉めることはできませんが、しかし、今回の事例を見て、民営であれば、一方的な決断で店を閉めることも可能となってしまいます。加茂病院が公設民営化になれば、今後医療環境が様々変化する中で、将来、今回のようなことが起きる可能性が大いにあると心配をしております。

新聞報道では、県立吉田病院も、県立加茂病院も、民営化に向けて着々と進めら

れているように書かれておりますが、佐野町長は今後どのような方針で、考えが異なる隣の藤田市長と加茂病院について取り組んでいくのか、町長に伺います。と伺いたいところでありましたが、2月26日の三條新聞を見てびっくり仰天いたしました。県立加茂病院と県立吉田病院は公設民営化で指定管理者募集に入るとの記事が出ておりましたが、私の記憶では、当町議会にはこの件に関する話も何もなかったと思いますが、当町には事前に県からいろいろな情報が届いていたのでしょうか、町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、第6次総合計画と人口対策についてであります。町の人口は平成12年の国勢調査人口の1万3,643人をピークに減少に転じ、平成27年で1万2,188人、令和2年で1万1,227人となっております。今議会にも提案しております第6次総合計画においても、人口問題をまちづくりの課題として捉え、その課題解決に当たった分野別目標「10年後も誰もが住み続けたいまち」の施策の方向に人口問題への対応を掲げておるところであります。また、重点プロジェクト、住んでみたい・住み続けたいまちプロジェクトとして、人口減少への対応として、総合戦略の実施を掲げております。令和4年度から始まる第2次総合戦略において、各種事業により人口減少対策、少子化対策、移住定住対策を実施していきます。

具体的には、総合戦略の最重点目標として、20代、30代の社会減の抑制であります。これは、20代、30代の世代においては、転入者よりも転出者が多いという社会減という状況を抑制する考えであります。その目標に向けて、新規事業として、暮らし応援リフォーム補助、マイホーム取得支援、起業創業支援、移住者住宅賃貸支援、移住おためし宿泊補助等に取り組んでいく予定であり、新年度予算にもその経費を計上いたしております。あわせて、以前から実施しております学校給食費多子世帯軽減助成、乳幼児育児用品購入費助成などの様々な子育て支援策なども実施していくことで、町の人口減少を少しでも抑えていきたいと考えております。

次に、厚生連三条総合病院の閉院についてお答えいたします。三条市と三条総合病院の交渉の記録の未作成について、また、交渉経過を公文書として適正に管理すべきではとお尋ねではありますが、ここでいう交渉がどのような趣旨に基づくものであるのか、公式であるのか、非公式であるか等、その内容も承知をいたしておりませんので、特に私の口から申し上げることはございません。三条総合病院の閉院の

判断について、県央地域医療構想調整会議メンバーとしてどのように思うかとのお尋ねであります。当初の方針を転換し、突然発表に至ったことは誠に遺憾であると感じております。もちろん県央地域医療構想調整会議の場においてご説明いただくほか、当町の利用者を含めて、関係者への丁寧な説明が求められるものと考えます。

また、県央地域医療構想調整会議の権限者についてですが、会議の主催は県であります。地域の医療機関、各医師会、各病院や行政等が連携を図りつつ、地域医療構想の達成を推進するために関係者が協議する場がありますので、どこか1つが権限者ということはないものというふうに捉えております。

県央地域医療構想調整会議は、県に対して行動を起こすべきということではありますが、存続についての最終的な判断は、県ではなく、実際に経営、運営をする三条総合病院自身が、経営面を含めたあらゆる角度から判断するものであると考えますので、県に対して強く求める内容ではないと感じております。しかしながら、利用者をはじめとした住民、全ての関係者に対して、丁寧な説明が必要になることは言うまでもございません。

最後に、県立加茂病院の存続において、公設公営が望ましいという私の考えに変わりはございません。県立加茂病院と県立吉田病院の指定管理者募集についてありますが、このことについて当町に事前に情報は入っておりました。しかしながら、県立病院でありますので、県が公表する以前に特別に町からお知らせする立場ではございませんので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

3番（藤田直一君） 2回目の質問をさせていただきます。

特に人口問題についてであります。まず、町長は今ほどの説明の中で、新規事業として応援リフォーム補助、マイホーム取得支援、起業創業支援、それから移住者住宅賃貸支援、移住おためし宿泊補助、いろいろと新規事業をやるというお話をお伺いしました。私は、ぜひやっていただきたい。評価はいたします。要は出生率の減少は、年少人口、生産年齢人口の減少につながり、全体人口減少を加速させてしまいます。将来高齢化社会を支える生産年齢が増えないと、社会保障費を賄うための税収負担が大きくなり、個人所得の低下を招き、経済は悪化していくと学者は言っています。国家体制の目線で語れば、町長が言われるように、一自治体に取り組むには限界がありますが、一地方の自治体として、この田上町が他の自治体よりも特色ある、定着しやすいまちづくりができれば、この町としての人口減少を少して

も緩やかにできる可能性はあるのではないのでしょうか。

定着しやすいまちづくりとはどのようなことをいうのか。お金もかかるでしょうが、私なりに考えてみました。要は出産を奨励し、地域社会の活性化を目的に、例えば出産お祝金として、第1子には30万円、第2子には50万円、第3子には100万円を贈る、大胆な発想になりますが。妊婦のための掃除や洗濯、食事の準備などの家事ヘルパー指針をやってみるとか、妊婦健診に通うためのタクシー代の補助、妊娠検査費の助成は当町にもありますが、助成額は地域によって本当に様々違います。助成額の例えば大幅な見直しを行うとか、いろんな支援内容の拡大はできると思います。やる、やらないの判断は、第一人者である町長の決断になるわけですが、いろんな充実した拡大策、検討策を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長に伺います。

次に、加茂病院の件でございますが、町長が言われるとおり、町長は直接の担当者ではないですから、ご答弁のほうもなかなか、私もそうだろうなと思います。しかしながら、大阪市の総務局に説明責任を果たすための公文書作成指針があります。内容の一部を抜粋であります。読み上げますと、「本指針では、次のことを主眼として、公文書を確実に作成し、適正に管理する方法を示しています」、要は意思形成過程の文書について確実に作成されるようにすること。2つ目に、決裁や供覧、供覧というのは多くの人に自由に見せることなのだそうですが、供覧の手続を経ない組織共用文書についても適正な保存管理がされるようにすることと、いろいろなことが記載されておりました。また、この意思形成過程文書（重要な報告等を含む）については、意思決定に大きく影響を与えた会議や交渉の記録、市長などへの説明における指示内容、市長、副市長への重要な報告内容、不動産取得などに関する権利者との交渉記録、これらは必要なのだというふうに書いてあります。例えば町長が一人で交渉を行い、最後には政治的判断をしたので経過報告はないでは、町民に対する説明責任を果たすことはできません。また、担当者は、または一担当部署が経過報告も記録もない中で判断するようなことがあったとすれば、これは大変な問題となります。当町には、公文書作成指針はあるのでしょうか。

また、交渉は複数で行い、記録を残すことでトラブルを最小限に防ぐことができ、担当者が替わっても経過状況が理解できるようにしておくことは、私は重要だと思っております。それにつきまして町長のお考え、公文書作成指針の有無も含めて町長にお伺いをいたします。

もう一点が、加茂病院の件についてでございます。私も、町長が言われるように

保健福祉課に確認したところ、新潟県からは加茂病院の民営化に向けての情報は田上町に届いているとのご返事でありました。どのような情報の内容なのかについては私は聞いていませんが、届いた情報はどのようにしているのかということを探ねたところ、町長等には報告していますという回答でありました。町長は、令和2年12月定例会、高橋議員の一般質問に対して、花角知事は県立病院編成を目指しており、県立加茂病院については、公設民営化を進めるとの新聞報道が先行しておりました。これ真意を確認したく、去る、というのは令和2年10月13日に県病院局長と加茂市長と町長とで県立加茂病院について懇談を行いました。県病院局長からは、公設民営で考えているということ伺いましたというご答弁がありました。そこで町長は、加茂病院は公設、県営で運営することが望ましく、総合病院機能の充実と二次救急医療としての機能の存続などを訴えてきました。今後もこの考えを訴えてまいりたいというご答弁をしておりました。

また、保坂県議も、令和2年12月の県議会定例会の一般質問で、加茂病院の運営主体の見直しについて、地域住民から正しく理解していただくためにも、考え方や取り組み状況を積極的に広報することや、地域市町村や住民への情報提供の在り方について、どのように取り組んでいくのかということをお聞きしておりました。これに対して県の病院局長は、加茂病院の役割、在り方の見直しについては、正しく理解していただくことは重要であり、これまでも地元市町村の間では随時情報提供、意見交換を行ってきており、指摘のとおり、広報活動や住民説明会の開催などについて、今後、地元市町村と随時検討していきたいと言っているわけですから、県の考え方、動向などの情報が随時入る執行部としては、議会側へ私は経過説明があってもいいのではないのでしょうか、そのように思っています。町長、その辺の考えについて伺います。

また、県は住民から理解を得るための広報活動をどのように行い、住民説明会がいつどこで行われたのか、これらの情報も全然私には見えてきませんし、聞こえてきませんが、聞こえてこないのは私だけであれば、それは私の勉強不足と言わざるを得ませんが、県が行うと言っているこの住民説明会や住民への広報活動がどのように執行側として町としては把握しているのか、町長に伺います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員の2回目の質問にお答えしていきたいと思えます。

この人口減少問題、第6次総合計画の中においても非常に大きな課題として捉えております。この人口減少は、様々な対策は打ってはきたつもりではありますけれ

ども、なかなかこの現象自体を止めるということは非常に私は難しい。そういう意味で、国が抜本的な対策を打たない限り、なかなか厳しいのだということをいつも申し上げているわけです。しかし、そうはいいながらも、取り組まないわけにはいきません。特に今回第6次総合計画の中では、この人口減少、20代、30代の転出が非常に大きい。そのことによって出生率が下がる。このことが大変大きな問題になっているわけです。それをどうやって抑えるか。今、藤田議員が問われたように、特色ある政策をしっかりと打ち出すべきだというふうな今お話がございました。また、具体的に若い世代に対する経済的な支援とかというふうなお話もございました。いろんな対策はあろうかと思いますが、取りあえず先ほど1回目の答弁の中でお答えした、住宅リフォーム、それから新築住宅の支援、そして起業創業、そうした支援をやりながら、何とか人口減少を少しでも抑えることができたかなと思っております。若い世代がどうこの田上町に魅力を感じてもらえるか、そのところが一番重要な視点になるのだらうと思います。そうした観点を含めて、議員の皆さん方からもいろいろまた提案をお聞きする中で、しっかりとした対策を打ち出していきたいなど、こういうふうになっております。

それから、三条総合病院の公文書の作成というふうなことで、今お話がございました。田上町に公文書作成指針があるかというふうなお話であります。私の判断で間違っていればですけども、公文書作成指針そのものはないのではないかなと思っております。ただ、公文書についての、例えば何年保存しなければならないとか、そうした、いわゆる規定とかいうものは確かにあると思います。と同時に、では、どうした記録を残すべきか。それは、やはりいろんなケースによると思います。当然公式な交渉であれば、記録として残す、会議録として残す、それは当然あろうかと思っております。今回、三条市に議員がお聞きになられた中で、公文書がなかったと。それは、私のほうでそれに対してコメントすることも、先ほど申し上げたようにありません。

それから、加茂病院の運営についてであります。当初から加茂病院の運営については、公設民営ではなくて、公設公営であるべきという立場を私は持ってきました。それは、今ももちろん変わりません。それはなぜかというと、今こうやって今回新型コロナウイルスの感染で非常に大きな影響を病院が受けておりますが、今回のこの新型コロナウイルスだけではなくて、いろいろな感染症がこれから出てきたときに、やはり公設民営ではなくて、公設公営であればこそ、それらの感染症に対する対策もしっかり打てるのだな、そういう意味において、また、それこそいつも高橋

議員と議会になると、加茂病院のことでお話をさせてもらっております。加茂病院の経営の運営の在り方、ただ合理的な形だけでのことで民営化するということが自体には、私はあまり賛成ではありません。そうしたこれからも考えられるいろんな感染症であるとかいうことも踏まえた中で、やはり私は公設公営であるべきという立場をこれまでも、最初から訴えてきましたし、今も変わるものではありません。

指定管理者の募集にされたという情報も新聞でありましたけれども、以前に病院局長と加茂市長と私と3人で、これからの加茂病院の運営の在り方について、懇談を持った機会がございました。そのときにも、これからどういうふうな運営の仕方にしていくかについても、市民、町民の皆さんに丁寧に説明をしていきますと、こういうお話でありました。なかなかこのコロナの関係もあって、それができなかったのかも分かりません。はっきり言って、そうした丁寧なやはり説明会がなされなかったというのは、今もなされていないというのは事実だと思います。

先般2月ですか、リモートでの、あれは基幹病院を含めた、加茂病院の話もあったのか、私はリモートで参加しておりませんので分かりませんが、あったように聞いておりますけれども、やはりもっと地域に寄り添った、本当の意味での丁寧な説明、それはやはり県として当然あるべきでなかったのかなというふうに私自身は思っております。

3番（藤田直一君） 3回目の質問をさせていただきます。

この加茂病院、もっといろいろな、町長からもっと本音あるだろうとは思いますが、なかなか本音はあまり言っていないように私は感じますが、三条市長の交渉経過、町長は答弁の中で誰が権限者かは不明だと、こう言っていますが、でもあの経過から見れば、三条市長は、読む読者にとっては権限者なのだと。勝手に判断ができた権限があるのではないかというふうに私は取っています。ですから、ましてや一市町村の話ではないのです。広域の話だからこそ、私は交渉記録が重要ではないかと言う。田上町の交渉であれば、それは町長のご判断ということもありますが、広域の5市町村の方向性の交渉経過に、一市長が権限者ではないと言われる市長が権限をしているのも、私は読者としてはそう感じるからおかしいのではないかなという思いを町長にぶつけたので、なかなか町長も答弁しにくいところはあるのでしようが、ああいうことのないようにしていただきたいと思っております。

そして、加茂病院の件でございますが、今言うように、町長言われるように、県はこの県立加茂病院の運営については、当初から民営でいきたいのだというのは町長にも加茂市長にもお話ししている、その話は聞いています。方向もそっちなのだ

ろうけれども、ただその過程の中でしっかりと、その隣接する住民の皆様へ、広報活動や理解を得るための説明会を実施した中でやっていきますよと、これはもう明確に言っているわけです。それはどういう、この環境が変わってコロナが拡大したからできる、できない、そんなのは話の外の話であって、要は運営が県であり、運営するお金は誰のお金か。民営ではないのですから。私どもの税金である建物を造り、そして私どもの税金で運営し、だから赤字がどうの、何がどうのというのは、それは私らが考える次元のレベルと違う私は運営だと思っただけです。ですから、建てたのは県だから住民説明も何もしないでもう進めるよというのであれば、この隣接する医療体制というのは何なのだろうかと、やっぱり考え方に疑問を持つわけです。

保坂県議が今年の6月定例会の一般質問でも再三にわたって県側に質問しているのは、地域医療の現状を地域住民に理解してもらい、こういう形、要は地域住民に理解してもらい、お互い納得した形で地域医療の継続が図れるためには、地域住民への丁寧な説明が欠かせないと考えているわけです。そして、地元でも開催をしてくれという希望が多いのですよと、こういう質問を県にしているわけです。これに対して病院局長は、病院を運営する全法人に対して、県立病院の運営に関する意向調査を行っているところであり、まずは調査結果を取りまとめをしていきたい。その上で、調査結果や様々な病院運営に関する情報を地元市町村などに提供し、意見交換を重ねながら地元の理解と協力が得られるように、住民説明会についても適切な時期に開催する、こういって明言をしているわけです。ですから、この当町にもいろいろな説明が私は来ていると思うのです。それは、町民に説明する、しない、それは町の判断もあるでしょう。しかしながら、これは隣接する市町村の関係する医療体制の話ですから、執行側としても議会にも、こういう経過がありますよ、こういう経過でありますということを私は説明があってもいいのではないかと、いうふうに、私は議員としてはそう思っています。

また、県も、住民説明会を開催すると言っているにもかかわらず、何もしないで今に至っているわけです。先ほど町長が言いましたが、リモート説明会もやってみたいですという話ですが、そんな話、私は、情報不足であれば申し訳ないのですけれども、私も分かりませんでした。コロナでできなかった、それはいろんな言い訳があるでしょうけれども、何を言っても何もしないでここまで来て経営方針が出るということは、私はもうこれは言語道断だというふうに思っています。今後、これらの運営について早急に、まだまだ開院までには、令和5年が基幹病院の開院なわけですよ。開院だよ。ですから、まだ1年猶予があるわけですから、しっかり

と県立加茂病院の運営については、県は住民の皆さんへ説明会を、私は早急に開催すべきだというふうに思いますし、町からもぜひやれという話を一丸となって、私は要望することもやるべきではないかというふうに思っていますが、町長のお考えを伺います。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員の言われるとおりです。私も当初から公設公営ということ、私自身は自分のスタンスで県に機会あるごとには話はしてまいりました。そういう中で、当初から公設民営の方向で県は動いております。こういう結果に、いわゆる指定管理、公設民営化に動くということ自体、私の立場からすれば非常に残念に思っているところです。議員おっしゃられるように、やはり地域に、地域、市民、町民の皆さんに、加茂病院としての運営の在り方、管理の在り方、そういうものについて、やはり丁寧に説明すべきだろうと、私自身もそう思います。

令和5年に基幹病院がそれこそオープンします。その後方支援として、加茂病院、吉田病院の在り方というのが、今いろいろなことは言われています。私は、だから地域の医療として、本当に加茂病院としての役割というのは大きな責任があると思っておりますし、そういった意味において総合病院としての体をなさなくてはならない。また、二次救急としてもぜひ体制を整えてほしいのだということも申し上げてきました。確かに議員が言われるように、これから加茂病院の運営について、また基幹病院についても同じことですが、地域の市民、町民の皆さんにそうした丁寧な説明、運営の在り方、管理の在り方について、丁寧な説明をしていくべきだと思いますし、私も機会あるごとにその話はしていきたいなと、こう思っております。

議長（小嶋謙一君） 藤田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。議席番号4番の渡邊です。

東日本大震災から今年で11年となりました。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故で被災した、岩手、宮城、福島、3県の仮設住宅や災害公営住宅で独りで暮

らしていた住民が、11年間で誰にもみとられず600名近くが亡くなっております。そうした事例は、福島県などから多くの被災者を受け入れた新潟県でも確認されております。1995年に発生した阪神・淡路大震災では、27年を経過した現在も、災害公営住宅での孤独死が問題となっております。原発により避難が広域化した東日本大震災でも、きめ細かな見送り活動など、長期的な取り組みが求められています。

先月27日に交流会館を会場に、防災システム研究所所長の山村先生をお迎えし、新潟県田上町防災講演会が開催されました。当日は、感染症対策を行った上で、約100名の方が参加されました。講演では、想定外の災害は明日起こるかもしれないという意識で考えてみるのが大切で、家の中で安全な場所はどこなのか、自分の家はどんな危険があるのか、ハザードマップで把握しておくことが重要だと話をされておりました。私は、有意義な講演会だったと思います。今後も県に要望し、回数を重ねて行っていただきたいと思います。

今回は、3つのテーマで町長に尋ねます。

1番目、令和4年度施政方針について。佐野町長の1期目の最後となる施政方針を行いました。令和4年度は、これからの10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画、第2次総合戦略の始まりの年となります。人口減少など様々な課題がある中でも、「あなたの願いがまちをつくり、あなたの想いがまちを変える」を理念に、「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」の実現に取り組んでまいっております。町がさらに高く羽ばたく年にしていききたいと、「きずな」の年頭のご挨拶をされました。

佐野町長は、令和4年度で次の7項目を重点施策としております。1項目めは、「誰もが安心して暮らせるまち」です。2項目めは、「安心して健やかにすごせるあたたかいまち」です。3項目めは、「集いと学びで希望あふれるまち」です。4項目めは、「交流とにぎわいで活力あふれるまち」です。5項目めは、「きずなと協働でつながるまち」です。6項目めは、「10年後も誰もが住み続けたいまち」です。最後の7項目めは、一番重要な新型コロナウイルス感染症対策です。5月の町長選に向けて、昨年より2項目の重点施策を増やしております。

まず1項目めは、除雪対策事業で、降雪期の生活道路の確保に全力を尽くしてまいりますと明記されており、今冬より既に早朝の除雪の開始時間を1時間繰り上げ、午前2時から行っておりますが、引き続き通勤時間までに除雪が完了できるよう努めてまいりますということです。道路の整備では、昨年より4,471万2,000円増加されております。

2項目めは、「安心して健やかにすごせるあたたかいまち」では、健康づくりと環境の整備で健康増進事業の実施があります。

3項目めは、「集いと学びで希望あふれるまち」では、交流会館の遊びの提供として124万2,000円が計上されております。

4項目めは、「交流とにぎわいで活力あふれるまち」では、6事業が新規として計上されており、地域資源活用事業では、東京藝術大学との連携事業で875万1,000円が計上されております。

5項目めは、「きずなと協働でつなげるまち」では、人権啓発事業で、長年の懸案事項でありました人権の尊重に向けた啓発を推進するための人権教育・啓発推進計画の策定に取り組み、行政サービスの充実としてマイナンバーカードの取得促進が取り込まれています。

6項目めは、「10年後も誰もが住み続けたいまち」では、6事業が新規として計上されております。情報発信力の強化として、町ホームページのリニューアルとして1,149万5,000円が計上されております。

最後の7項目めは、一番重要な新型コロナウイルス感染症対策が計上されております。

質問といたしまして、1点目。除雪対策事業では、2月17日の大雪で一斉除雪の開始時間を1時間繰り上げ実施されましたが、通勤時間前までに除雪が完了できるように努めてまいりますと明記されていますが、作業の終了時刻について町長に尋ねます。

2点目として、道路の整備では昨年より4,471万2,000円が増加されております。令和3年度から始まった防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策がありますが、対応されたか。された場合の件数と金額について町長に尋ねます。

3点目として、公共交通対策では、デマンド型乗合タクシーについて、昨年の3月定例会で私は乗車率について尋ねました。おおむね25%程度見込んでいますと町長は回答されました。令和4年度は、より使いやすいように運行方法や料金を見直し、利便性の向上に努めますと明記されていますが、令和4年1月までの実績乗車率と令和4年度の乗車率について町長に尋ねます。

4点目として、マイナンバーカードの取得促進には、この1年間も苦慮されたと思います。町のマイナンバーカード交付率は、残念ながら県内でも低い状況となっております。令和4年2月までのマイナンバーカード交付率と令和4年度の目標交付率について町長に尋ねます。

5点目として、マイナンバーカード交付率の向上のために、取得促進を強化していきたいと明記されていますが、どのような対策で強化されるのか、町長に尋ねます。

(2) 番目、通学路について。昨年6月28日に千葉県八街市で下校中の小学生の列に飲酒運転の大型トラックが突っ込み、2人が死亡、3人がけがをした交通事故を受けて、全国の小学校の通学路緊急点検で、対策が必要な危険箇所は、昨年10月末時点で約7万2,000か所に上ることが今年の1月4日までに分かりました。岸田文雄首相は、子どもの命を守るべく政府一丸で取り組むと述べ、2023年度末までに解消を目指すとしております。政府は、事故後、全国の教育委員会や道路管理者、警察に対し、見通しのよい道路や抜け道などの車の速度が上がりやすかったり、過去に住民から改善を求められたりした場所に注目して、危険箇所の報告を要請しました。全国約1万9,000校のうち、約1万8,000校の状況について集計しております。複数機関で対応する重複分を含め、学校や教育委員会による対策が必要なのは約3万4,000か所、道路管理者分は約3万7,000か所、警察分は1万6,000か所でした。本県では、県教育委員会によると、昨年10月末分で、新潟市を除く県内の小学校の通学路で約1,900か所の危険箇所が確認されております。危険箇所は、先月下旬、首相官邸で開かれた交通安全に関する関係閣僚会議で報告され、対策を急ぐことで一致しております。国土交通省は、2022年度予算案に500億円を計上し、歩道やガードレールの整備といった、通学路に特化した補助制度を新設します。警察庁は小学校付近での速度規制や大型車両の通行禁止規制を促し、白ナンバー事業者に対するアルコール検知器を使ったドライバー飲酒検査の義務化を促進、文部科学省はボランティアによる見守り強化を支援するとのことでした。

質問といたしまして、1点目、令和4年度PTA連絡協議会から通学路についての危険箇所の要望件数と町の今後の対策について教育長に尋ねます。

2点目、政府は千葉県の八街市の事故後、全国の教育委員会や道路管理者、警察に対し、見通しのよい道路や抜け道など車の速度が上がりやすかったり、過去に住民から改善を求められてきた場所に注目して危険箇所の報告を要請しております。政府に報告された町の危険箇所と今後の対応について、町長、教育長に尋ねます。

3点目、一昨年の12月の定例会の私の一般質問で、後藤大橋交差点についても危機管理を持ち、安全で安心な対応を町に依頼しました。町長からも12月24日に加茂警察署に要望書を提出していただきました。ありがとうございました。昨年10月23日には、NHKの「おはよう日本」でもこの場所が取り上げられ、5分間放映されて

おります。その後、10月29日のNHK「新潟ニュース610」でも放映されております。今年の1月に県公安委員会よりオーバーハングを設置していただきましたが、その後、事故が2回発生しています。魔の後藤大橋交差点は、交通事故の解決までには至っていません。さらなる事故防止対策が必要です。今後の対応について町長に尋ねます。

4点目、昨年9月定例会の私の一般質問で、国道403号沿い、セブンイレブン越後田上店から田上駅に向かって、歩道は過去に事故が10件以上発生し、魔の歩道になっています。安全で安心な歩道の対策を依頼しました。12月には応急対策が実施されましたが、危険な状態の歩道となっております。国道交通省は、2022年度の予算案に500億円計上し、歩道やガードレールの整備といった、通学に特化した補助制度を新設しますとのこと。今後の対応について町長に尋ねます。

5点目、上野地区にあります田上地域消防署田上出張所より才歩川までの町道川ノ下・中轄線及び川ノ下・才歩線が、朝の通勤時間帯と通学時間帯が一緒になり、危険な通学路となっております。川之下の区長も通学時間帯になりますと交差点でパトロールをやっております。田上町交番もその時間帯にパトロールを依頼しております。付近にある田上小学校の小さな標識看板は壊れています。今後の対応について教育長に尋ねます。

(3) 番目、新型コロナウイルス対応について。まん延防止等重点措置適応から1か月経過したのを受けて、県は2月22日午後、県庁危機管理センターで新型コロナ対策本部会議を開いて、重点措置について一定の評価を行った上で、高齢者施設での3回目接種の促進、5歳から11歳までの小児のワクチン接種の働きかけを行うことを確認しております。開会で本部長の花角県知事は、重点措置によって感染の急拡大は抑えられたが、感染者、陽性率は高止まり状況で、病床使用率は27%と、逼迫している状況ではないが、今後、高齢者施設で増加すれば病床逼迫が予想され、高齢者施設のワクチン接種を加速させたいと挨拶されております。最近の感染状況だと、年代別の感染者は20歳代が1月中旬に比べて30%から9%へ大幅減少する一方で、10歳未満の子どもが同じく6%から23%へと大幅増加です。最も心配される60歳以上の高齢者は、1か月前の9%から16%へと確実に増加しています。子どもから親の世代へ、さらに高齢者への感染が懸念される一方で、高齢者施設で3回目のワクチン接種は進んでいない状況も心配されております。最近の4人以上の感染者を出した高齢者施設のクラスター発生19件のうち、ほとんどがワクチン3回目接種を行っていなかったケースが多く、3回目の接種の加速が大きな課題となってい

ます。主に嘱託医の確保に問題があり、県として郡市医師会を通じて医師の確保を図ることで接種を加速させる方針です。

燕市では、5歳から11歳のワクチン接種の予約開始日を小学5年生は2月28日に、年中児から小学4年生は3月2日に設定しております。市内の小児科医院で3月7日からワクチン接種が開始されています。津南町でも、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種が3月7日より開始されており、対象者は420人で、津南病院での個別接種となっています。3月から県内の自治体で子どもへのワクチン接種が始まっていますが、国は有効性や安全性のデータを踏まえ、家庭で十分話し合うなどした上で判断をするよう呼びかけています。小児ワクチンの接種は、国が努力義務から勧奨へと切り替えたことから、県としてもワクチン接種を推進することを確認しております。

質問といたしまして、1点目。12歳から15歳、16歳から64歳、65歳以上の方の過去2回のワクチン接種率について町長に尋ねます。

2点目、田上町の3回目のワクチン接種が2月11日から始まりました。2月に3日間追加し、3月7日までにモデルナで対応され、10日間接種をされております。16歳から64歳、65歳以上の方の接種率と、1回目、2回目の接種がまだの方で今回接種された方がおられたか、町長に尋ねます。

3点目、今回無料送迎バスが4月までに12日間運行されます。ワクチン接種率を上げ、感染者を少なく抑えるために、接種券の提示によりゴマンド号が無料になる企画をはいかがでしょうか、町長に尋ねます。

4点目、5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種が、県内の多くの市町村で実施されております。町の今後の対応について町長に尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、令和4年度施政方針についての質問にお答えいたします。1点目の除雪作業の終了時刻についてであります。昨シーズンの除雪作業の見直し、改善策として、今シーズンより作業開始時刻を午前3時から午前2時として、1時間繰り上げて対応してまいりました。作業の完了時刻としては、午前7時半を目標に実施いたしておりますが、作業の終了時間は雪の降り始めの時間や降雪量などの影響を受けます。今シーズン一番の降雪量となったのは、2月17日木曜日の48センチでありましたが、当日の除雪については午前零時から作業を実施いたしました。作業時

間が一番長かった路線で終了時間は正午となりました。降雪状況も見ながら、出勤時間等については臨機応変に対応し、作業に当たっておりますが、状況により作業が遅くなる場合もございますので、ぜひご理解願いたいと思います。

2点目の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についての質問であります。国が重点的に取り組む対策として、各省庁を合わせ123の事業を掲げております。総務省、厚生労働省、農林水産省など多岐にわたっておりますが、インフラ整備における国土交通省関連についての町の主な取り組みについてお答えいたします。

令和4年度予定事業のほとんどが令和3年度の継続事業となりますので、実績値としてお答えいたします。道路関係では、交通ネットワークにおける災害対応力の向上として、町道保明・後藤線拡幅改良工事業を実施しております。令和3年度交付要望額1,447万4,000円に対し、交付内示額は1,188万3,000円で、採択率は82%、さらに追加交付として312万円を受け入れております。また、国の補正予算により、令和4年度に繰り越して事業実施を予定しており、586万8,000円の交付内示を受けております。同じく国土交通省関連として下水道事業の取り組みになりますが、ストックマネジメント計画策定として、交付要望額1,760万円に対して、交付内示額は同額の1,760万円となっております。入札契約による請負差額により、変更交付額としては1,457万5,000円となっております。

3点目のデマンド型乗合タクシーについてお答えいたします。令和3年4月から令和4年1月までの1か月の稼働は、おおむね30台前後で、稼働率としては4.3%と低調に推移してきました。2月に入り、加茂市内の個人医院など、新たな停留所を増やしたことなどもあり、毎日数件程度のデマンド号に対する問合せなどをいただいております。その都度、皆様から運行内容等をご理解いただけるよう丁寧に説明させていただいたこともあり、2月の利用実績は、利用人数72人、利用台数57台、稼働率は10.6%と、それぞれ前月までの実績と比べて2倍程度の利用となりました。令和4年度は、料金の見直しを含めまして、町民の皆さんから、より利用しやすい公共交通機関となるよう取り組んでまいります。令和4年度の稼働率については、おおむね4割から5割程度の稼働を見込んで予算に計上しております。

4点目のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率についてであります。令和4年2月末までの交付枚数率は24.7%であります。令和4年度におきましては、マイナンバーカードを1,700枚交付いたしますと、交付枚数率は40%を超えることとなりますので、そこを一つの目標と考えております。この目標につきましては、

令和3年4月から令和4年2月までの交付枚数の実績が1,184枚であることを踏まえて、また取得促進策を講ずることによって何とか手が届く、かなり高めの目標であると思います。目標達成に向けて取り組んでまいります。

5点目の取得促進対策についてであります。町内企業あるいは希望する地区などへ出向いての出張申請による受付や、従来から取り組んでおります自分で申請していただく交付時来庁方式とともに、申請も総合窓口で行う申請時来庁方式も新たに加えます。また、取得促進対策として、令和3年度に採用した事務補助員の勤務日数を週3日から週5日に増やし、申請及び交付事務に係る体制を強化いたします。そのための関連経費の財源につきましては、国からの補助金で全額賄えることとなります。なお、令和4年1月から総合窓口において、申請時来庁方式により交付申請をサポートさせていただいておりますが、2か月間の実績としましては40件の交付申請となっております。

次に、通学路についての質問の3点目の後藤大橋交差点についてお答えいたします。議員ご指摘の事故の件数につきまして、改めて加茂警察署に確認したところ、1件は1月4日発生で、オーバーハングの止まれ標識の設置工事完了前の事故でありました。もう一件は、設置工事完了後の1月15日に発生した事故でした。後藤大橋交差点につきましては、令和2年12月議会の渡邊議員の一般質問で回答したとおり、議会終了後の12月24日に信号機の設置及び恒久的な交通安全施設の整備の要望書を携え、加茂警察署に強くお願いしていききました。また、令和3年度に入り加茂警察署長が替わられたことから、5月に再度要望に伺い、お願いをしてきたところでした。令和3年6月に入って、新潟県警本部より、現場の緊急合同点検を実施したいと連絡を受けました。当日は新潟県警本部、加茂警察署、三条地域振興局、町の担当職員が現場に集まり、過去の事故を振り返りながら合同点検を実施いたしました。その後8月に県警本部より、オーバーハングの止まれ標識であれば令和3年度中の設置が可能であると連絡を受けました。少しでも事故の抑制ができるのであればという思いから承諾をいたしました。そうした中での今回の事故の発生は、標識設置の成果を期待していただけに、大変ショックで落胆するとともに、非常に残念に思っております。加茂警察署としても、設置間もなく起きた今回の事故について重く受け止めてはいますが、1年間効果検証を実施していくことから、私としてもその検証状況を逐一共有しながら注視していきたいと考えております。しかしながら、今後の事故の発生状況によっては、県警本部や加茂警察署に信号機の設置について改めて要望していくとともに、取締りの強化も併せて要望する考えであります。

す。

4点目のセブンイレブン越後田上店から田上駅に向かったの歩道につきましては、春先の高齢者の転倒事故を受け、議員及び地元区長からも立会いいただいて、道路管理者である新潟県から応急対策を施していただきました。当該箇所の歩道改良については新潟県へ要望しておりますが、まずは未整備区域の歩道整備を優先的に実施していきたいとお聞きいたしております。引き続き歩道改良の実施に向け、新潟県へ要望してまいります。なお、今後の町内の歩道整備予定としては、新潟県バリアフリーまちづくり事業によって、国道403号羽生田交差点から大沢峠入口交差点までの間で、歩道新設を実施していただく予定であります。

なお、2点目の通学路の点検による危険箇所と今後の対応については、教育長からまとめてございます。

最後に、新型コロナウイルス対応についてお答えいたします。

まず、1点目の年代別の2回目接種率についてお答えいたします。接種率は、VRSと言われる国のシステムから数値を拾いましたが、VRSは5歳刻みでの集計しかできませんので、お尋ねの年齢区分とは異なりますが、ご了承ください。3月7日現在で2回目の接種を終えた方は、12歳から14歳が53%、15歳から64歳が86%、65歳以上が94%となっております。

2点目の3回目の年代別の接種率と今回1、2回目を接種された方についてお答えいたします。3回目接種の対象者は、18歳以上で2回目接種後6か月を経過した方です。接種率については、18歳から64歳が31%、65歳以上は59%となっております。今回1、2回目を接種された方についてですが、ワクチンの有効利用や管理面など様々なことを考慮し、当町ではファイザー社製ワクチンを使用して接種することといたしました。そのため、モデルナ社製を使用した2月及び3月上旬の接種日には接種することはできず、この後の接種日である3月24日から28日に1回目接種を、そして4月21日から25日までを2回目接種として実施いたします。なお、3月7日現在、33人分の予約を受け付けております。

3点目のゴマンド号の無料企画についてですが、現在ワクチン接種者用の無料送迎バスを運行いたしており、希望される方は全て乗車できますので、ご提案の件についての考えはございません。

4点目の5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種についてお答えいたします。先般、加茂市内の2つの小児科医にご協力をいただき、3月8日から個別接種を開始いたしております。医師会が一緒である加茂市と田上町の子どもたちを対象

に、どちらの小児科医におきましても週5日、各10人ずつの接種ということでご協力いただいております。なお、予約につきましては、一括管理を行う必要があることから、加茂市コールセンターで受付を行っております。新型コロナウイルスワクチンは、3回目を接種することで重症化リスクを防ぎ、また、医療体制の逼迫を防ぐことができると言われております。町といたしましても、3回目の接種体制を整え、接種の加速化に一層努めたいと考えております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、渡邊議員の通学路についての質問にお答えします。

1点目のPTA連絡協議会から通学路についての危険箇所についての要望件数と今後の対策についてであります。令和3年度の要望といたしまして、通学路に関する要望は23件でありました。内容は、横断歩道、停止信号の設置が2件、歩道の整備、道路の拡幅が2件、看板、標識、道路標示等の関係が9件、カーブミラーの設置、改修が2件、街灯の設置、増設が4件、危険運転自転車への対応についてが1件、除雪関係が3件でありました。

今後の対策についてであります。それぞれ関係課で検討し、予算化のめどがついた時点で、要望に対する回答をさせていただいたところであります。警察や国道、県道の道路管理者へ要望したものが4件、令和3年度中に改修したものが2件、令和4年度に改修予定のものが2件、要望に応えるべく努力するとしたものは1件、対策の検討をするものが8件、地域での協力をお願いしたいものが2件、一定の対策をしてあることから見送りとしたものは、4件と回答させていただきました。

2点目の通学路の合同点検による危険箇所と今後の対応についてであります。千葉県での事故の後、国、県より合同点検の実施の通知を受け、町では令和3年9月16日、17日の2日間、通学路の合同点検を実施いたしました。合同点検には、交通安全関係者として警察、町総務課、道路管理者として県、町地域整備課、学校関係者として両小学校及び教育委員会事務局よりそれぞれ担当者が参加し、各小学校から報告のあった危険箇所13か所について現地を確認いたしました。現地確認後、関係者で協議を行い、全ての場所において何らかの対策が必要であると判断したところです。そのうち5か所については、道路形状を変更することが現実的ではないことなどの理由から、合同調査後、警察よりパトカーによるパトロール、取締り強化等の対策を実施しております。その他の8か所については、国に対して対策が必要な箇所として報告しております。8か所のうち、対策実務は、道路管理者が実

施する場所は6か所、警察が実施する場所が2か所であります。その対策としては、警察の実施する場所については、今年度より取締りの強化をする場所が2か所、道路管理者の実施する場所については、来年度以降に道路標識などの対応を行う予定としております。

5点目の通学路である町道川ノ下・中轄線、川ノ下・才歩線については、ご指摘のように交通量の多い場所であり、引き続き警察によるパトロールをお願いしております。また、看板については、ご指摘ありがとうございました。修繕を今手配いたしました。よろしくお願いいたします。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、除雪に関してでございますけれども、2月17日は48センチ降ったということで先ほど町長からお話ございました。その日も午前2時から出る予定を2時間繰り上げて午前零時で出ていただいたわけでございますけれども、最終的には終わった時間がお昼頃というような状態で話がありました。それで、今後を考えれば、やはり朝の7時半、私が考えた場合、終わるのは少し遅いと思います。子どもたちは7時半で結構かと思えます、学校の関係は。ただし、会社に勤めているという人は、やはり朝の6時、7時に出る方が結構多いと思います。それを考えて、今後は例えば前の日の夜10時、予想される降雪量というのは大体読めるかと思えます。それに対して町が除雪の出動時間を1時間早めるとか、2時間早めるとかということをやっていかなければ、本当に町民の方から喜ばれないような状態の除雪になるかと思えます。そこらもまた今後考えていただきたいと思えます。

それで、特に今年の田上町は、昨年から見た場合、大雪でなかったと思えます。先ほど言いました2月17日の朝が大体大雪、これ1回が最高の量だったと思えます。県内を見ますと、多くの市町村で過去最大の大雪でなっているかと思えます。特に津南町では4メートル19センチメートルと、過去最高の積雪となっております。2月17日の朝、7時5分に私の携帯に、町道は除雪されていないので会社に行かれないと連絡が来ました。私のほうもすぐ地域整備課に電話を入れ、除雪を依頼しました。目の前まで除雪車は来ているのだけれども、雪の量が多いということで、1時間後の8時5分ようやく除雪がその場所は完了したそうでございます。残念なことに、付近の数人の方は会社に遅刻したそうです。この場所は山沿いですので、当日もやはり田上町では最大の雪が降った場所であったと思えます。

実は私も、35年前の話になりますが、夜勤をしておりました。それで、会社から帰ってくると午前1時半頃になるのです。本田上にあります役場の除雪機械がある

ところに来ると、そこから家までは50センチぐらいあると。雪がありますととんでもないが、車が入れない状態でした。そこで、私の家からあそこまで150メートルぐらいあるのですけれども、家からスノーダンプ持ってきまして除雪をして、車庫に入れたという状態もあります。何とかして少しでも早く除雪時間を早める。当然10センチ降ったとき、20センチ降ったとき、30センチ降ったときと、それは出勤時間が変わるかと思えますけれども、それをやはり今後はデータとして残しながら、町民の皆さん方のご意見にお答えできるようにしていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

あと、2番目としての防災・減災、国土強靱化の5か年加速計画でございます。先ほども町長より話がありましたように、123事業ということで、多くの事業が入っております。ただし、町がこれを使用するとなったら、かなり狭まってくるような状態の事業ばかりでございます。これも5か年計画で昨年からはじめました。令和4年度を除くと、残り3年というような状態になってきます。何とかして田上町も利用して、多くの事業ができることを思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、道路の整備では、昨年より4,571万2,000円増額されて、今そこで私、先ほど話をしましたが、件数、採択率もアップされたと思えますが、内容についてお尋ねします。

3点目、デマンドタクシーといたしまして、昨年はおおむね25%程度見込んでいたと。令和4年度は45%前後を見込んでいるという話でございます。今後も大変かと思えますけれども、多くの皆さんからゴマンド号に乗ってもらうためにも、多くの施策でやっていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

あと、マイナンバーカードの関係でございます。町も少しずつ増えているということで、非常にいい方向に行っているのではないかと思いますけれども、新潟市、佐渡市は、共通商品券として1,000円分のカードと一緒に届くキャンペーンを実施中でございます。田上町も、マイナンバーカードを申請された際、町の商店街で使用できる商品券3,000円分を配布してはいかがでしょうか。今後の対応について尋ねます。

それとあと、通学路についてでございますけれども、田上中学校、羽生田小学校、田上小学校とも、学校の敷地内に入る前または入ったところは坂となっております。道路標識が必要となります。田上小学校の敷地内に入ったところは、消雪パイプの設置工事の際に舗装を新しくしていただきましたので、止まれの白線は新しいので

車は止まりますが、前に白線が消えて行ったときは、よその市町村からスポーツの大会があったときに来たときに、止まらないで町道に出ていた車があると聞いております。町道からの車があれば、大事故になっていたと思います。安心な田上町をつくるために、ぜひ現状を確認していただき、対応をお願いしたいと思います。これは、教育長に頼みます。

後藤大橋の関係でございます。町長からも前向きな意見を聞きましたので、今後とも継続よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、上野地区にあります消防署のところの関係でございますけれども、才歩川から消防署に向かって走っていった場合、消防署から国道403号に出るところに、左側に止まれの標識がございます。そこは非常に見えないような状態になっているのですけれども、昨年確認したところ13件と話が教育長からございますけれども、そこに止まれの標識が見えないところがあるのですけれども、そこは入っているか入っているか、教育長に尋ねます。

これで2回目の質問を終わります。

議長（小嶋謙一君） 今12時になりましたけれども、このまま会議を続けます。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問に対してお答えしてまいります。

まず、除雪についてございました。先ほども申し上げましたように、今年から開始時間を1時間早めて、午前2時には出動する体制にさせていただきました。しかしながら、先ほども申し上げましたが、雪の要するに降り始めの時間、これによってかなり影響されます。確かに渡邊議員言われるように予測をしてというふうな話でありましたけれども、なかなか予測も難しいところもあるかと思ひます。今年には確かに降る量はそんなになかった、大した量ではなかったと思うのですが、何か降り始めの時間も非常に判断に迷うような、そんな時間帯に降ったような感じがありましたので、そういう面では対応に苦慮したのかなというところもあります。ご理解を賜りたいと思ひます。

それから、2点目につきましては、地域整備課の課長のほうから答弁をさせますが、3番目のデマンドタクシー、これ先ほども申し上げました。なかなかスタートはしたものの、非常に利用率が少なかった推移をしております。当初、非常にコロナの関係で思うような周知ができなかったというのは、これが一番大きな原因ではなかったかなというふうに思っておりますが、停留所とか、それから加茂市の病院関係とか、そうしたところも停留箇所を増やしたことによって、先ほども申し上げました、かなり2月には、それこそ前月の倍ぐらいの利用者が増えております。全

体的に言えば、やはりこのコロナの関係ということもあるのかなというふうな感じもいたしますが、今後また料金の改正とか、いろんな課題についてもそうした問題を潰して、利用者が本当に利用しやすくなるような体制を整えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、マイナンバーカードですけれども、確かに県下で非常にマイナンバーカードの交付率、当町悪いです。そんなことで、いろんな出張申請の方式とかを踏まえて、交付率の上昇に努めてまいりたいと思います。これからいろいろとデジタル社会を迎えるに当たって、このマイナンバーカードについても、やはり交付率を高めていく必要があるというふうに認識はいたしておりますので、努力してまいりたいなと思っております。

私のほうからは以上であります。

教育長（安中長市君） 渡邊議員から質問の、各学校と町道のところに止まれがあるか、田上小学校はあります。羽生田小と田上中については確認させていただきます。

それから最後、渡邊議員がおっしゃった場所が、小学校が出してきた13か所の中にあるかないか、大変申し訳ございませんが、今分かりませんので、分かったらまた議員のほうにお答えいたします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、令和4年度の予算的なものの採択率等の関係でお答えさせていただきます。

令和4年度予算で今計上予定としているものにつきましては、要望数281件、昨年度より31件減少しておりますが、この中から81件採択のほうを行わせていただきました。採択率としましては28.8%、昨年度比で1.6ポイント増加してございます。それと、地区要望に対する、予算額につきましては、昨年4,855万2,000円計上しておりましたけれども、令和4年度予定としまして9,213万円、額としまして4,357万8,000円増額してございます。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） 時間もありませんので、1問だけ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

除雪の関係の話でございます。田上町は町から指示をして業者が除雪に入るわけでございますけれども、加茂市は違うのだそうです。あくまでも業者に任せておくと。特に加茂市の場合は須田から奥は宮寄上というような状態で非常に距離が長いというような状態ですので、やはりそこらも加味して、多く降るところは出勤時間を早くするとか、それとも業者に任せるかというような状態があれば一番いいかと

思いますけれども、今後の検討として考えていただければ結構です。回答は要りません。終わります。

議長（小嶋謙一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午後零時07分 休 憩

午後1時15分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根一義です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

町長は、過日、2期目の町政を担う決意は表明されました。新たな局面を迎えた町政に挑む決意に期待をいたします。大型事業が完了し、それに伴う財政負担が令和4年度以降増加するという、そういう動向の中で、加えて公共施設の劣化が指摘され、猶予できない課題となっている中で、こうした状況下で町政を担うには、より中長期的視点を持った先見性とリーダーシップが期待されると認識しているからであります。私は、この間、町政の提言と指摘を行い、あるときは苦言を呈してまいりました。この際、佐野町長との議論の検証を行いつつ、政治姿勢を改めてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。私の質問は、佐野町政との議論の検証と課題ということで行いたいと思います。

第1は、脱原発を私の政治活動のライフワークとして、時の町長との政治姿勢をただし続けてまいりましたので、原発過酷事故と再稼働の是非に関する政治姿勢について検証いたします。佐野町長とは就任直後、再稼働をめぐる議論をいたしました。町長が示した見解は、3つの検証委員会の検証が終わらない限り、再稼働の議論はしないとの県知事の見解に尽きるといたしました。一方、政府が原発政策を維持するのであれば、原発の過酷事故、複合災害時の住民避難、核廃棄物の処理など、解決策を明確にすべきことを望むとの政府の姿勢に言及いたしました。ここに括弧つきに書いてあります令和30年というふうになっていますけれども、これは平成30年の誤りですので、口頭で訂正をいたします。また、令和2年9月議会において、再稼働の是非に対して、町民の安全を預かる立場である者として、町民が抱え

る原発への不安を代弁することは私の責務だとしながらも、再稼働については信を問うという方針が示された以上、県民が冷静に判断できる環境を整えることが重要との姿勢にとどまりました。

こうした原発過酷事故と再稼働をめぐる議論を私は10年来繰り返して行ってきましたが、柏崎刈羽原発電所に見られる原発問題は、こうした議論にとどまることができない事態に至っていると思います。去年は、核物質防護体制の不備が相次いだほか、安全対策工事の未完成が判明し、建屋の杭の損傷や消火配管手抜き溶接などの度重なる不祥事と失態が発覚いたしました。まさに東電の企業の信頼性は地に落ちました。このような事態に対して、原子力規制委員会は核燃料の移動を禁止し、再稼働の動きを事実上凍結したのです。今私たちが問われているのは、柏崎刈羽原発の現状は、東電の隠蔽と虚偽を繰り返した歴史であり、経営体質が問われた再稼働議論から、原発に携わることの可否を問う経営資質議論が問われていると思います。

2点目、県民の信を問うとした県知事には、県知事選挙での県民の信を問うもくろみが外れた今、政治情勢は混沌としてきていますけれども、この時点においてはこういう表現を使いました。信の取り方は住民投票による以外にないことを求めなければなりません。

3点目、再稼働に当たり東電が同意を得るべきは全市町村が望ましいとした田上町長は、自らの見解を示し、再稼働問題に対峙することが大事であります。

以上、原発問題に関するこの間の議論を振り返って、改めて3点の町長見解を求めます。

次に第2に、人口減少を見据えた社会の構築の議論について検証したいと思います。人口減少対策は、第6次総合計画では若年層の減少抑制を最大の課題として、新たな施策を展開することとしています。急激な将来の人口減少動向を踏まえ、その抑制施策を集中的に展開する施策は評価されます。しかし、私は人口減少に対応したまちづくりこそが不可欠な政策課題であることを改めて提起いたします。10年後の田上町を想定したとき、人口減少抑制施策にとどまることは、将来に禍根を残すと思うからです。

田上町総合戦略・人口ビジョン（第1次）には、人口減少を見据えた社会の構築が基本的視点に掲げられ、新しい基準のまちづくりを検討しなければならないとの見解が示された。しかし、町の将来像に迫る施策展開に至っていないのが現状です。今改めて佐野町長に求めたいのは、第2次総合戦略・人口ビジョンに掲げた将来像

を実現するために、人口対策を減少抑制施策と減少を見据えた社会の構築を両輪として中長期的課題に定め、対応することが必要だということを提言いたしたいと思います。町長の所見を伺います。

第3に、町の中期財政展望と新たなまちづくりの議論について検証したいと思います。令和3年度予算編成において、新たなまちづくり3本柱が示されました。前町政を継承した大型事業の完遂をもって、今後の中期財政展望を踏まえた新たな指針として福祉、教育、振興を重視し、この方針は中期的に維持されるべきものとなりました。しかし、今次施政方針、予算編成方針には、新たなまちづくりの3本柱が後景化されています。令和3年3月議会における中期財政展望に係る議論は、将来的な人口減少による税収減と公的施設の経年劣化を控え、加えて令和4年度以降予測されている公債費の上昇に対する状況を踏まえた町財政の地域的把握と展望に関する議論でした。町長は、町の財政規律の捉え方、基金運用規律の考え方、実質公債比率の管理、抑制に基づく財政運営等の見解を示し、中期財政運営は公債費の管理、抑制に努め、持続可能な町政のために健全な財政運営が大切と強調しました。また、令和3年度予算編成方針で、先ほども言いました福祉、教育、振興の重視とともに事業見直しに言及したのは、町の中長期財政展望に立った新たなまちづくりには、事業見直しが不可欠なものとして認識を共有したからでした。

国の地方財政計画では、脱炭素化、デジタル化の推進がうたわれ、県予算においても地域課題として強調されています。私は、今こそ新たなまちづくりの3本柱の方針の下に、中長期財政展望に立った事業見直しと脱炭素、デジタル化の推進を町の中長期課題とすべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。町の将来のためにどのような中長期課題の下にまちづくりがなされようとしているのか、町民は注目しています。

最後に、町政運営について検証したいと思います。まず最初は、この4年間私が佐野町政と議論した中で評価すべき点を3点ほど申し上げたいと思います。新たなまちづくりとして佐野町政が行った事業見直しの出発点が、あじさいロード事業と原ヶ崎運動広場改修工事等、拠点整備事業の見直しでした。中期財政展望を踏まえ、事業見直しは避けられない課題であることを示したものでした。

2点目は、水道事業の将来像について議論を行いました。この中で将来にわたって公設公営の方向性を明らかにされました。2013年に遡りますけれども、時の麻生副総理は、戦略国際問題研究所において、日本の水道事業を民営化すると発言したと言われています。その後2018年、水道事業法が可決され、民営化の方向が示され

ていました。こうした中で、地方の実態を踏まえた中で基本的方向を示したことは評価されます。

3点目、地域医療体制に関する議論が大きく揺れ動く中で、町民の命に関わる医療体制の在り方、とりわけ加茂病院の在り方に関して、公設公営を求める姿勢を貫いています。医療体制の基本的方向性を訴える町長発言は、住民の評価を得ています。

4点目、コロナ禍の支援策をめぐる議論が、議会との建設的な議論の中で、農業者支援や給与所得者支援など、他の自治体に先駆け、先進的に展開されたと評価されています。

以上、私がこの4年間、町政との議論を通じて特徴的に評価していることを列記しました。

次に、一方、課題として現れた諸現実を提起したいと思います。既に議会との議論の中で露呈した問題でありますので、十分承知のことと思いますけれども、まず第1は、佐野町政が問われてきたのは、発信力の弱さの指摘でした。地域おこし協力隊の活用など新たな取り組みが提起され期待されますが、ふるさと納税の実績は近隣自治体に比べ、町の発信力の現実と弱さを示している一つでしょう。

第2点目です。議会との信頼関係、対応方が危惧される事態が昨1年間、ある意味では集中して生み出されました。その中で、町長の指導性、対応方、対応力が問われました。この2つの課題は、庁内議論の在り方、ガバナンスとして幾度も議論されてきましたが、克服されていません。改めて町長の決意を伺います。

以上、佐野町政との議論を中心にして検証を行いました。佐野町長が、次期町政に挑む課題を明らかにすることを町民は期待しています。町長の決意と所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の私の町政との議論の検証と課題ということで、政治姿勢を含めた質問にお答えいたします。

はじめに、原発の再稼働問題についてお答えいたします。先週の3月11日、あの東日本大震災から11年が経過いたしました。昨年も申し上げましたが、14時46分、次から次へと流されるテレビの画像に愕然とした記憶が今でも生々しく思い出されます。復興も終盤を迎えている状況と聞き及びます。しかしながら、今なお大勢の人々は避難生活を余儀なくされているといえます。改めて、亡くなられた方々のご

冥福をお祈り申し上げます。

こうした中、議員が言われますように、去年は核物質防護体制の不備が相次ぐとともに、安全対策工事の未完成が次から次へと発覚するなど、東電の中であの原発事故の教訓がまさに風化しつつあるのではないかと思われるような不適切な事案が相次いで発生いたしました。こうした原発の安全管理をめぐる不適切な事案が相次ぐのは、東電の組織そのものに安全を軽視する文化や風土があるからではないか。原発を運転する適格性が果たして東電にあるのかとの疑念さえ拭い切れません。規制委員会は、こうした現状を徹底的に審査し、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所を安全に運転する原子力事業者としての適格性について、評価、指導を含め、改めて継続的かつ厳格に対応すべきと考えます。信を問う方法につきましては、これは知事として判断されることであり、県議会での議論も踏まえる中で、適切な時期に適切な方法を判断されるものと思っております。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については、就任時から申し上げておりますように、県が独自に進めている福島第一原子力発電所の事故原因や住民の避難計画などに関する検証作業を終えるまでは、再稼働を認めるかどうかの議論は始められないという花角知事の考えを支持するところであり、今現在においても、私自身の考えに変わりはありません。令和2年7月の新潟日報の取材で、県内全30市町村を対象とした柏崎刈羽原発の再稼働に当たり、東電が同意を得るべき地元範囲について、私は望ましい形として県と全市町村としました。なぜならば、一たび原発事故が起きれば、その影響は決して30キロ圏内に収まることなく、全市町村に及ぶことは紛れもないことだからです。30キロ圏外であっても、決して無関心でいられるわけがなく、県民一人ひとりが冷静に再稼働の是非について幅広く協議を深めていくことが重要と思うからです。花角知事には、立地自治体以外の自治体の意向を取りまとめる具体的な方法をできるだけ早期に示すことを今後も求めていきます。

第2の人口減少を見据えた社会の構築についてであります。減少を見据えた社会の構築につきましては、以前も議員から同様の質問を受け、回答いたしました。その際、町を単独で維持していくためには、町民と一体となって取り組んでいかなければいけない。そうしなければ、10年後に田上町として町を単独で維持していける保障がないといった議員の強い思いを受け、私も全くそのとおりである、これから10年、20年先を見据えた町政をしっかりとやっていかなければならないと回答いたしました。その気持ちに全く変わりはありません。

しかし、一方で、人口減少抑制対策についても、現在の状況から町の人口が減少

に着実に向かっていることは避けられない事実であります。このまま手をこまねいているわけにもいきません。施政方針におきまして、重点的に取り組む施策の一つとして人口減少対策を挙げております。これらもしっかりと取り組んでいかなければいけない課題であると考えております。

第3の町の中期財政展望と新たなまちづくりについてであります。令和4年度予算において、新たなまちづくりの3本柱が後景化されたところのご指摘ですが、第6次総合計画の策定に当たりましては、当然新たなまちづくりの3本柱の視点を中心に、さらに必要となるものを加え、6本の柱を設定させていただきました。議員がご心配の後景化したわけではございませんが、誤解を与えるような点があったのであれば、おわびを申し上げます。

次に、脱炭素化、デジタル化を中期的課題と捉えることに関しましては、必要性については十分認識しており、第6次総合計画にも掲載いたしております。令和4年度では、脱炭素化につきましては、以前の一般質問でも回答させていただいたとおり、地方公共団体実行計画の事務事業編を策定するに当たり、まずは町の公共施設における二酸化炭素排出量算出のため、データ収集から始めることにしております。

次に、デジタル化につきましては、マイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする取り組みを進めてまいります。引き続き国の動向をしっかりと把握しながら、様々な施策に取り組んでまいります。

第4の町政運営についてであります。関根議員より評価と課題が提起されました。就任以来、議会からこれまで多くのご指摘、ご批判、ご助言等をいただき、ことに深く感謝申し上げますとともに、今後も議員皆様のご発言の趣旨を胸に刻み、真摯に対応してまいります。

さて、発信力の弱さと議会对応のつたなさや指導力ということではありますが、まさにそれが町政に当たっての私の課題であると認識をいたしております。関根議員からも幾度となくガバナンスの欠如、その構築に努めるよう苦言をいただきました。就任時から町職員には、新しい職場づくり、風通しのよい職場づくりへの協力を呼びかけてきました。関根議員からの助言もあり、遅まきながら令和2年の春から、全ての町職員との小人数での懇談の機会を設け、職員一人ひとりに直接向かい合って語りかけてまいりました。また、執行内部の幹部会議でも、これまでの意思決定方法の在り方や進め方を反省し、ちゅうちょなくその機会を設け、十分な時間をかけて丁寧に議論することを心がけてきました。各課長からは忌憚のない様々

な助言や批判、提言などが出てくるようになりました。いまだ道半ばではありますが、強固なガバナンスの構築に向けた手応えを大いに感じております。発信力の弱さについても、その中で様々な提言、提案もあり、例えば、町の公式ツイッターや移住ポータルサイトの開設、移住定住サポーターの設置、道の駅、情報発信施設の有効活用といったように、できるところから着手してまいります。

今後も強固なガバナンスの構築に向け、執行内の議論を深めることに腐心してまいります。

ところで、この2年間は全世界が新型コロナウイルスに見舞われ、その対応に当たり、様々な面で大きな影響を受け、行政組織の要である町職員も疲弊し切っております。このことから、各課の人員配置についても含め、組織体制の立て直しを図りながら町政運営に当たって、様々な課題解決に当たってまいります。私としましては、町民の皆様から負託をいただけるよう、新型コロナ対策や、これからの課題である脱炭素社会への転換、少子高齢社会、人口減少社会という現実を直視した中で、私自身が手がけてきた第6次田上町総合計画の実現に向け、「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」の実現に向けて、町民皆さんの笑顔があふれるよう、引き続き町政を担い、田上町発展のために全力で取り組んでまいりたいと決意いたしました。

次から次へと変異を続けるコロナ株の感染で、いまだに収束を見通せない状況ではありますが、町民の生活と暮らしを守るとともに、落ち込んだ経済活動を何としても早期に回復させることが最も重要であると考えます。社会が大きく変化しています。生活様式も様々な面で変化してきている中で、そうした変化に速やかに対応し、長期的視点に立って、まさに田上町の将来像、持続可能な田上町の実現に向けて全力で取り組む覚悟を持って、町民の皆さんの審判を仰ぎたいと思います。

12番（関根一義君） 再質問を行いたいと思います。

町長の決意は伝わりました。ただ、一言申し上げておきたいと思います。決意は決意として伝わってきましたけれども、町民に何を掲げて訴えるのかということが、いまだなされていません。まだ年度内だから、5月の下旬までの期間があるのだからという気持ちはあるかも分かりませんが、町長、そこはこれからの町政を担うに当たって、私はこういうふうにするのだ、こうありたいのだということをもっと積極的に町民に訴えかけてください。そのことを強く申し上げておきたいと思います。

私の質問の1点目の原発問題に関する議論の検証に対する町長の考え方をお聞き

しました。基本的方向性は何も否定するものではありません。よく分かりました。ぜひこれから、町内が二分されるかも分からない議論になるかも分かりませんが、原発の再稼働をめぐる議論が出てきたとき、積極的に町長としての姿勢を訴えていくべきだということを申し上げておきたいと思います。

私が強く訴えるのは、先ほども申し上げましたけれども、東京電力の企業体質の問題です。今まで再稼働をめぐる議論は、その再稼働をするに当たっての企業体質はこれでいいのかという議論をやってきましたけれども、昨年来発生している東電の現実には、そんな議論ではもう追いつかないのだということがあらわになったわけです。先ほど町長も言われましたけれども、企業体質の問題から経営の可否を問う経営体質の問題まで議論を進めなければならないところまで来ました。私は、重く受け止めたいと思います。花角知事がどういう形で県民の信を問うのかということはいまだ明らかにされていませんけれども、田上町住民の中においても、原発50キロ圏であるけれども、私たちは私たちとしての課題を持っているということを踏まえて、議論を展開していくべきだというふうに思っています。県の方針は、田上町に長岡地区からの避難者を受け入れなさいという指導が来ています。これは従来から変わっていないと思いますけれども、もし変わっていないとしたら、そういう任務も田上町としては課せられているのだということを踏まえて、この原発問題に立ち向かっていくことが重要だろうというふうに思います。

東京電力の隠蔽体質というのは、今始まったことではありません。福島事故から始まったわけでもありません。その前に遡ること1980年頃から始まったと言われてはいますが、福島の1号機、2号機、それから柏崎刈羽原発における炉心の隔壁ひび割れの事件の隠蔽から始まりました。以降、隠蔽体質は延々として続いているわけです。どこに原因があるのか。私は私の生きざまとして、労働組合に関わってきましたから、あえて言いますが、東京電力の労働組合が社会正義を投げ捨てている。そちらのほうに軸足を置くのではなくて、企業の経営そのものにくみしているのだということの表れだというふうに思います。ですから、ぼちぼちと出てくる経過はありますけれども、内部告発がやられていません。私は、社会正義というふうに考えたときに、内部から内部告発によって正義を訴えるという、そういう声が出されなければならないと思っています。私は昨年来、議会事務局の控室に毎月の東電からの冊子が送られてきているものは目を通して見ます。いつになったら内部における原因究明の基盤が洗い出されるのかというふうに期待をしていますが、そういうものは一切出てきていません。安全対策、これをこうこう、

こういうことをやった、何があった、これがあった、そんなことが3年だけで、今現在生み出されている諸問題に対する反省、原因究明、企業の恥部、こういうものの克服の足跡が全く見えない、ということ是非常に残念に思っています。そのことについて述べまして、町長答弁の補完すべき点があればお聞きしたいと思います。

3つ目に、県知事が県民の信を問うということを表明した、そのことに関して、あえて触れたいと思います。県知事選が我が町長選と同日行われますけれども、ついこの間まで県知事選は無風、ひよっとすれば与野党相乗りで花角知事をというふうな政治的な動きもありました。ですから私は、花角知事は信を問うということを経験して求めていたという節がありましたので、そのことがもくろみが外れたのではないかということを通告書には書きましたけれども、今現在の政治的な動きは、それを超えて原発問題が県知事選の争点化になるかも分かりません。私は、あえて訴えたいと思います。花角知事が当選したときの公約、原発再稼働に関しては県民の信を問うというふうにしたのは、これは県民我々からしたら、県民が得た権利なのです。信を問うてくれるな、どう取るのだ、それを強く主張するのは、県民の権利として前回の県知事選挙で得たことなのです。ですから、これは県民の一人として、何としても県民の信の問い方については、問い続けなければならないというふうに私は思っています。

それから、最後に申し上げたいと思います。町長の語られている対応について、先ほど申し上げましたけれども、基本的には了としますけれども、私はいま一度申し上げたいのは、町長が新潟県下の全町村に先駆けてといいますか、少数派になることも承知をしながらも、県民の信を問うということは、全市町村を対象にした自治体の意見を大事に下さいということを公表したというのは、私はこれは勇気ある行動だったと思います。佐野町長がそのようなアンケートに回答したことは、少数派になるだろうということも佐野町長も分かっておられたと思います。しかし、あえてそのことを訴えたということも、勇気と決断について評価を私はしているのです。

そこで訴えたいのは、もう一步佐野町長にお願いしたいのは、自らの立ち位置は常に明確にする努力をお願いしたいということをお願いしたいと思います。県知事がああいうふうに言っているのだから、それに従わなければというふうなことでは駄目だ。自らの立ち位置を明確にすることによって、それは反対、賛成、けんけんがくがくの非難も来るかも知れませんが、そのことは、首長としての責任でもある、そういうことを訴えておきたいと思います。そういう姿勢こそが、

田上町の厳しい将来を担うに当たって、町長選に打って出る佐野町政の姿勢だろうというふうに私は思います。長くなっていますけれども、続けて申し上げたいと思います。

次に、人口減少対策について申し上げたいと思います。私は、人口減少の抑制施策と人口減少を見据えた社会の構築を両輪として、中長期的な課題にするべきだということを申し上げました。私は、私の言う両輪とは、あえて言うならば、こんなことをイメージしているのです。私がイメージしている中身についてご紹介をしておきたいと思います。第2次総合戦略・人口ビジョンに示されている令和7年度を想定した人口、資料によれば1万703人に示されています。これは、ある程度の抑制策を取った上で、想定し得る数値として町民に示しています。その一覧表の中で、それとなく示している数字だけありますから、そのことがあえて強調されているわけではありませんけれども、そういうふうには示しています。したがって、人口減少の抑制施策を集中的に展開するという、そういう方向になっているのは承知しています。そのことの効果が出るのか出ないのか、このことについては私も大きな期待をしています。しかし、そのときの目標とは何か。人口減少を抑制するこの施策を通して、1万703人を令和7年度において作り上げるのだということ、これを明確にすべきだということを申し上げているわけです。

もう一つは、人口減少に対応したまちづくりですけれども、もうちょっと先のことを考えますと、ビジョンにおいて示しているのは、もう10年後、令和17年度時点における人口態様、9,080人と示しています。これは、単に示したということだけではなくて、努力をしてもここまでしか到達しないのだよという数字なのです、裏を返して言えば。だとしたら、1万人を切る令和17年時点における人口9,080人を求めるのだという目標にするのだということ、これは明確にすべきだというふうに思います。あわせて、1万人を切る、そういう人口体制になるわけですから、それに対応するまちづくりに着手するのだということを求めていきたいと思います。個々具体的には私は、ある意味では行政マンではありませんから素人です。行政マンの皆さんが何を打ち出して、人口減少の対応するまちづくりをするのかということについては、お任せする以外にありませんけれども、考え方の視点、考え方の方向性、これについては、今現在町当局から私たちに訴えるものはありませんから、あえて申し上げたいというふうに思います。これが、人口減少に対応する具体像に対する私の考え方です。あえて申し上げたのです。これが全てでこれが正しいなんていうことを申し上げているわけではありません。考え方の方向性として、私はこういう

ことを考えているのだよということを紹介しました。ぜひ、これからのまちづくり、令和17年を展望してなんていうことを言うと、私なんかも向こうの世界に行ってしまうわけです。今前にお並びの皆さん方も、もうそのときの町政に責任をよくな、そういう世代ではないことは事実だけれども、そこまでの方向性を持って議論を進めていかないと、これはやはり人口が1万人を切った、9,000人になった、9,000人を切るぞ、国が示しているデータでは8,000人を切ってしまうなどというときに、振り返ってみたら禍根を残すのだということ、私はそのことを訴えているわけです。ぜひそうしないように、みんなで闘おうではないかということ、みんなで汗を流そうではないかということ、そのことを訴えています。一つ一つの政策、今年の予算編成の中で打ち出されている人口対策の具体的な施策、これを否定するなんていうことは誰も考えていない。大いにそれで闘おうではないかというふうに考えている。でも、そのことだけでは不十分なのだということ私を訴えている。そのことを提言させてもらっているということですので、ぜひご理解をいただいております。

最後に、私は、第6次総合計画を改めて読みまして、ここまで明確に出してくれたな、これはやはり議会との議論の成果だということを、つくづく感じ取ったのは、財政調整基金、5億円を確保しますというふうになっています。これは大変なことだと思います。町長が示した、この間示してきた財政調整基金の考え方は、財務当局者も示しましたけれども、3億円という数が出てきておったわけですがけれども、あえてこれからの将来を展望したとき、5億円欲しいということ数字で載せた。私は、町の将来展望を考えたときに、これは大変な決断だったろうというふうに思います。今から10年前であれば私は、何で5億円もためて町民に還元しないのだという主張をしました。盛んに言ってきました。3億円のときも、3億円たまったのではないか、町民に還元しなさいということ主張してきました。でも、今は、10年、15年先を展望したときに、そのお金を確保しておかないと、町政が持続的に維持できないのだということの表れを数字で示したということだと思いますから、ぜひ、あそこに示した考え方については自信持って町民と対峙していただきたいというふうに思います。町民は期待しています。

町民は、私にこういうことを言います。「佐野恒雄なじらいや」、ずばりこういうふうに言います。「おお、そうか。そういうふうに聞かれると俺もあんまりはつきり言えなくなるな」と言うのですけれども、町民はそういうふうに言います。「佐野恒雄はなじなんだい」、「いろいろ話聞くと、いろいろあるようだけれども、おま

えどう考えているんだ。何を捉えているんだ」というふうに言います。あまり本心は口に出して言っていませんけれども、そういうふうに期待されているのです。ぜひ、お願いしたいと思います。

もう一点だけ、あと5分ありますか。もう一点だけ申し上げたいと思いますが、私はこの間、昨日、おととい、日曜日の日、西新潟の四ツ合のソーラー発電所、見学に連れていかれました。あるとき家に来た支援者の一人なのだけれども、「おまえ今回一般質問何やるんだい。予算編成に何を注文つけるんだい」というふうに来ましたけれども、そのときは「いやなあ、今回なあ、具体的に何をしようかなというのな、まだ決めてないんだよ」、「じゃ、俺についてこい」というふうに言われたのです。ついていきました。西新潟へ連れていかれました。膨大な用地に、農作放棄地にソーラー発電所が建設されていました。事業主体がどこかというのはよく分かりませんでしたけれども。帰りの車の中で、「見たか。あんまり町のちっちゃい問題だけでぐずぐず、ぐずぐずしていると、こういうことを見逃すんじゃないか」というふうに言われました。そうだなと思ひまして、紹介しておきたいと思います。大変なところに連れていかれました。そして、あの広大な土地の中で、なぜこんな事業ができたのか。地権者が170人いたそうです。170人の地権者の合意を取り付けて、事業展開まで持っていった。その地域の指導者の指導性について感服いたしました。蛇足的に紹介しましたが、そんな経験もありまして、今脱炭素問題が議論されています。脱炭素問題を町の課題にするべきだというふうに主張したのは、何を隠そう、私たち議会の一番後輩である新人の小野澤議員だったのです。ところが、そのときに議論したのは、研究課題とさせていただきますということでした。もう研究課題は遅い。研究課題なんて言っている時代は過ぎた。もう取りかかきなさいというふうに言っている。県もそういうふうに言っている。それぞれの自治体で行政対応として、CO₂削減、脱炭素の施策をやる場合については、県のお金をつぎ込むところまでいっていませんけれども、そこまではまだ明言していませんけれども、そういう方向だというふうに私は思っています。国もそういう方向だと思っています。だから、国や県の動きを見た中で動き出すのだということでは遅い。

今から数年前、一般質問に立てばソーラー発電を主張した私たちの先輩がいます。渡邊正策議長でした。明けても暮れてもソーラー発電。そのとき私たちは、「正策さん、おめ何言ってんだ」と、「ほんなこと、夢物語みたいなことを言ったってしようがねえろ」というふうに思っていた。ところが、今やそのことが国の課題であり、なおかつ地方行政においてはそのことが求められているのだという時代になり

ました。ぜひそんなことも含めまして、提起させていただきましたので、町長の賢明な判断とリーダーシップを期待いたします。コメントがあればいただきますけれども、私は今回の質問に対する答弁でほぼほぼ納得していますから、あえて回答は求めませんけれども、コメントがあればいただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 大変ありがとうございました。私自身は、これからどういうまちづくりをしていくのかということでの様々なご提言をいただいたというふうに受け止めております。第6次総合計画、いろいろな取り組みを計画中でしておりますけれども、それが絵に描いた餅にならないように、その実現に向けてしっかりと努力してまいりたいと思います。

議長（小嶋謙一君） 関根議員の一般質問を終わります。

次に、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） 議席番号7番、今井でございます。今回私は、来年度施政方針演説を受けての2つのテーマで一般質問をさせていただきます。

1つ目は、施政方針演説の中では触れられることのなかった町民体育館について。そして重要施策として述べておられたICT教育の推進について、その方向性や、その決定に伴う具体的な取り組みについてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。町民体育館については、午前中に小野澤議員からも一般質問されており、重なる部分もありますが、町長からはぜひ、より踏み込んだ具体的な答弁を期待したいというふうに思います。

先ほども、午前中ですが、小野澤議員もご指摘していたとおり、これまで幾度となく議会からは、公共施設の老朽化に対して、これらの対応や今後の方針について問われてきました。直近では、総合計画策定における議論の場においてもこれらの指摘がなされ、前期計画においてはその議論の結果として、町民体育館の今後の対応を含んだ方針の決定ということが盛り込まれました。しかしながら、施政方針において、老朽化が非常に懸念される町民体育館や、心起園等に関し全く触れられなかったことというのは大変残念でなりません。

町長は、昨年度、ちょうど1年前に当たります3月の定例会、熊倉議員の一般質問において公共施設の老朽化が問われ、心起園や町民体育館に関し、令和3年度から本格的な検討を始めるとご答弁をされておりました。その半年後、9月定例会、私の一般質問の答弁では、具体的な検討は進めていないと答弁され、さらに本格的に検討を始めると言って現在に至るまで約1年間が経過しようとしています。私

は町がこの検討を始めている様子を感じることはできません。令和4年度予算案においても、これらに関連した予算というものは計上がされておりません。本格的に検討を始めるとご答弁されて、その町の姿勢に非常に期待をしていた身といたしましては、裏切られたといいたまいますか、非常に落胆の思いを持っております。

特に町民体育館、各学校の体育館は、新たな団体が継続定期利用ができるような空き状態がほぼなく、施設の必要性、重要性は非常に高いと言えます。スポーツに親しむ町民、そして中学校部活動の場においても、なくてはならない重要な施設であります。町民体育館の必要性、そして重要性を鑑みれば、既存施設の長寿命化、そして既存場所での解体もしくは新設、3つ目のパターンとしては新たな場所で新設、これらおおよそ3つのパターンが想定されるのではないかと考えます。方向性を検討するに当たり、現施設の実態を正しく把握し、正確なデータを持たずにこれらの検討を進められると私は思えません。

一般財団法人日本耐震診断協会によれば、耐震診断は予備調査により、建築物の概要や使用履歴、増改築、そして経年劣化、竣工図面等の内容を確認し、耐震診断のレベル判断をし、1次診断から3次診断までであるというふうにしています。これらを一度に行うのではなく、それぞれの段階を踏んで実施することも可能です。まずはこの建物の実態というものを正しく把握し、その他、町民体育館等に関わる諸課題をしっかりとまずは整理するべきではないのでしょうか。

そこで伺いますが、老朽化が特に懸念される心起園、町民体育館の令和3年度の検討状況はどのようなものだったのか、また、それらを踏まえまして、この問題を、この状況をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

次に、町民体育館の検討における必要経費等は、来年度予算案には計上がなされておりません。先ほども申し上げたように、建物のデータ、現状把握なく検討を進めることが可能ということなののでしょうか。私は、耐震診断の予備調査、1次調査程度までは実施する必要があると考えますが、町の考え方がどのようになっているのかお示し願いたいと思います。

そして、次年度、来年度における検討方法やその検討内容というものが具体的にどのようなものになるのか。今議会で提案されております第6次総合計画、その中の前期計画においては、令和8年度、方向性に基づいた対応を含め、方針の決定としています。この令和8年度前期計画の目標を踏まえたタイムスケジュール等、どのように考えているのかお示し願いたいと思います。

2つ目のテーマ、重点施策についてお伺いをいたします。教育関連事業ではI C

Tを活用した学びのさらなる推進として、日常的な端末の持ち帰り、学習できるように努めるとおっしゃっておりました。これまで町は、今年度初め、教育委員会が実施した各家庭への通信環境調査、この結果で、一定程度通信環境を持たない家庭があり、これが持ち帰りに関する課題だというふうにしておりました。これらに関する課題というものは解決がなされたのでしょうか。コロナ禍におけるICTを活用した対応、休校時のリモートの対応、これらを再三求めてきましたが、残念ながら、過日、羽生田小学校で休校が実施された際、導入されたタブレット等が活用されることはありませんでした。

GIGAスクールが導入され、約2年が経過をいたしました。導入当初は、国の一斉導入の呼びかけの中、まさに導入することで精いっぱいだったのかもしれませんが。しかし、今後はICTを活用した、より具体的な教育の在り方や、目指す教育の在り方を示す必要があると考えます。町が持つ12か年教育の中にICT教育を組み込ませた形で目指す教育が何か、なぜ必要なのか、それらを進めるために何をしなければいけないのか。これらをしっかりと示すことで家庭の理解も深められ、また家庭や学校の相互理解もより高まるのではないのでしょうか。

今回参考資料として、大阪府枚方市が作成したICT教育モデルを皆さんに配付させていただきました。こういった各自治体でICTを活用した教育の推進計画等は様々策定されていますが、私が拝見した中で、この枚方市の作成したICT教育モデルというのは非常に分かりやすくつくられているというふうに感じています。

また、端末の更新は導入からおおよそ5年というふうに言われております。もう約3年後に迫っています。しかしながら、まちづくり財政計画には盛り込まれておりません。3年後に迎えるであろう端末更新における町の考え方がどのようになっているのか、見解をお示してください。

以上であります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の令和4年度施政方針を受けてとの質問にお答えいたします。

1点目の老朽化が懸念される公共施設のうち、心起園については、誠に申し訳ありませんが、担当課の諸事情により、今年度中の検討は中止することとしました。一方、町民体育館については、小野澤議員の質問でお答えしたように、地域学習センターの関係から新年度予算に盛り込むことはできませんでした。この問題は、総合計画を協議している中でも特にご意見をいただいております、大変重要な問題である

と捉えております。

2点目の町民体育館の検討における必要経費が未計上と、3点目の耐震診断の予備調査等についてですが、耐震等に関する課題の対処方法については、段階的な調査方法が考えられ、本来であれば、まず設計業者に調査方法の提案と経費の見積りを依頼するところでありましたが、地震等により天井材が落下するおそれがあることから、取り急ぎ目視での点検を業者に依頼し、対策方針の提案を受け、現在その対策に係る経費の見積りをお願いしているところです。

4点目の次年度における検討方法、検討内容、タイムスケジュールについてであります。天井材落下対策に係る経費を執行内部で検討し、必要に応じて予算措置をお願いしたいと考えております。その後、改めて耐震等に関する課題の対処方法について、設計業者に調査方法の提案と経費の見積りを依頼します。資料がそろい次第、それらを取りまとめ、執行内部で検討した上で、スケジュールも含めてお示ししてまいります。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

I C Tを活用した教育関連事業についての質問ですが、田上中学校では、昨年12月上旬に生徒全員が各自のタブレット端末を自宅に持ち帰り、ネットに接続できるかどうかの確認と、保護者から使用に伴う質問やご意見を伺うアンケート調査を実施しました。その結果、全体でWi-Fi環境がないというご家庭が2件、保護者のスマートフォンで接続するため、保護者が家にはない時間帯は使えないという家庭が4件ありました。中学校では、現在、持ち帰りを希望する家庭には日頃の持ち帰りを実施しております。現在9割以上は希望されています。両小学校では、2月上旬に中学校と同じことを実施しました。両小学校合わせて、保護者のスマートフォンでの接続が4件、Wi-Fi環境がない家庭はありませんでした。3校とも環境がない、または他の課題の理由に経済的理由を挙げたご家庭はありませんでした。中には自宅でネットにつないでの学習をすることを希望しないというご家庭もありますから、強制にならないように配慮しながら、併せて個々の課題に対応しながら、家庭でのタブレット端末の利用について、適切な活用をしていきたいと思っております。

学校でのI C T事業を活用した教育につきましては、一部の教科では文科省作成のドリルが利用できるという予定もありますので、さらに効果的なI C T活動を推進してまいります。毎月の園校長会のたびに、各校の取り組み状況や課題の情報交

換をしながら、効果的な活用について検討しています。また、教職員の自主的、自主研修組織の田上町教育研究協議会では、県の指導主事等を招いての研修等を実施しています。その上で、各校は自校の実態に合わせて主体的に推進しています。今後、現在の活動を推し進める中で、今井議員がご紹介されましたICTモデル等を参考にさせていただき、田上町としての推進マニュアルの作成を検討していきたいと思っています。

タブレット端末の更新につきましては、令和8年2月で5年間使用することになります。更新費用は、総額で4,000万円ほどになります。市町村教育会等で国や県に最大限の補助を要請していますが、国や県の方針が決まりませんと、具体的な財政計画の作成ができないというのが現状です。今、このことが全ての市町村教育委員会の大きな課題となっています。田上町教育委員会としましても、早く国や県の方針を決めていただきたいと、様々な機会があるたびに県教育委員会に強く要求していますし、今後も要求していきたいと思っています。

7番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、心起園についてであります。担当課の諸事情により今年度の検討は中止をしたというふうなご答弁でありました。コロナ対応での業務量が非常に膨大になっており、主にこれを所管をしている保健福祉課内における人事的な諸事情も抱えている中でのマンパワー不足によるための今年度の検討の中止ではなかろうかというふうに推察をしております。そういった理解でよろしいのか。そして、もしそういった背景があって検討がなされていない、検討を中止せざるを得ないというような状態であるならば、いつまでもこの検討を中止しておくわけにはいかないわけですから、しっかりとしたコロナの対応も引き続き続くと思いますし、保健福祉課が持っている通常業務もあります。そういったものも鑑みて、人的な配置、町長先ほど関根議員へのご答弁の中で各課の人員配置、組織体制の立て直しを図るというふうにおっしゃっておりますが、そういったところがこの部分に関しても当てはまってくるのか、ご答弁願いたいと思います。

続いて、町民体育館に関してですが、地域学習センターの関係から、新年度予算に盛り込むことができなかったというのは、これは正直、言い訳にも私はならないのだというふうに思います。町民体育館の問題は、耐震化の不安もそうですし、消防設備の問題、様々な指摘を、町長ご自身も就任されてから実際に現地の視察等もされ、その状況はよくご存じであったかというふうに思います。そういった中で、この方向性に関して1年間全く手つかずだったということは、これは猛省を促すべ

きものだろうというふうに私自身思いますし、実際に天井材の落下防止ということで、取り急ぎ目視の点検をお願いして、その対策に対する見積り徴取を今しているということですが、こういったある程度まだ使う期間がある、使っていかなければいけないわけですから、最低限の対応と将来的な今後の方針どうするのかというものは別なものだと思うのです。そういった中で、町長のご答弁聞いていると、現段階では、耐震診断における、設計業者に相談等もしていないような状況というふうに受け止めるのですけれども、そういった実態がどのようになっているのか。発注に行かなくとも、具体的な相談等が本来であればされていて、それがまさに予算編成の皆さん方の協議の中で、しっかりと出てくるのが本来の姿であろうというふうに感じますけれども、その受け止めはどのようになっておられるのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

ちなみに、学校関係で天井、学校の体育館等で吊り天井の撤去ですとか、そういった対応、以前数年か前に実施をした経過があるかと思えますけれども、そういった際に、町民体育館の調査ですとか何か対応というのは全くなされていなかったのか、それらのときの何か、すみません、答弁いただいて、たしかそういったものがかつてしていたのだけれども、そのときの町体の対応はどうだったのか、すみません、記憶に呼び戻せないで、当時の町民体育館の対応等が何かあったのであれば、併せて答弁願いたいというふうに思います。

実際にこれまで、先ほどの町長の答弁では、まず天井を撤去、天井対策に関する見積りをもらった段階で対応を考えて、その後耐震診断の検討とかしていきますということなのですけれども、これ待つ必要、私ないと思うのです。同時進行で進めていけばいいのではないのですかと。待つ必要ないと思えますので、そこをしっかりと前倒しをして、すぐにでも耐震診断で予備調査や、予備調査をもってレベル診断をして、では実際にどこまでできるのか、どこまでやるべきなのかということをしつかりと議論する必要があるかと思えますが、その辺りどういうふうに捉えているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、ICTのほうに移ります。今年の春、本当新年度はじめに、紙ベースでの家庭への通信環境調査で、1割程度の通信関係を持たないご家庭がおられるというふうに聞いておりましたが、その一定程度通信環境がないというご家庭が、中学校、小学校、それぞれ12月と2月、春から大分間が空いておりますけれども、接続の確認等をしておられたわけですが、経済的な理由でWi-Fi環境がないということですが、では、今学校に在籍をしておられるご家庭は、経済的な理由があつて

通信環境がないという世帯はないということなのだろうというふうに理解をすることですけれども、今後こういった家庭での通信環境に関する学校の端末の持ち帰り等が推進されていく中で、こういった通信環境に伴う経済的な支援ですとか、タブレット端末そもそもそういった通信環境が持たせられるような、そういったことの措置や導入というのは、一切考えていないというふうなことになるのか、その辺り、考え方あればお聞かせを願いたいというふうに思います。

実際にICTを導入してGIGAスクールを導入してから2年が経過しますけれども、いろんな研修を実施しましたとか、こういうことやりました、あんなことやりましたというのは教育長からる、その都度いろんな話を聞くのですけれども。一番の問題は、町としてこれだけ大きな財政投入をして、これだけのものを導入してありながら、ではそういったものを活用して何を指すのかという、その姿がなかなか見えないということなのだろうというふうに思います。こういったものを活用して12か年教育、志を持って意欲的に学び、自立と思いやりを、心をまずたくましい子ども、これらを育てるためにどういった活用をしていくのか。体系的な活用、年次的に小学校低学年、高学年、そして中学生、どういったスキルを身につけていくのか。そして、それを指導する教職員の方々がどういったスキルをしっかりと田上では持っていないければ困るというふうに出していくのか。そういった部分をしっかりと出さなければ、保護者の方も理解がし難い。保護者自身も、こういった端末での勉強、ICTを活用した社会、こういったものを今まさに新たに経験しているわけですから、自分たちの経験がないわけです。だからこそ、教育委員会が将来を見据えた、その教育の在り方をしっかりと示す必要があるというふうに思います。推進マニュアルの作成を検討するというふうにご答弁されていただきましたけれども、これは作成するというふうな方向性を持って、どういった形で作っていけばいいのかという検討になるというふうに私は理解したいのですが、その理解で間違っていないのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、更新費用に関してですが、ご答弁だと補助は、補助額がどうなるかわからないから財政計画には載せられないということでしたけれども、これ全く逆だと思います。最悪4,000万円、3年後かかるのだという前提で財政計画に盛り込んで、そのための財源をしっかりと確保しておく。それで、補助が、皆さん方の要望活動、そして各議員の皆さん方もまた様々な政治活動の中でこういった要望をされていくのだと思いますけれども、そういった要望活動が実りを得て様々な補助制度ができたならば、それは非常に喜ばしいことで、お金が浮くだけの話。しかしながら、最

初からその財源を確保しておかなければ、いきなり4,000万円となったら大変ではないですか。そこは、まずはしっかりと最低限必要な額これだけなのだということを確認する。当初、この4,000万円、仮に端末の更新になったときに補助等がない場合、町が全額負担をするのか、もしくは保護者が一定程度負担するのか、そういった部分もあるわけですよ。今現在町としては町の公費で全てを入れ替えていくというふうに答弁を聞いていると受け取っているのですけれども、そういった考え方になるのか。その辺も含めてご答弁願いたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

心起園の検討中止、これ大変申し訳ありません。担当課、保健福祉課においてコロナの対応に追われている、全くそのとおりであります。ふだんの仕事の上に、このコロナ対策に追われているわけです、非常に課としても大変な状況に追い込まれております。そうした意味で、このたびの心起園の検討については中止をさせていただいたと。新たな組織編成の中で、対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、町民体育館の問題であります。はっきり申し上げて、やはり準備不足であったということは否めない。これも大変町民の皆さん方にご心配をおかけしておることです。誠に申し訳ないことだと思っております。そうした中で、まずは一番危険とされてる天井材の落下、地震が起きたときに天井材が落下のおそれがあると。まず、これの検討といいますか、これをどうするかということから、この体育館について検討を始めたい。耐震化の問題等についても、それが終わってからというふうな考え方はもちろんありません。併せてそうした耐震等に関する課題の対処方法についても、一緒に検討していかなければならないというふうに思っております。天井材、3校、小学校、中学校の天井材の過去に検討した過程については、教育委員会のほうから返答させたいと思います。

教育長（安中長市君） 私のほうから、先にICTについてお答えさせていただきます。

1年ほど前にアンケートをしたとき、アンケートの内容がもう一つしっかりしていなかったということもあったのですが、1割ぐらいはWi-Fi環境がないだろうというふうに思ったのですけれども、この1年の中である程度ご家庭のほうでも改善されたのかなと思っております。

それから、小学校のほうでWi-Fi環境がないということに関しては、やはり保護者の年齢層が低くて、低くなっていくと、そういうことに関して非常に準備がし

っかりされているのかなと思います。ただ、これから入ってこられる方に関してどうするかということなのですが、その方そのものに、町が全部負担をしますよというようなことは今は考えていません。そのご家庭とは相談をさせていただきながら対応していきたいと思っています。

それから、推進マニュアルの件ですけれども、本当に大阪府枚方市の内容は大変よくできています。ここは40万人都市で、タブレットも入れたのも私どもよりも1年以上早く、その中でこれだけ立派なものを作ってきたのだなと思います。大変参考になります。私どもが今やろうとしている方向とそんなに大きく変わりはないと思っていますので、田上町版の推進計画を新年度になりましたら計画させていただいて、来年の終わり頃なんてならないように、夏休みぐらいまでには何とか作らせていただいて、お示ししたいと思っています。それは、さっき今井議員がおっしゃったように、保護者への理解なのです。私たち学校側としては、教育委員会側としては、このICTモデルのこの内容について、大変ものすごく新しいことが出ているわけではなく、非常に保護者に分かりやすく作ってあるのだと思います。これだけのボリュームのものはできないかもしれませんが、今、形を変えて各学校では配っていますが、それを1つにして、保護者が分かりやすいような推進マニュアルを作りたいと思っています。

それから、最後の4,000万円。最初から入れておくべきだということに関しては、実は財政からも大分るる言われました。でも、考え方によっては、もう個人の負担と、個人がタブレットを持つという時代が本当に目の前に来ています。でも、それはたった今、どうしても決断ができません。多分この2年ぐらいの中で、そういうような意見がどんどん出てきてどうなっていくかということで、本当に申し訳ありませんが、今回は財政計画に載せませんでした。ご理解いただきたいと思っています。

それでは、町の体育館について、局長のほうから説明していただきます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今井議員のご質問にお答えしたいと思います。

小中学校の吊り天井の対策を取ったときに、町民体育館のほうはということでもありますけれども、当時町民体育館のほうも耐震診断、それからその耐震診断に伴う改修費の見積りのほうは徴しておりました。このたび当時の、平成25年当時だったと思うのですけれども、そのときの見積りが今現在幾らになるのかという部分で設計業者に再度確認のほうをさせていただいて、現在もその見積りはいただいているところであります。当時町民体育館については、小中学校であったような吊り天井

ではないというような判断の中で対応しておりまして、町民体育館、その現状のままという形になっておったというふうに聞いているところです。

その次に、対策と耐震の関係で同時進行でということでお話しいただいたわけですが、耐震診断、見積り先ほどいただいているということでしたけれども、今井議員のほうからも段階的な調査ということでお話があります。その段階的な調査をするに当たって、今、その設計業者のほうから、どういう段階を踏んで調査をしたほうがいいのかということで、改めて確認を取らせていただいている中で、もうすぐ資料がそろそろような形にはなっているところでございますので、よろしく願いいたします。

7番（今井幸代君） まず、心起園に関しては、保健福祉課のほうも組織体制、改めて町長お考えになるということですので、期待をしたいというふうに思います。この件に関しては、特に答弁、質疑はございません。

I C Tのほうを先に質問させていただきます。今ほど、教育長、個人負担も可能性としてあるのだというような趣旨のご答弁でありましたが、義務教育下において、私はタブレットの端末を個人で準備というところは全くもって反対です。しっかりと学校側が準備をする。なぜならば、端末は非常に高価だからです。保護者の経済的な実態、また様々な経済的な状況があります。そういった中において、格差を実際に教育の現場に起こさせてはならない。そのためには、しっかりと町のほうで公費で責任を持って準備をする、学ぶ環境を整えるというのが重要かと思っておりますので、しっかりと、次、まちづくり財政計画が示されるのは次年度の秋、11月頃でしょうか、それらの際にしっかりと数字として示されることを期待しておきたいというふうに思います。しっかりと検討してください。

次に、I C T教育に関しては、夏頃をめどに作っていききたいということですので。重要なのは、どうして今こういったことが必要で、そしてそのために何をしていくのか。そして、子どもたちは発達段階に応じてどういったスキルを身につけていくことを目標とするのか、教育委員会として。そして、教える先生側のスキルも必要なわけです。今実態として、学校現場の先生方のスキルの差というのは相当あるというふうに思います。ですので、最低限、田上町でお勤めをいただく教職員の先生方には、最低限このスキルは身につけてくださいという職員のキャン・ドゥーも必要だというふうに私は思います。そういったことをしっかりと組み入れて、保護者への理解、推進を進めていくこと。そして町としてもあるべき姿をしっかりと示していただいて、子どもたちの学びのさらなる進化と、子どもたちの生きる力をより育

んでいただけるような体制をしっかりと構築していただきたいと思います。夏休み前というふうにおっしゃられたので、信じたいというふうに思います。

そして、今ほど町民体育館の件に関しては、やっと少しずつ動いていくのかなというふうな感触はいただきました。吊り天井ではないから、危険性はないから、その当時は何もなかったのだということなのですけれども、結果的にやはり天井の危険性があるというふうな認識になるわけですね。過去のことをいろいろあーだこーだ言ってもしょうがないのですけれども、その当時、危険性はないのだというふうに置きながら、今現在になってやっぱり天井が一番心配なので替えますみたいになってくるのは、何かどういった経過があったのか。その当時の吊り天井ではないからいいとか悪いとかいう話にはならないのではないかなと思うのですが、その辺り。これ恐らく補正予算にかけてくるわけですね、やるとすれば。そういったところでしっかりと経過の説明をしていただくということを要望したいというふうに思います。

体育館に関しては、段階を踏んでの予備調査、1次調査、段階を踏んでそれぞれ実施をしていくわけですから、まず、前段階としての予備調査と1次調査程度はやっていくべきなのだろうというふうに思いますし、これも含めて次年度、当初予算には盛り込まれていないわけですから、補正予算等で対応を検討していくということですね。本来であれば、これは補正予算に入れてしかるべきです。

(何事か声あり)

7番(今井幸代君) うん、次年度のね。次年度の、来年度の補正……来年度の当初予算に盛り込まれていて、すみません、失礼しました。来年度の当初予算に盛り込まれてしかるべき。これをしっかりと教育委員会のこれまでの検討の経過がなかなかされていない。その体制ができていないことの証左だと思いますので、今後こういったことがないように、しっかりと町長、リーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

町民は、町長のより強固なリーダーシップを期待しています。しっかりと町長の統率、指示をしっかりと出していただいて、この町民体育館の問題をしっかりと2期目、まとめ上げていただく、それを期待をして、その決意を2期目の決意としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

町長(佐野恒雄君) この町民体育館、大変大きな重い課題だというふうに捉えております。しっかりと対応してまいりたいと思います。

教育長(安中長市君) 先ほど今井議員にご指摘いただきました、タブレットを各自に

持たせるということに対しては、今井議員が反対されていると、その趣旨もよく分かります。今いろんな考えがある中で、多分一、二年の中で決まっていくと思いますが、教育委員会としてもしっかり考えたいと思います。

推進マニュアルに関しては、夏休み中に作って、2学期から動けるような形を取りたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） 今井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時00分 休 憩

午後3時15分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井です。一般質問させていただきます。

令和4年度施政方針を受けて質問するのみにしようと思っていたのですが、昨今の国際情勢を鑑みて、質問を追加したいと思っております。それは、ウクライナ問題、ロシア軍によるウクライナ軍事侵攻の問題についてです。これは国際的な問題で、町の町政の場で議論するに適さないことは重々承知していますが、今回の状況は一政治家としてというよりも、地球に住む一人間として、声を上げずにはいられません。今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、人道上の面からも国際法上の面からも違反している。決して許されることではありません。何の罪もないウクライナの一般市民が無抵抗のうちに殺害されている現状は、虐殺以外の何事でもありません。即時無条件の撤退を求めます。このまま何も声を上げず、傍観者であってはならないと思っております。

今回あえてこの質問を取り上げたのは、田上町の小さな自治体でも、町を代表する佐野町長がしっかりと意思表示をする必要があると思ったからです。ロシア軍によるウクライナ軍事侵攻に対する佐野町長の見解を求めます。

また、田上町に与える影響をお聞かせください。例えば石油の高騰なのか、物価高、戦争による雰囲気沈滞による観光客の減、また平和教育への影響等、ありましたら、田上町に対する影響をお聞かせください。

次に、ここから施政方針についてです。「魅力的なまち」についてです。施政方針の2ページ目後半で町長が、「私が考える町民の「願い」は、「にぎわいの創出」

であります。多くの方が町を訪れることで、町は大いに「にぎわい」そして「活性化する」。その結果、町が「元気になる」と同時に、「魅力的なまち」へとつながっていく」とあります。私も同感です。久しぶりに施政方針の中で町長との考えの一致を見たところでございます。

そこで、町長の目指す「魅力的なまち」とは、どのようなものかをお尋ねします。私は、地域の宝物を発見し、磨き、育てて、それが魅力となり、誇りとなり、地域のアイデンティティーになっていくと思います。それをまた活用し、さらに磨き、楽しんでいくことで多くの人を訪れて、元気になっていく、そして人が集まる、人口増加につながっていくと思っています。実は私、2年ほど前に本を書こうと思いました。というのは、これ移住についてです。私の周りに移住者が増加している地域の話だとか、移住者が増加している自治体の担当者だとか、知り合いが結構いて、その人たちの声をまとめようと思って調べ始めました。そのときつけようと思ったタイトルは、「移住者を増やすには地域の魅力づくりから」というふうなタイトルの本にしようと思いました。ただ、出版社の担当者が配置転換になって、前へ進まなくなったので、途中で頓挫してしまったのですけれども。ともかく、移住者を増やすには地域の魅力づくりからと思っています。佐野町長の「魅力的なまち」についてお聞かせください。

3番目、下支えと経済回復について。施政方針の5ページ下段に下支えと経済回復の両面から支援に取り組むとありますが、現状の事業でどれが下支えで、どれが経済回復の事業でしょうか。また、これからどんな下支えと経済回復の事業を予定していますか。このコロナ禍における経済回復というのは、佐野町長はどのような状態を経済回復の状態というふうに捉えているのかお示してください。

4番目、道の駅について、関連事業についてです。道の駅たがみの成功は、佐野町長が施政方針の各所で触れられているとおりです。「にぎわいの創出」として、交流人口の増加に寄与しています。出店者には新しい産業、新しい店の場として寄与しています。そして、2番目の質問にも関連しますが、地域の魅力として町民が自慢していい場所になっていると同時に、地域の魅力、特産品の情報発信の場となっています。これは、運営する組合の努力はもとより、駅長、副駅長、出店者組合の努力のたまものであり、ここを利用しイベントなどで支援をする人なども忘れてはなりません。

しかし、同じようなことを続けていても進歩がありません。コロナ禍でとどまっていた農泊の事業が動き始めるように聞いています。農泊、農業関連体験をして、

それから、湯田上温泉に宿泊するというのが田上スタイルの農泊のようです。聞いたところによると、体験メニューのリストアップ、本人やるかやらないかは別として、リストアップだけしたら90ぐらいリストアップされたというような話も聞いています。また、この農泊メニュー、体験パックといたしましょうか、を道の駅を拠点にできないかと模索されているとも伺っています。これは、新たな道の駅の展開として素晴らしいと思います。農産物を買う場だけでなく、農業体験も買える仕組みは画期的です。湯田上温泉の入り込み客アップだけでなく、農業者の誇り、アイデンティティーの醸成に寄与し、地域の魅力アップにつながってくると思います。農業体験だけでなく、工場見学や町歩きの窓口としても使えると思います。しかし、これにはなかなかハードルがあり、人的なことはもとより、旅行業の資格も必要になるようです。町としてバックアップが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

それから、施政方針の中にある「たがみマルシェ」という言葉が初めて出てきましたけれども、たがみマルシェの詳細をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ウクライナ問題についてであります。ロシアのウクライナ侵攻による町への影響と軍事侵攻に対する私の見解ということであります。国際社会の平和と秩序を踏みにじる行為であり、領土保全や武力行使禁止を定めた国連憲章に明らかに違反する、断じて許されない行為であります。一刻も早い停戦と人道的平和的解決を望むものであります。国際社会は結束を強め、ロシアの横暴、非道を止めなければなりません。国連総会のロシアへの非難決議のとおり、ウクライナから無条件で即時撤退させる必要があります。

町への影響であります。ウクライナ侵攻により原油価格の高騰に歯止めがかからない状況となっております。さらに、世界的な銀行決済取引網からロシアの銀行を排除するといった経済制裁により、物流の停滞、燃料や穀物価格の高騰が懸念されます。インフレの長期化や企業業績の悪化、個人消費の落ち込みなど、日本も含め、世界経済全体への悪影響が予想され、深刻な問題となっております。しかしながら、国際平和の維持という目的を果たすためには、制裁する側にも、痛みを伴う経済制裁も覚悟の上で経済制裁を強化していく必要があると思います。

次に、「魅力的なまち」についてお答えいたします。私が目指す「魅力的なまち」は、田上町に住む皆様がここでの暮らしに喜びを感じ、誇りを持って生活し、誰も

がずっと住み続けたいと思ってもらえるまちであり、池井議員が考える「魅力的なまち」とほぼ同じものであると思います。「魅力的なまち」をつくるためには、町民の参画意識を高め、優れた人材を積極的に活用する、地域資源の活用を高める、これらを磨くことで、それが魅力となり、賑わいが生まれ、町が活性化する。また、町内外に田上町を広くPRすることにより、多くの人々が訪れ、町に興味を持っていただく。多くの人々が集まることで、町が元気になる。それらがそれぞれ有機的につながり、触媒し合うことで「魅力的なまち」を創出していくものであると考えております。

次に、下支えと経済回復についてお答えいたします。令和4年度では、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、令和3年度に引き続きプレミアム付き商品券事業、飲食券事業、湯田上温泉宿泊支援事業、農業経営継続支援交付金事業、中小企業等事業継続緊急支援金事業、交通量回復応援事業などを予定しております。それぞれが下支えと経済回復のどちらかであるのか、その明確な線引きは難しいと思います。いずれの事業についても、下支えと経済回復の両面の性格を持ち合わせており、単発的な実施ではなく、継続した支援が必要であると考えております。また、令和4年に入り、町の経済状況は変化してきており、今後も議会と協議を重ねながら、必要な経済対策の実施を検討してまいります。

経済回復はどのような状態で回復と言えるのかとお尋ねではありますが、コロナ前の水準とは考えておりますが、アフターコロナやウィズコロナという考え方で、コロナと付き合っていくことも避けられないのではないのかと考えております。ともかく経済の回復は、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束しないことには成り立たないものと考えております。まずは町としてできること、感染予防対策であるワクチン接種やPCR検査などの対応、支援を行う中で、事業所支援や消費喚起や需要創出といった経済対策も併せて実施することで、経済回復に向けた道筋をつけていきたいと考えております。

最後に、道の駅関連事業についてです。道の駅たがみについては、令和2年10月28日のオープン以来、おかげさまで多くの方からご利用いただいております。議員のおっしゃるとおり、町の新しい賑わいの創出の場となっております。これも関係者の皆様のご尽力によるものと深く感謝しております。今後は、道の駅での情報発信の強化や農泊事業の一環による体験事業などを行うことで、町を訪れた方の町での滞在期間を延ばし、町をさらに知っていただく取り組みを行いたいと考えています。

農泊事業は、道の駅たがみが体験メニューのコーディネートを進めております。

農業青年会や道の駅出荷者協議会の協力を得ながら、田植、稲刈り、梅の収穫などの農業体験をはじめ、特産品加工体験、作品づくり体験など35のプログラム体験について、その実施に向けた研究を行っております。農泊事業は町も事務局として関わっておりますので、連携して取り組んでおります。

道の駅たがみは、将来的に旅行業取扱者の資格を取得し、町外から人を呼ぶためのプログラムの提供、例えば宿泊と乗り物の手配等、旅行とセットに体験メニューの提供ができるようにしたいと考えております。新たなまちづくりにつながる試みでもあり、町もどのような支援ができるのか検討をしております。

たがみマルシェにつきましては、町商工会が事業主体となり、町の事業者のPRのために、工業製品の展示販売や木工教室などの体験プログラムを中心に開催する予定です。併せて町の特産品販売なども行い、町の魅力を見て体験してもらうという企画で、9月中旬頃を予定いたしております。町のモノ、コトが集まることで地域の価値を再発見し、地域の魅力を町内外に広く発信していくことをコンセプトに、道の駅を舞台に実施したいと考えております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） まず、ウクライナ問題についてですけれども、今日、報道各社も来ています。田上町長が公式の議会の場でしっかりと意思表示したということ伝えていただきたいですし、これは町民からもそういうふうな姿勢が称賛されると思いますし、小さな自治体でもしっかりと声を上げていくということは必要だと思いますので、ぜひ町民にも情報発信していただきたいと思います。

私の質問の書き方が悪かったですけれども、ここに実は平和教育のことも書いてあったのですけれども、答弁者に教育長の名前も入れてあるのですけれども、田上町では常に平和教育されていると思うのですけれども、今回のプーチン大統領の愚行は、たった1人の独裁者が一国の利益のために他国に攻め入ってもいいのだということをもろに見せつけられているような感じです。これを見た子どもたちが、こういうことをしていいのだなというふうに誤認したら大変なことになってしまいます。国連でも制裁決議が可決されたりしていますけれども、それを無視して戦争を続けてもいいのだ、なんていう認識が子どもたちに伝わったら大変なことになると思います。田上町における平和教育への影響、またはこれをどのように子どもたちに伝えて平和教育していくのか、教育長から答弁をお願いいたします。

2番目の地域の魅力についてで、「魅力的なまち」についてでございます。全くここは町長と一致するところでございまして、私もいろんな地域で見たところ、地

域の風土であったり、そこにあるものなんかをその地域であまり認識していなかったのだけれども、でも磨くことによって多くの人から認められて、魅力的な地域になった人がどんどん移住しているようなところを多く見ました。これは特別なことではないのですけれども、特別なことなのかな、偶然そういう風土があるというのも大事なのですけれども。でも、私今回思っているのは、まさに田上町の道の駅なのです。道の駅が、今のところですけども、大成功していて、ここに町民がいろいろ参加して、いろいろなものを持ってきて、町民がいろいろなイベントやるといって活用して、交流会館もそうです。交流会館の町民ギャラリーなんかで展示するとか、そういうのも含めて、まさに地域の人がここを活用して磨いて、地域の人が楽しそうにやっている、人が集まっている、そして、道の駅通る人がみんな寄るといいます。これを多分田上の町民は、うちの町にはすごくにぎやかな道の駅があるのだよという自慢になると思います。こういうのを自慢することによって人がやってくる、その賑わいのところにまたやってくるという相乗効果が生まれてくるのではないかなと思っています。こういうふうに1つできた地域の魅力、まさに道の駅は田上町における一つの地域の魅力になっていると思いますので、そのようなものをどんどん育てていく。田上の自然だとか何かをまだまだ開発していくといいでしょうか、磨いていくというような姿勢が必要だと思っています。これに関しては答弁は要りません。

それから、3番目の下支えと経済回復です。これ私質問を考えたときには、まさにコロナのことを意識しての下支えと経済回復の質問を書いたつもりでした。ところが、これ数日かたっていくうちに、コロナだけではなくて、先ほど来町長も言っているウクライナ問題によって、もう石油が高騰したり、物が高くなっていったりして、生活を防衛しなければならないなというふうに町民は思っていると思います。私も思っています。実は私が今考えているのは単純なことですけども、天気のいい日は車に乗らないでバイク乗ろうとか。それからソーラーパネルを、さっき関根議員はメガソーラーの話しましたけれども、私それはソーラーパネル1枚買って、災害時に使えるポータブル電源というのに常に充電できるようにして、家にあるちょっとした照明なんかはそのポータブル電源で賄うようにして、少しでも電気代、電気代も多分上がってくるでしょう。上がってくると思うので、電気代の節約になるようにしようとか。はたまた野菜が高騰したら困るので、自宅でちょっとプランターやミニ畑で野菜を作ってみようとか、そんなふうなことでちょっと防衛してみようかななんて思っています。

何が言いたいかというと、企業や事業所への経済対策、経済回復や下支えもいいのですけれども、こういう町民に対する石油価格の高騰、ガソリン高騰、小麦や物価の上昇などに対応するために、例えばそういうふうな今言ったような、バイクや自転車に乗ろう運動の何か補助をすとか。また、そういうミニ太陽光発電、大きなものではなくて、ミニ太陽光発電を導入しませんかみたいなのを町で考えて、設計して、ちょっとした補助を出すとか。そういうふうな個人の経済の冷え込みに対する支援策みたいなものも考えられないかどうか、町長に質問いたします。

それと、町長の答弁の中に消費喚起と需要の創出、事業所支援や消費喚起や需要の創出という言葉が出てくるのですけれども、ここは具体的にどのようなことなのかを重ねて質問いたします。

それから、4つ目の道の駅についてです。町長も大体理解しているようで、支援すると思われます。私自身も実はまだ、旅行業取扱者の資格を取るというのが個人で取るのか、法人で取れるのかとか、それもよく分かっていない部分もあるので、ぜひこれ、町長支援するような発言されましたけれども、旅行業取扱者の資格取得支援を積極的にやっていただきたいと思います。これ多分相当な売りになります。また地域の魅力、増し増しです。これをやって、田上に泊まれるなんて言って、もう何か一挙両得どころか、もう幾つもおいしいみたいな形になると思いますので、ぜひ進めてもらいたいと思っています。そこの支援の仕方、旅行業取扱者の取得支援をするのか、もう一回再度確認するところ。

それから、たがみマルシェなのですけれども。どうしてもこれマルシェという言葉を知ると、三条マルシェがイメージされます。三条だと年4回かな、もっとやっているのかな、やっていると思います。これ9月にとって予定していますというのがあるのですけれども、ぜひ、これ年4回ぐらいやるような形にしてもらいたいのと。イメージ的に、三条マルシェもそうなのですけれども、何か町内事業所のPRの場だとか、事業所が何か売るとかというのもありがちなのですけれども、これを「道の駅たがみ協同組合」の代表も言われていましたけれども、ここを何かフリーマーケットの聖地にしたいなんていう話もありました。なので、あまり雑貨なものばかりだと困るのですけれども、手作り品も含めたり、そういう不用品も含めたりしながら、様々な町民参加で店を出せる仕組みも入れていただきたいと思うのですけれども、そこら辺の考え方を重ねてお聞きします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。池井議員からはいつもこうした、特に湯

田上温泉の観光関係とか、そういうところに役員としていろんな形でご提案をいただいております。本当に感謝を申し上げるところです。道の駅がオープン以来、本当に多くの方々からご利用いただいて、非常に活況を呈していると、本当に関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。

まず、これ前にも「きずな」に記載させてもらったと思うのです。まずは目の人を喜ばせよう。そうすれば、そのうわさを聞いた人たちが近寄ってくる。人を大事にする町に人は集まる。人を喜ばせる町に人は集まる。孔子の教えを載せたことがあるのですけれども。まさにこの道の駅がそうした賑わいの拠点になっている。それこそ町外、県外に、田上町に道の駅ありというふうな形で、本当に自慢と申しますか、自信を持って言えるような今の状況というのは、本当に関係者の皆様のご努力によるものだたと感謝をしておるところであります。

道の駅ばかりではありません。そうした地域資源を磨くことによって、町のそうした掘り起こしというのでしょうか、そうしたところの資源を磨くことによって町が活性化していく、ひいては町が元気になっていくと、そういうことが大事なのだらうと思います。先ほど議員がおっしゃられました。町民の方々にミニ太陽光発電であるとか、野菜づくりであるとか、そうした課題、そうしたこともぜひ、ひとつ町民の方々にPRというか、勧めていく、そういう努力というのか、そういうことも必要だというふうな提案もいただきました。非常にいいことというか、大事なことだらうと思います。非常にこれからガソリン関係、燃料関係が高騰していくでしょう。電気も恐らく上がってくるでしょう。いろんな物価がこれから上がっていくのだらうと思います。そうした生活を少しでも和らげるためにも、一人ひとりの努力、一人ひとりのそうした取り組みというのでしょうか、そういうことは今池井議員がおっしゃられるように、本当に大事なことなのではないかな、私も共感をいたします。

その中で、消費喚起や需要創出といった、具体的に何なのだというふうな今お話がございました。湯田上温泉で、非常に湯田上温泉の、裾野の広い事業です。消費喚起や需要創出、湯田上温泉の中でも、そうしたことというふうな意味で書かせていただきました。そのことが経済回復にまた道筋についていくのかなというふうなことであります。

それから、マルシェであります。これ先ほど申し上げました町の商工会が主体になって進めることなのですからけれども、町も一生懸命後押しをしていくつもりでありますし、こうした取り組み、マルシェばかりではありません。いろんなイベントと

いいですか、そういうものを通して、町全体の活気というのでしょうか、活力に結びつけていければいいのかなというふうに考えております。

旅行業の支援、それについては産業振興課のほうから回答してもらいます。

教育長（安中長市君） 池井議員のほうから、今ウクライナ問題に関わって子どもへの影響はということなのですが、小学校、中学校考えても、中3は卒業してしまったのですが、小学校1年から中学2年、大変これ幅が広い中で、どういうふうに考えていくかということなのですが、1つはやはり感受性の強いお子さんではショックもあるだろうし、それから悲しみもあるですし、それから憤りもあると思います。そのこのところを教育の中で、受け止めていってあげなければいけないなというふうに思っています。反対に、テレビであれだけ報道されても、何の関心も示さないというお子さんも中にはおられます。そのお子さんたちは、目の前で起きたことがどういうことなのか、ある程度学校の先生がかみ砕いてお話しさせていただいて、子どもに啓蒙という言葉はおかしいのですが、啓発というのはおかしいのですが、そこに問題があるのだということを感じさせなければいけないと思います。その中で、平和学習、それから人権学習をやらせていきたいと思っています。実はこの件は、先週園校長会がありましたので、今私が言ったようなこととお話しさせていただいて、もう3学期が終わるまでほんの少ししかないので、どれだけのことができるかは未知数ですけども、ぜひ先生方によって平和学習、人権学習を進めていただきたいという話はさせていただきました。

以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、池井議員のご質問にお答えいたします。

旅行業の関係の取得の支援の関係でございますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、道の駅のほうでは体験プログラムの研究を今進めているところでございます。まちづくりに新たなまちづくりの魅力づけとなる体験プログラムの研究でございますので、私どもとしましては、農泊の事務局もやっておりますし、道の駅の事務局とも十分話をした中で、どのような計画で進めたいのかというのをまず確認する中で、町としてできる支援をこれから検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 実は今回の一般質問、施政方針を読む中で、いろいろ質問したいことがあって、脱炭素だとか、SDGsだとか、いろいろ議論したかったのですが、今回は本当にウクライナの件が1点頭に浮かんだら、全部薄れてしまって、質問になりませんでした。

今回、佐野町長から、しっかりとロシアのウクライナ侵攻に対する反対声明が意思表示していただいたということを感じて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時51分 散 会

別紙

令和4年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和4年3月14日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	

第 3 号

(3 月 15 日)

令和4年田上町議会
第1回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年3月15日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 地域整備課長 | 時田 雅之 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 教育長 | 安中 長市 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情、要望等は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきました件の1件であります。お手元に写しを配布いたしましたので、御覧願います。

次に、所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

広報常任委員長の報告を求めます。

（広報常任委員長 中野和美君登壇）

広報常任委員長（中野和美君） おはようございます。令和4年3月10日14時より、広報委員会の所管事務調査を行いましたので、報告させていただきます。

交流会館の研修室にて、広報常任委員会所管事務調査を開催いたしました。このたび、全国の町村議会広報クリニックに田上町議会だより第133号を応募し、講師よりアドバイスをいただきました。この全国町村議会広報クリニックは、県からは1件のみ毎年応募できるということで、今回は田上町が応募させていただきました。貴重な機会と捉え、アドバイスをいただきました。アドバイスの一例といたしまして、情報を分かりやすく伝えるために各詳細が掲載されているページに誘導文を加えること。2つ目、一般質問では長文になってしまいがちなので、短文が望ましいこと。3つ目、一問一答式の文章が望まれることなどアドバイスをいただきまして、とてもいいというふうに講評いただいた部分もありましたので、また皆さんに後日ご連絡させていただきます。広報委員会としてもその内容を参考に、見やすさ、分

かりやすさを重視し、住民に伝わりやすい議会だよりの作成に取り組んでいくこととなりました。

また、議会フェイスブックにつきまして、近日フェイスブック内の仕様が変更となり、投稿手順についても操作マニュアルを作成しまして、手順の確認をいたしました。

以上、広報常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

中野委員長、ご苦労さまでした。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌でございます。

私は、1つは、県央医療圏の医療環境改善計画と花角知事の医療環境破壊計画について、町長の政治姿勢を伺うものであります。まず、第1点ですが、泉田元知事就任時に作成された平成28年、2016年の県央基幹整備計画について伺います。この当時つくられた県央基幹医療整備計画については、元計画という表現を使って質疑を行います。

まず第1に、県央医療圏での救急救命センター併設基幹病院整備計画ができるまでの経過を知っていただきたいと思います。田上町、加茂市では、住民が救急車を要請するとすぐ来てくれますが、受入れ先の病院を探すのに消防署員は大変苦労をしていました。当時で1人平均40分かかっていたのであります。患者や家族にとって、受入れ病院が決まらず救急車が動き出さないことは、本当につらいことだったのです。病院が決まらないまま、救急車の中で亡くなるという痛ましい事故もありました。

こうした中、2005年、平成17年3月17日、県議会で二次医療圏域の見直しが発表されました。県計画では、当時13の医療圏域を6つの医療圏域にし、巻・三条医療圏域、私たちが住むこの地域は、新潟か長岡医療圏域に組み込むとされていきました。

さらに、同年3月28日、県立加茂病院改革検討会議最終報告が公表され、県立加茂病院の廃止を含め、県立病院の民営化、再編合理化が狙われました。この計画に対して、医療を発展させる会の前身の団体が、県央地域の医療圏域の確保及び救急医療体制の確立に関する要望書を当時の小池加茂市長、佐藤田上町長、金谷県議会議員、佐藤県議会議員、菊田代議士、青柳加茂田上医師会長、関加茂市議会議員、児玉田上町議会議員、草野加茂市区長会長、樋口田上町区長会長に送りました。同年9月8日に、当時の泉田知事に対して、県央二次医療圏域存続の要請を三条、加茂、燕、分水、吉田、田上、弥彦の市町村長、三条、加茂、燕の医師会長の連名で行われたのであります。同年10月23日、加茂病院と地域医療を考える集いが、加茂市医師会長、加茂市老人クラブ連合会会長、田上町ボランティアセンター代表、連合加茂地区協委員長、加茂生活学校運営委員長、田上町区長会長、田上町老人クラブ連合会長など9団体の呼びかけで行われました。そして、地域の方々と各行政区、さらに議会からの支援の結果、2005年、平成17年11月16日、新潟県医療審議会が県央医療圏域の存続が了承され、新潟県は7つの医療圏域となったのであります。さらに、翌年2006年5月27日に「加茂・田上地域の医療を発展させる会」が設立されました。お手元に資料ナンバー1がありますが、それがその資料であります。ここでは、救命救急センターの設置や県央医療圏に研修医指定病院の設置、県立加茂病院の充実などを目的として活動してまいりました。

こうした住民と議会、そして行政が粘り強く県に要請した結果として、救命救急センター併設県央基幹病院の建設と、県央医療圏域の医療の充実発展の計画が県によって住民に約束されたものであります。その約束が平成28年、2016年7月の県央基幹病院整備基本計画なのです。資料ナンバー2にその県央基幹病院の詳細が明記されております。

平成29年、2017年から令和3年、2021年の加茂地域消防本部が搬送した状況を御覧ください。これは、資料ナンバー3を御覧いただければお分かりいただけると思います。平成29年、2017年から令和3年、2021年、昨年までの5年間の救急車の要請から病院搬送までの時間が表記されています。5年前でも平均54.2分かかっていたものが、年々病院搬送までの時間が延びて、5年後の昨年では平均で65.6分かかっているのです。あくまでもこれは平均なのです。

資料ナンバー4を御覧ください。加茂地域消防本部の2017年、平成29年から令和3年、2021年までの救急車による搬送の状況です。県央医療圏域外への搬送を見ると、私たちが住む医療圏域の外に搬送した状況を見ると、救急車による搬送の何と

29.6%から33.7%もの人々が、県央医療圏域以外の新潟や長岡などに搬送されています。搬送時間が年々延びていることは、県央医療圏域以外、すなわち新潟市や長岡市の医療圏域でも、簡単に患者を受け入れることができない事情があると見るべきではないでしょうか。こうしたことから、県は地域住民に約束をした県央医療圏域内で救命救急医療や高度専門医療を担い、県央医療圏内で医療を完結することを一日も早く実現することが必要なのです。県央医療圏域に救命救急医療や高度専門医療を担い、県央医療圏域内で医療を完結する方針で作成された、泉田元知事が作成し、米山知事が継承した救命救急センター併設基幹病院構想こそ、県立加茂病院と県立吉田病院を二次救急病院として活かせるし、公的病院、民間病院との連携と役割分担ができて、地域住民に寄り添った医療ではないでしょうか。この計画に対する佐野町長の政治姿勢を伺います。

花角知事は、平成28年、2016年の基幹病院整備基本計画、資料ナンバー2の計画のどこに問題があるというのでしょうか。花角知事が誕生して1年後、2019年、令和元年8月29日、新潟県地域医療構想調整会議第1回を開催し、県立病院の診療実績と経営状態という経済面を捉えての分析を行っています。そのことが資料ナンバー5に記述されております。当時、県立病院への常駐医師が極めて少なく、受診したくとも常勤医師の配置が少なくて行けないという実情もありました。現状を一面的に、しかも県立病院の赤字を大々的に報道させ、世論を赤字問題に誘導する動きが顕著となったのであります。また、人口減少に伴い医療需要は減ると、ここでは断言しています。さらに、県央医療圏内の患者が圏域外で治療を受けている実態をここでは全く反映していません。高度、中程度、専門医療はもちろんのこと、中程度の医療でも県立病院の医師の充実をやらないため、やむなく県央医療圏外に搬送されている人々はこの内容では、つまり花角知事の分析の中には全く反映されていないのであります。

そこで、資料ナンバー6の市町村別救急出動と急病の搬送状況の表を御覧ください。この表は、2014年、平成26年と2019年、令和元年の救急搬送の件数と人数の比較表です。県央医療圏の三条、燕、弥彦、加茂・田上消防の状況の合計は、人口が明らかに減っているにもかかわらず、2019年度の救急車の出動件数と搬送人数は明らかに増加しているではありませんか。しかも、急病の出動件数も急病の搬送人数も増えています。この実際の数字から見ても、花角知事が分析した人口が減るから患者が減るということは全く誤りであることは明瞭ではないでしょうか。

町長に伺います。花角知事になってから行われた、新潟県地域医療構想調整会議

第1回で出された人口が減少すると患者が減るということは、事実と反することではないでしょうか。町長に見解を伺います。

花角知事は、県央医療圏域の改編計画を進めるために、断らない医療と宣伝し、救急患者は全て県央基幹病院に集中させるとしております。しかし、県立加茂病院、県立吉田病院、三条済生会病院、燕労災病院、厚生連三条総合病院の救急搬送全てを県央基幹病院に集中させて、本当に住民に寄り添った医療ができるのでしょうか。全ての救急搬送を県央基幹病院に一極集中させたら、患者でごった返すし、医師も看護師も疲れ果てて、正常な医療ができなくなるのではないのでしょうか。さらに、緊急時、地震等災害のときに本当にここが機能するのでしょうか。大いに疑問があります。しかも、花角知事がいう県央基幹病院は、救急医療や高度専門的な医療を行う救命救急センターを設置しないのでありますから、高度や専門的医療が必要と判断された患者は、基幹病院からさらに県央医療圏以外に搬送されることとなります。これでは県央医療圏域内で医療を完結させるという、住民との約束は破り捨てられてしまうではありませんか。何のための県央医療圏域なのか、その意義が失われてしまうではありませんか。佐野町長の見解を求めます。

参考資料に県央医療圏域搬送改善の元計画と、花角知事による改編計画を図式化した加茂・田上地域の医療を発展させる会の会報を添付いたしましたので、極めて分かりやすい内容でありましたので、御覧になってください。

本県医療の実態は、十分に県民の医療を賄える現状かどうかを調べてみました。新潟県の医療体制の現状は、他県と比べても極めて弱い状況であることが分かりました。人口10万人当たりの医師数は、新潟県はたった197.9人しかいません。富山県は254.4人、石川県は284.1人、福井県は252.6人、長野県は233.1人で、北陸地方で最も少ないお医者さんの数なのです。病床数でいうと、長野県に次いで最下位クラスの756.9床しかありません。人口10万人に対する集中治療室のベッド数は僅か1.4床しかない。最低クラスです。全国最低のベッド数に全国最低の医療施設だからこそお医者さんが集まってこないのではないのでしょうか。若いお医者さんの希望は、高度な医療設備が整った専門的な医療をやりたい、そういうところに就職が集中している現状から見ても、新潟県にお医者さんが来ないのではなくて、新潟県にお医者さんが来るような魅力的な病院がつけられていないということではないのでしょうか。住民のためにも、医師確保のためにも、県央医療圏で救命救急センター20床はどうしても必要であることは明瞭ではありませんか。佐野町長の見解を伺います。

花角知事による再編計画で稼働病床との比較では、何と139病床も減らす計画な

のです、この県央地域だけで。これではゆとりがある医療はできないではありませんか。佐野町長に伺います。元計画は、三条総合と燕労災を基幹病院に移すことで、基幹病院450床、マイナス233床マイナス192で、プラス25床、増えることになっているのです。花角知事の県央医療圏の病床数は、稼働病床数を何と139床も大幅に減らしてしまいます。これで田上、加茂地域の住民の医療をはじめ、県央地域の住民の医療が前進するとお考えでしょうか。

新型コロナウイルスの感染症は、地球規模で拡大しています。私たちの国では、過去最高の死亡者を出しています。科学者によれば、オミクロン株の次に新たな変異株の出現が明らかになっています。地域住民の命と健康を守るには、病床数の削減ではなく、県立病院の赤字を理由に縮小したり、病院機能を引き下げることではなく、誰もが病気のときにふさわしい医療を受けることは当たり前の住民の権利ではないでしょうか。そのために国民皆保険があると言ってもよいのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症が収束するには、多くの時間が必要だと思います。このようなときだからこそ、政治が問われます。行政が問われています。医療の後退ではなく、充実こそ今緊急に必要なではないのでしょうか。佐野町長の政治姿勢を伺います。

2つ目の質問は、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。新たなオミクロン株の感染拡大によって、過去最高の感染者と過去最高の死亡者が発生しています。政府の対応は、自助努力を求めることが主流だと感じているのは私だけではないと思います。3回目のワクチンは8か月後と決めつけ、感染を拡大させてしまったり、PCR検査や抗原検査の徹底した強化が必要だと科学者からの指摘があっても応じないなどが実態であります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大で、営業や農業が大きなダメージを受けているのは明らかなのに、思い切った補償はされていません。田上町の新型コロナウイルス対策では、労働者への減収の支援、農業者への米価下落の支援、PCR検査の推進など、予算の範囲内という限度はあるものの、一定の評価をしております。地域経済を守るには、もっと国や県が積極的に支援策を講じることがどうしても必要です。このままでは地域経済は破壊されてしまうことは必至です。そこで、改めて国、県に対して大幅な支援を行うよう要請することを町長に求めたいと思います。佐野町長の政治姿勢を伺います。

私は、小学校や幼稚園、幼稚園、福祉施設での新型コロナウイルス感染を避けるためにも、PCR検査の重要性をこれまで全員協議会などで訴えてきました。残念なことに幼稚園や小学校での感染がこの田上町でも起こりました。このときの対応

は、学校が濃厚接触者を認定してPCR検査を行うというものです。町は、独自にさらに広げてPCR検査をするとの方針でした。今回の対応について説明を求めたいと思います。感染者が出たら検査するだけでは、無症状で感染している人を発見し、保護、治療することで、感染拡大を抑えるためにはPCR検査の重要性を活かすことはできません。ぜひとも幼稚園、幼稚園、学校の子どもたちと関係職員への検査を強化することを強く求めます。これには大きなお金が必要です。当面は町負担で実施しますが、県と国に負担を求めていくことがどうしても必要であります。町長の政治姿勢を伺います。

3つ目に、町長の施政方針演説の町内循環型経済について伺います。町長は、今議会施政方針演説で、町内循環型経済の推進のためにと、3回にわたって演説に盛り込みました。私の記憶では、私が議席を得させてもらってからではありますが、歴代町長の中で町内循環型経済、あるいは地域経済の循環の推進や研究をするといった発言をしたのは、佐野町長が初めてだと受け止めています。このことは、積極的に評価できるものであります。国の政治が地方自治を弱体化する方向で動いている中で、地方自治を守っていくために地域経済の循環が極めて重要な課題だと受け止めております。地域経済の循環は、地元の自営業者や企業などが元請となって町の請負を行う、学校給食に地元農産物や加工品などを使う、旅館業などが地元商店などから仕入れを行うなど、多岐にわたるものと考えています。町長が言う町内循環型経済の研究は、単に町長の研究だけでなく、町行政の全ての課が研究することが必要だと考えています。そして、単に努力目標とせず、期間的な目標が必要だと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、県央医療圏の医療環境改善計画と花角知事の医療環境破壊計画についてお答えいたします。まず、県央医療圏域に救命救急医療や高度専門医療を担い、県央医療圏域内で医療を完結する方針で作成をされた、救命救急センター併設の県央基幹病院構想こそ住民に寄り添った医療ではないかと私の政治姿勢についてお尋ねであります。各関係機関が長年にわたっての要望活動によって、当時この計画が示されたことであり、住民に寄り添った医療を実現するには、議員がおっしゃるとおりであると考えております。

次に、新潟県地域医療構想調整会議の第1回で出された、人口が減少すると患者

が減るとするのは事実には反するのではないかとのことです。この会議で示されたものは、県の行財政改革有識者会議等での意見において、県中央医療圏においては、救急医療を担うべき基幹病院が必要だということは否定するものではないが、3つの県立病院の役割機能、統廃合を含め見直すべきとの意見があり、県立病院経営委員会においても県立病院の役割などを整理すべきとの意見があったとのことです。また、県中央医療圏における医療提供体制の将来像の検討では、医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえつつ、医師の働き方改革の方向性も加味しながら、県中央医療圏の医療提供体制の将来像を含めた医療機能の分化、連携等についても検討するとあり、このことは人口減少や医療需要、医師の配置状況を示した上で、県民サービスの低下を招くものではなく、よりよい医療提供ができる姿を考えていくものとあります。今後、人口減少はさらに進むことが考えられ、そのことで患者は一定数減っていくものと思われます。ただし、そのことを理由に医療体制の低下を招くようなことは、住民に寄り添った医療ではないと私は考えています。

その中で、1点目の救急搬送を全て県中央基幹病院に集中させることについてありますが、県の説明では、県立加茂病院などの地域密着型病院では、在宅療養のかりつけの高齢者の平日昼の救急の受入れは行いが、それ以外の方につきましては、県中央基幹病院への搬送となるとお聞きをいたしております。確かに県中央基幹病院への救急搬送が集中し、県中央基幹病院自体の機能が維持できるのか危惧しているところであり、議員のおっしゃるとおりであると考えています。

2点目の住民のためにも、医師確保のためにも、県中央医療圏で救急救命センター20床はどうしても必要であることが明瞭ではないかとのことですが、議員のおっしゃるとおり、人口10万人当たりの医師数、病床数、集中治療室のベッド数は、近隣県と比較をしても下位となっている状況であり、全国で見ても下位の状況となっております。県中央基幹病院においては、県知事が指定する救急救命センター、三次救急にはならないとお聞きをいたしておりますが、この地域で一番必要とされる二次救急体制として、断らない救急、ER救急を整備し、まずは圏域外搬送率の改善につなげるということを考えると、二次救急をしっかりと整備していただくことも重要であると考えております。なお、どうしても県中央基幹病院で受け入れられない三次救急、例えば超急性期の脳卒中や心臓血管外科手術、より高次の救急医療、高度専門医療につきましては、圏域外の救急救命センターとしっかりと連携し、対応するとお聞きをいたしております。県においては、地域住民の命と健康を守ること

を第一に考え、対応してもらいたいと思っておるところであります。

3点目の病床数の削減と4点目の医療の充実について、私の政治姿勢についてお尋ねですが、新型コロナウイルスが世界中に蔓延してから2年が経過し、いまだに収束する様子が見えない状況であり、今後どのような感染症が発生するか分からない状況であります。また、人口減少はしているものの、高齢者の増加や若年層などの様々な疾病にも対応していかなければなりません。そのためには、平時から病床数の確保は行うべきであり、議員のおっしゃるとおり、医療の充実は必要不可欠であると考えております。私は、地域住民の命と健康を守ることは最も重要であると強く感じておりますので、このことはしっかり県に求めていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお答えいたします。町の新型コロナウイルス対策について、議員からは一定の評価をいただいております。私としましても、施政方針でも述べているように、町は特色あるものを実施できたと自負いたしております。あわせて、議員からは常に国、県に対して大幅な支援要請を行う必要があるとのご意見をいただいております。その都度回答しておりますが、引き続き町村会を通じるなど国、県に強く要請してまいります。

小学校での感染者の対応についてであります。オミクロン株による新型コロナウイルスの爆発的な感染急拡大に伴い、1月下旬に新潟県はこれまで保健所が担っていた濃厚接触者に関する業務などの対応を見直しました。具体的には、県の基準に沿って誰が濃厚接触者に当たるか、感染者自らが判断することとなりました。企業や学校も自ら濃厚接触者を特定し、濃厚接触者リストを作成します。そして、濃厚接触者は、無症状の場合、検査を受けず自宅で待機することとなりました。今回の羽生田小学校の児童の感染においても、教育委員会と相談の上、羽生田小学校で調査して濃厚接触者を特定しました。濃厚接触者は、無症状でしたので、県の方針どおりなら検査は行わず、自宅で待機してもらうこととなりますが、町独自の判断で濃厚接触者の抗原検査を行うこととしました。また、濃厚接触者は限定されておりましたが、児童の活動範囲など諸事情を考慮して、大事を取って全校を休校することとしました。高橋議員が常々お話しされているPCR検査の社会検査につきましては、その意義は理解しますが、現在の爆発的な感染状況や費用対効果を考慮すると、感染者が確認された場合に、たとえ無症状であったとしても濃厚接触者等に適切に検査を実施していくことが必要であると思っております。

最後に、施政方針演説の町内循環経済についてお答えいたします。その研究に当

たっては、当然私一人ではなく、全庁を挙げて取り組むよう職員に指示してまいります。また、期間的な目標につきましても必要とは思いますが、議員ご指摘のとおり、この問題はなかなか難しい課題であり、どのような施策が有効なのか、正直なところ、手探り状態でもあります。現在進行中の施策もあり、効果検証等はこれからとなります。しかし、取り組めるものについては早急に取り組んでまいります。これまでの議会においても、特に小野澤議員の一般質問等の際には様々なご意見をいただき、町内循環経済の重要性を認識いたしました。議員のまずは町民から町内の商店等を利用してもらう流れをつけることが大事であるといったご意見を参考に、プレミアム付き商品券などの発行を行いました。一方で、どのような政策に取り組んでいくべきか苦慮もいたしております。令和4年度も引き続き継続して行う事業や新規事業への取り組みなどを予定いたしております。それと同時に、これまで実施してきた事業の効果検証等を踏まえ、今後どのような施策が効果があるのか、どのような施策が必要なのか、しっかりと研究してまいります。

また、議員ご指摘の地域経済の循環対策につきましても、私自身ぜひ取り組みたいと考えておりますが、様々な問題も抱えており、すぐに対応できないものもありますが、できるものからしっかりと取り組んでまいります。

入札制度の改善につきましては、以前に議員から同じ内容の質問を受け、回答したとおり、町内事業者への受注機会が与えられることを優先に実施をいたしております。さらに、中小零細事業者が参画できる条件づくりについては、引き続き研究をしたいと思っております。

学校給食への地元農産物や加工品の使用に関しましては、農協の協力も得ながら、可能な限り地元の農家から野菜等を調達しております。令和2年度の田上産の使用実績は、品目数ベースで約19%でありました。道の駅の開業に伴い、新たに道の駅出荷者協議会も立ち上げて活動していることから、地元からの調達の拡大を期待をいたしております。旅館業での地元商店利用につきましては、約40%程度と前に回答いたしました。さらなる協力を得られないか、湯田上温泉旅館協同組合にもお願いをいたしております。

今後も町が取り組むべき重要な行政課題として位置づけ、町内循環型経済の視点からの説明も行い、理解していただくように努めてまいります。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） 町長の医療問題について再質問を行います。

全体として私の意見と一致するし、町長の答弁自体が住民に寄り添ったものとい

う一定の評価をしたいと思いますが、幾つかの点で認識の違いと申しますか、実態に合わないお答えがありましたので、指摘をさせていただきたいと思っております。

第1番目は、今後人口の減少はさらに進むことが考えられ、そのことで患者は一定数減っていくと思われるというお答えがありました。しかし、私は第1質問の中で資料ナンバー6を提示し、思うか思わないかではなくて、実際に三条、加茂・田上消防衛生保育組合、燕・弥彦組合、ここの救急車の搬送状態を2014年分と2019年分をトータルしたものをしましたら、実際には増えていくという状況が生まれています。これは、私のトータルのところでは医療圏外のところなのですが、失礼しました。救急搬送の件数自体がどこをとっても増えているという実態でありますから、単純に人口が減ったら救急搬送が減るというのは間違いなのです。なぜかという、ERは別として、子どもの数が少なく高齢者が全体に長生きするわけですから、当然高齢化によって疾病状態、つまり病気になるケースが多くなるのです。しかも、重症化していく、心臓、脳。こういうことになると、花角知事のところで出した人口が減るから、だからそういう救急搬送、病人が減るのだなどというのは事実と反するのです。これは、数字のデータで明確になっていますので、ぜひ町長からも、そのように認識させていただきたいと思っております。

2つ目は、こうおっしゃっているのです、町長は。断らないということでER救急やるのだから問題ないではないかと。さらにすごいのは、圏外に送るからいいよと、こういう県の答弁について肯定的な答弁をされています。しかし、私もこのER医療を調べてみました。アメリカなどで行っているER医療と全く視点が違うのです。アメリカは、とにかく何でも全部寄せて、お金さえ払ってもらえれば全部一から十までやります。しかし、日本のERというのはごくごく一部分なのです。もし、花角知事がいうER医療がアメリカ的であれば、何も救命救急センターを除外する必要はないわけでしょう。救命救急センターを外しておいてER医療ですということになれば、元計画による救命救急センターによる高度医療専門のそういうものは置かないよということなのです。だとすれば、それに該当したこの県央域の住民たちはどうなるかと。田上からでもいいから、とにかく県央に行く。そして、県央基幹病院行ったけれども、ごった返す中でお医者さんが、いや、これうちできないから、ではこれから新潟に送りましょう、これから長岡送りましょうとかなるわけでしょう。元計画はそうではないのです。そういう人たちをちゃんと県央で医療を行うという。よそに行くからいいというふうに考えるのは大きな問題があるのです。なぜかという、一分一秒を争う疾病が多いということなのです。ここのとこ

ろをぜひ認識を改めていただくことが必要です。

それから、もう一つここで指摘をさせてもらいたいのは、このように医療圏域、つまり県央医療圏域から外に行った人たちのこの数は、5年後の医療計画の中で基準ベッド数から外されるのです。ですから、県央域が何でこんなにベッド数が減るかという、ここでちゃんと医療が行われていればベッド数減らないのです。ところが、2割も3割も、3割です。3割もの人々が長岡や新潟、こういうところに、県央域から外へ出ますから、その人のベッド数はそっちのほうに加算されるが、私たちの住んでいる地域のベッド数は減らされるというのが今の国の仕組みなのです。だからこそ、泉田知事の時代にそうならないように、この県央域の中でしっかりと全ての基本的な患者が治療を受けられる体制をつくろうと。さらに高度で、新大とかそういうところでないとできないものは別ですが、だからこそ救命救急センターつくろうとしたのです。これがとっても大事なことなのです。この認識をぜひ改めていただきたいということで、指摘させていただきたいと思います。

それから、次に新型コロナウイルス対応について伺います。新型コロナウイルス対応では、なかなかお金の問題もあるし、そうそうPCR検査できないという、分かります。しかしながら、このPCR検査は教育長が言った、そのときしか分からないのではないかって、確かにそうなのです。しかも、100%でないのです。しかしながら、経費はかかるけれども、それを繰り返すことによって無症状の子どもたち、無症状の職員の方々がどういう状況かを把握することができる。そうすると、これは東京で行われた状況の受け売りであります。繰り返していくうちに感染状況が大体目に見えるようになるのだそうです。今の体制は、発症して初めてその人の検査を行う、あるいは接触者の検査を行うというやり方ですから、それで終わりなのです。でも、そうではなくて日常的に、特に子どもたちのところ、あるいは介護施設、こういうところで日常的に行うことによって、感染状況が全体として目に見えるのだそうです。そうすると、何をどうすべきかが見えてくると。もちろん検査にはお金がかかります。今県央研究所では1万1,000円かかりますから、非常に大きな負担が町に強いられます。だからこそ町が一生懸命やって、新潟県だって無料の検査を出しているわけでしょう、民間の薬局なんかで。そういうものを自治体にも回してもらおう。そういうことがどうしても必要でないかということも改めて指摘をしておきたいと思います。

それから、もう一つ伺いたいのですが、最近毎日のように子どもたちの感染がメールで入ってきます。そこで、特に教育長に関係することですが、私はこれを防ぐ

ためにはさっき言った方法は必要だと思うのですが、もう一つは子どもたちを帰してしまうと、家に。そうすると親の負担になるわけです、保護者の。保護者は緊急に休まなければ駄目だ。この際に、休んだ場合は国の助成金がありますよということを保護者の人たちにみんな伝えているのでしょうか。これは、今日の朝4時半に起きて調べたのですが、小学校休業等対応助成金に関する特別相談というのがあります、これはご存じだと思います。こういうことで、これはどうしても事業者を通さなければならないということがあるのですが、この制度を単純に言うと、事業者が新型コロナウイルスで休むのならいいよと、これ有給休暇扱いしましょうとって本人にはちゃんとお給料払う。そのことを国に申請すれば、国がその全額を負担してくれますという制度なのだそうです。それだけでは駄目なので、なかなか事業主が応じてくれない場合は、個人が相談機関に言えばその相談機関が企業主を通じて納得させますから、ぜひ個人でも出してくださいというのが大まかな制度らしいのですが、こういうことも皆さんに周知をして、子どもたちが帰ってきて自分も賃金カットにならないという状況伝わっているのかどうか、この点は第1質問ではしていませんが、ぜひ、お答えいただきたいと思います。

それから、施政方針演説の町内循環型経済についてですが、私自身もこのことについて全て知っているわけではありません。まだまだ緒に就いたばかりであります。ぜひとも地域での経済循環を進めていく上で、現状だけではなくて、自ら農家の人たちや、あるいは様々な流れをつくり出していくために、特別な注意をぜひ改めて強化してもらいたいということを求めておきたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 幾つか第2質問頂戴しました。

人口減が……

（人口が減ると患者が減るというのは、そうではないよと
いうことについての声あり）

町長（佐野恒雄君） この認識のずれを指摘されました。搬送だけを考えると、私はそうなのかもしれないと思いました。要は高齢化がどんどん進む中で、人口は減るのだけれども、そうした高齢化がどんどん進む中で、先ほど高橋議員がおっしゃられたように、例えば脳梗塞の関係であるとか、そうした搬送自体は人口が減っても増えていくのかな。ただ、全体の患者数を捉えたときは、人口が減ることによって患者数は減るのではないかな、そういう認識でお答えしたつもりだったのですけれども、その辺は……

(ピント合わねえなの声あり)

町長（佐野恒雄君）　そうですか。いや、その辺は私も具体的な何もデータを持っているわけありませんので。ただ、そうした救急的に搬送される患者と、外来というのですか、一般の患者との、そこの認識のずれではないかなというふうに捉えたのですが、私ももう少しまた勉強してみたいと思います。

それから、ER救急、元計画では本当にそうなのです。救急救命センターを併設した基幹病院、そういう形は本当に理想の形なのだろうと思います。つまるところというか、究極的には結局そこまで医師の確保ができないということが一番の問題なのではないかなというふうに私は捉えているのですけれども、確かに救急救命センターを併設できれば、元計画の形でオープンできれば一番理想的といえますか、だと思ってしまうのですけれども、そうした経費的な面よりも医師の確保自体が私は難しく、そこまでなかなか踏み込めなかったのかなというふうな感じがします。高橋議員からいろんな課題をこれまでの議会でも指摘されておりますけれども、つまるところは、今の新潟県の医師不足、偏在、この課題が一番大きな課題になっているのかなと。今花角知事が先頭に立って、大学の地域割というのですか、かなり以前から見れば相当増やしておるように報道では伺っております。しかしながら、それはすぐに結果が出るかといえばそうではなくて、何年かかかるわけですので、そうしたことから考えると、確かに救急救命センターを併設した形は理想ではあるのですが、なかなかそこまでは手が回らないというか、今の状況を見た中で、ここまでできないというのが私は本音ではないのかなというふうに考えています。

それから、圏域外に搬送されることでベッド数が減らされる、それは確かにそうなのだろうと思います。結局、基幹病院で全て賄えるというふうな形になれば、県中央の医療地域の中でベッド数はそんなに減らさない。圏域外に搬送されるそのベッド数が結局減らされると、そういう形になっているのだろうと思います。そういう意味では、基幹病院の役割、これは非常に大きいと思いますし、そのその後方支援としての加茂病院、それから吉田病院の役割も非常に大きいのだと思うのです。ただ、その辺のところはなかなかはっきりしない状況に今あるのではないかなというふうに捉えています。

それから、PCR検査、高橋議員がいつもこのPCR検査の必要性というのを説いておられます。私もその意義は十分理解しているつもりです。ただしかし、なかなか費用もかかる話ですので、過去においても高橋議員はもっともっと県や国にしっかりと要請すべきだというふうなご意見もいただいている中で、今まで私も市町

村会等通じて、PCR検査の拡大ということは常にお話はさせてもらってきました。ただ、そういう中で差し当たって町がそれを負担して、それを国、県にというのはなかなか難しいのかなというふうな捉え方もしております。

それから、子どもが新型コロナウイルスにかかる、濃厚接触者としてされる、そうしたときの親御さんが休まなくてはならない、この助成金の制度を知らない、周知不足というのは確かにあるかもしれません。私も身近にそういう人がおられて、なかなか事業所の理解も得られない面もあるし、そうした助成金がもらえるのだよということ自体も知らない人もおりました。そういう意味においては、確かに周知不足の点は否めないのかなという感じがしますし、それはまたホームページとか「きずな」とかいろんな形を通じた中で、そうした制度がきちんとあるのだよということは周知していければなと思っております。

それから、経済循環、本当にこの2年間の長引く新型コロナウイルスの関係でいろんな対策を打ってまいりました。そういう中で、地元で消費をしてもらう、まさに消費の循環なのですけれども、私は今回プレミアム商品券とか、それから飲食券、この対策というのはかなり町民の方々に、地元でとにかくお金を落とすしていくのだと、そういう意識というのは、以前から見たらかなり変わってきたのかなというふうに私は捉えています。今まで隣の加茂、新津のスーパー等に行っていた人が、実際に地元こんなに特徴を持ったお店があるのだと。例えば肉屋でもそうですし、品ぞろえもいいし、新鮮だし、こんなにいい商店だったのだなというのをこの2年間の間で、それはもちろんちゃんとした検証をしているわけではありませんけれども、かなり町民の方々の中で、そうした意識改革というのかな、意識の違いがこの2年間の間に生まれてきているのかなと、そんな気がしております。これからもいろんな形で、そうした町の経済循環ということについては、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

教育長（安中長市君） 今高橋議員がコロナ禍に関わって児童生徒が学校が休業したり、保護者がそのことに伴ってお仕事を休むことに関するその補償というのでしょうか、私どもも理解しておるのですけれども、先ほど高橋議員もおっしゃったように、直接事業所に言わなければいけないというのが課題なのだと思います。ただ、私どもも特別そのことに関して今まで周知してこなかったのも、さっき町長も言いましたけれども、ホームページ等を使って保護者に伝えていきたいと思っております。

13番（高橋秀昌君） 大分時間が迫ってきましたので、町長、せっかく1回目の答弁で

いい答弁を9割方やっているのに、2回目の答弁でごちゃごちゃにしないでほしいです。救急搬送が増えているということは、一般の患者も増えるということなのです。救急搬送は増えたけれども、一般患者が減るなんてことあり得ない、当然のことなのです。そのところを1つ認識を改めていただきたい。つまり県の言っているのは、減るから減らしてもいいのだという理屈は成り立たないということを私は言いたかったのです。それをデータでもって示したわけです。

それから、元計画は理想論なのだというような発言がありますが、そうではないのです。元計画は、それが県央域の中で、つまり医療圏域を決めたのは何のためか。その圏域の中で全ての患者を基本的には治療するのだよ。そして、社会復帰させるのだよというのが医療圏域の意義なのです。だから、決して理想論ではないのです。それを崩そうというのが今の県知事なのです。その理由も、実際にはお金を使い過ぎる、赤字だからという理屈でしょう。では、本当に新潟県で知事がどうしているかといえば、建設費のほうは大きく増やしていくではないですか。医療関係については減らそうという動き。それはそうではないでしょう。町長だってそうでしょう。まず、ここに住む人の命と健康が第一番目でしょう。そして、建設事業については、その次になるわけです。そのスタンスが大事だと。そして、私は450床の基幹病院の元計画のときに地域住民から、そんなことして先生は来るかねという話が幾つも出たのです。しかしながら、そういうお医者さんをお呼びするためにも、450床のこの計画は必要なのですということを県は胸を張って言ったのです。その証明が先ほど私が言ったように、人口10万人当たりのICU、そういうものが極めて低い。つまり、医療設備が貧弱なのが新潟県なのだ。そういうところにはお医者さん来ないのです。いい施設、つまり、本当にお医者さんがそこで働きたいというためにはそれなりの施設が必要なのです。だからこそ当時の県は、お医者さんに来てもらうためにも450床のこの計画が必要なのですと力説した。何度も言ったのです。そういう点で、ぜひ認識を改めていただきたいということを述べて、私の質問を終わります。答弁については、一言お願いします。

町長（佐野恒雄君） 人口が減るとどうのこうのというのは、私は別にデータに基づいてお話をしたわけではありませんので。

それから、今の本計画とER救急の関係、今高橋議員がおっしゃるとおりだと思います。要するにそれだけの、元計画である救急救命センターを併設すれば、確かに若い医師は集まってくると思うのです。それは、私だから反論するつもりは全くないのです。そのとおりなのです。そうした高度医療をやるところに若い医師は

集まってくるわけですから、それは地域枠で努力することも必要ですけども、そうしたしっかりとした高度医療をやる、そのことも医師を呼び寄せるのだと、そのことについては本当にそのとおりだと思っています。

議長（小嶋謙一君） これで高橋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 議席8番、椿一春でございます。一般質問をいたします。私は、令和4年度施政方針について、重要と感ずること、ゴマンド号乗合タクシーの実証実験についてと、健全な財政運営の推進について、2点について質問をいたします。

令和4年度は、長期的視点に立った的確な行政運営を基本にしながら、人口減少対策や第六次総合計画の重点施策として位置づけている事業、その中には第二次総合戦略の初年度であり、令和4年度からは佐野町長の2年間かけて作り上げた第六次総合計画が始まろうとしています。今日まで佐野町長は、交流会館、道の駅、地域学習センターの運営を開始するために、まさにそこに魂を入れ込む重要な作業をされ、多くの賑わいをつくり上げてこられました。佐野町政の後半は、新型コロナウイルスに関連する事業が目立ちました。その中でも、事業所の下支えには見過ごされがちな農業事業者の下支えやPCR検査の助成など、田上町独自の施策を、町民皆さんの幸せを考え、町政のかじ取りをしてきたことに感謝いたします。ですので、令和4年度の施策には、さらなる佐野町長のリーダーシップを発揮していくことと、町長の思い描く町の未来像に期待を大きく持っています。

その中で、佐渡町長より発案されている新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの実証試験の継続や、佐野町長の理想とする姿に向かっているのか疑義を感じました。デマンド型乗合タクシーについて、運行方法、料金の見直し、乗降場所も追加して利便性を向上させ、周知に力を入れて利用率を上げると文章で記載されています。一方、運営のための予算は、利用が低迷していた令和3年度の減額した予算と同額となっています。言葉では書いてありますが、実証試験に対し、本気で

新たな公共交通をつくり上げたいと考えているのか、本気度が感じられません。私は、9月にゴマンド号について一般質問をいたしました。町長の理想とするゴマンド号はどのようにお考えでしょうかとお尋ねしたところ、町長の理想としては、デマンド型の専用車両を運行します。予約電話は1か所のセンターで受け付けることと言われておりました。この思いは忘れたのでしょうか。今回令和3年度の予算は、1,400万円の減額が提案されているのではないですか。町長、本気の取り組みだったら予算は余らさず、車両を購入してはいかがだったでしょうか。電話予約の実験も、1台の電話を設置することで効率的に相乗りに導けるか配車管理を実験することができたわけではありませんか。令和4年度も同じ予約システムのままで、効率的な相乗りを組み立てることができる予約受付の実験もせず、ただ現状のまま走らせ、利用料金を下げ、利用の周知をすることで乗車率を上げ、このような形態の実証実験の中から、町長の理想に近づけるための有効な答えは得られるのでしょうか。未来の姿を持てるのは、町長の頭の中だけです。ぜひとも、町長の理想とする姿へ導く指示を出し、問題をクリアさせて、つくり上げてください。専用車両全体になるのですが、イメージキャラクターで仮装された車両を走らせることが何よりも有効なPRだし、利用率の向上につながる近道ではないでしょうか。田上町の未来の姿を思い描き、それに向かって実行できるのは町長だけです。

そこで質問いたします。1つ目ですが、9月はゴマンド号の理想として専用車両を走らせたいという回答でしたが、町長の思い描いている車は、民間タクシーの車両にマグネットプレートを貼り付けた車両を思い描いているのでしょうか。どういうものかお聞かせください。

2番目です。予約の方法は、現在3事業所でおのこの独立した電話で受け付けています。本来デマンド型乗合タクシーですので、効率よく乗合を促す配車ができることが予約の受付の方法だと考えていますかどうか、お聞かせください。

3番目、電話を1本設置するだけの経費で実験を試みようと考えれば、実証実験の中でデータを集め、問題の抽出や改善を行うことは予算的にできないような実験テーマと思われているのか、お聞かせください。

4番目に、令和4年度の計画ですが、利用率をどれくらいに伸ばしていくのか、具体的な数値でお聞かせください。例えば3台で8時間、20日間ですと480台が大体月にマックス走らせられます。1日当たり、従来ですと20日間ですと200台、40%の稼働です。1日当たり15台の利用ですと、20日間の稼働で300台だと60%の稼働になります。町長は、稼働率何%を達成するよう指示を出したのかお聞かせください。

い。

5番目に、稼働率を上げるとは、実際の運行で課題となる点、実証実験の段階でいろいろな見えない課題を拾い出すためにも重要なことだと私は思います。令和3年度は、利用率の低いまま時間だけが過ぎ、毎月広告を出すわけでもなく、各団体に積極的に利用を推進するわけでもなく、時間とお金が消費されたと私は評価します。令和4年度はどのように取り組むのか、お聞かせください。

次に、2番目の健全な財政運営の推進について質問いたします。中身は、基本方針、現状の課題と書かれております。今後ごみ処分焼却場、人口減少対策の財源、社会保障費、公共施設の維持、限られた予算の中でと書かれております。確かに健全な財政は限られた予算でという無難な言葉で表現するのか。一方、施策の展開の中では、自主財源の確保についてと、的確な財政運営で施策の狙いが掲げられています。税金は、考え方と努力で増やす方法があるのではないのでしょうか。田上町生まれの優秀な人材が多く全国で活躍されています。近隣の市では、専門の人材を登用して、これ投資に当たりますが、登用してふるさと納税の仕組みをつくり、展開し、これは事業の立案と実行となります。そして、大きな税金、これは事業実績となりますが、大きな税金を上げております。私は、このことで効率的な税金の使い方がされたと思います。財源の確保には、国の各部局からの助成金に取り組むことと、ふるさと納税もいろんな方法があると思います。返礼品だけではなく、町の取り組む事業に対することが考えられます。

そこで質問いたします。町長は、税金を努力して増やすことに対する考え方についてお聞きしますが、前述の田上生まれの全国で活躍する人材ですとか、近隣の実績等を踏まえて、町長の評価、これからの取り組み方法などのお考えをお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ゴマンド号乗合タクシーの実証実験についてであります。ゴマンド号の実証運行に当たっては、既存の3事業者のタクシー車両を活用いたしております。導入に当たってのメリットとしては、初期投資が不要であること。デメリットとしては、それぞれの事業所の予約状況は電話をかけて確認しなければ分からないという点であります。私自身デマンド型乗合タクシーの運行に当たって、将来的には専用車両で、また専用のコールセンターで予約を受け付けること、それが理想的であ

るとは思います。しかし、1か所で予約を受け付けるためには新たな経費の問題も生じてくることから、研究をしていきたいと9月議会で答弁いたしました。どの程度の経費が必要となるのか調査をいたしておりますが、他市町村での予約システム等では、その経費は年間1,000万円程度もかかる場所があると聞いております。まずは、利用料金やさらなる運行内容の見直しや制度の周知を行う中で、利用者の増加に努めてまいります。議員ご指摘の課題については、タクシー事業者とも協議を進める中で引き続き研究してまいります。

令和4年度の利用計画、利用率についてですが、その前に令和3年度の実績を説明いたします。令和3年4月から令和4年1月まで、それぞれ1か月の稼働はおおむね30台前後、稼働率としては4.3%でした。2月からは、新たに停留所を増やしたことなどもあり、町民の方々より毎日数件のゴマンド号に対する問合せなどをいただいております。その都度できるだけ皆様から運行内容等について、ご理解をいただけるよう丁寧にお話をしております。そのことで2月の利用人数は72人、利用台数は57台と、前月までと比べ2倍程度の利用となりました。また、令和4年4月からは、乗車料金の引下げも予定をいたしております。令和4年度予算においては、ある程度の余裕を持って、利用人数として年間で4,000人、運行台数として3,600台をお願いしております。稼働率とすれば、おおむね40%から50%となります。ゴマンド号の運行に当たっては、引き続き利用者からのご意見やご要望をいただく中で、公共交通会議や交通事業所との協議を重ね、問題点や課題を整理することで、よりよい運行体制の構築に向けて検討を重ねてまいります。

次に、健全な財政運営の推進についてお答えいたします。議員ご指摘の税収は、ふるさと納税を言われているのかと思われませんが、確かにふるさと納税は自主財源の確保の一つとして、非常に重要なものであると考えております。近隣市町村と比べ、決して多いと言える金額ではありませんが、令和3年度は過去最高額を更新する見込みとなっております。制度的に厳しい条件があり、なかなか苦慮いたしておりますが、議員からもぜひ全国で活躍する人材を紹介していただきたいと思っております。また、近隣市町村で行っている専門の人材登用につきましては、国の規定においてそれらの経費も寄附金の募集に要する費用等に含まれ、また、その費用も寄附額の5割を超えてはいけないことから、町での採用は難しいと考えております。

以上でございます。

8番（椿 一春君） 答弁いただきありがとうございます。

まず、ゴマンド号のことなのですが、将来的に佐野町長は専用の車両を使って1

か所で予約を受け付けるということなのですが、将来理想としているものに対して、やろうとしているのか、ただ理想は理想で掲げているだけなのか、その辺を一度確認させてください。

それから、予約についてなのですけれども、私は予約というのはもっと重要だと思います。今の令和4年度の利用の目標とするものなのですが、乗車する人数が4,000人、運行する車が3,600台。ほぼ1台1人乗車でしか考えていないのだなというふうに取り取れます。相乗りタクシーですから、効率よく利用者を、2人とか3人、複数で乗車することによって本当の意味の新しいデマンドの相乗りタクシーというものが生まれてくるのだと思います。ですから、私は早い時期に予約するシステム、電話1台でいいと思うのです。そんなシステムをつくって、1,000万円もかけてやる必要ないと思うのです。1台の電話と1人のパートでもいいのですが、その方の人件費、それでできると思います。そこで電話を受け付けて、おのこの事業所に1台ずつ車が配置されているわけですから、電話を受けて、ここ空いている、何時だという、ホワイトボードで本当アナログ的に、空いている、空いている、では何時、何時という、それほどの管理で十分だと思います、1日に何人しか乗らないのですから。もっともっと多くの路線があつたり複雑になれば、システムを活用しなければ駄目だと思うのですが、3台の車を1日8時間走らせる中でどれだけの複雑なシステムが必要なのでしょうか。私は、電話とホワイトボードにアナログ的なものでも十分実験ができるかと思っています。そうすることによって効率的に、これから利用者も増えていくと。今度は、乗りたくても予約のシステムで相乗りの配車がうまくできないと、満車です、使えませんというふうな電話が予測されます。ですから、私は令和4年度中に、お金をかけない、電話1台と1人のパート、そういった方の経費でできると思いますので、ぜひ、新しい予約の実験のために予算を使っていたいただければと思います。

それから、将来的にはそのシステムが必要なのかもしれませんが、近隣で1,000万円年間かかると言われておりますが、実際1,000万円のかかる中身、本当に町に沿ったような1,000万円なのか。3台の車を運行させるために必要なこれとこれとこれをやらなければ駄目だというふうに具体的に見積りとか相談を受けての1,000万円なのか。その辺の1,000万円というものの具体的なものについてお聞かせください。

それから次に、健全な財政運営ですが、私も専門的人材が、5割の中の経費を含めなければいけないというふうなのは初めて認識したのですが、それはただ経費の

中に盛り込むのかと。いろんな部門でディスカッションして、こんな方法がいいのだといえば、あえて専属の中でやらなくても、そうすれば返礼品の5割の中に含まなくてもいいのではないかというふうに思います。実際に、産業振興課ですとか道の駅の中でも、ではこういう返礼品がいいのではないかとか、いろんなところで検討していますよね。そういったものもみんなその5割の中のところに、経費を含めるというふうな考え方になるのではないかなと思います。ですから、その辺ももっと柔軟に対応して、例えば協力隊の人材の中でいろんなテーマを与えて、その中でふるさと納税をどうやったらもっと増やすことができるだろうなんていうふうな、そんなアイデアとか。その方にとってのいろんな目標の中で作業してもらえば、あえて5割の中に入れなくても、アイデアを出して、ふるさと納税を集める何か方法が考えられるのではないかと私は思います。その辺に対して、どうしても町長は5割の中に返礼品と経費を入れなければ駄目だから難しいと考えているのか、その辺をもう一回お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君）　ゴマンド号の乗合タクシー、前に理想の乗合タクシーということでお話をしました。お金というか、理想を言えば切りがないといえますか。確かに大きな都市というか、そういうところではそれこそ予約システムなんかでもGPSを利用したシステム、新しい今のデジタル的なシステムを利用した予約方法、いろんな方法が今あるのだらうと思います。だから、私自身は、いずれはっておかしな話ですけども、そういうことが本当にお金をかけなくてできるのであれば私は本当にいいと思うのですけれども、それをやるにはそれなりの経費がかかります。1,000万円の先ほどの経費の話もしましたけれども、それについてはまた担当課のほうから説明してもらいますけれども、今はとにかく新しいやり方、実証運行としてスタートして、いろんな課題、問題を少しずつ潰しながら今やっているわけです。確かにスタートした時点で、新型コロナウイルスの関係でなかなか思うような周知ができなかったという、そのことが一番大きな私は利用率が伸びていない原因だろうと思っています。今回、いろいろと総合計画のときに各地区を回らせてもらったときに、ゴマンド号に対していろんな課題を突きつけられたというか、質問がありました。加茂市の民間の病院に行きたくても行ける停留所がない。そんな課題が一番多かったと思うのですけれども、そうした問題を少しずつ、少しずつ改善をしながら、先ほど申し上げましたけれども、2月には以前に比べると倍程度の利用者になっています。確かに椿議員おっしゃられるように、相乗りというのが本来ゴマン

ド号の、乗合タクシーの本当の狙いなのですからけれども、こうしたコロナ禍であるということも理由になっていると思うのですけれども、なかなか相乗りというところまでいけないというのも実態だろうと思いますし、そういう意味においては、今それこそスタートして、いろんな課題を潰しながら、何とか使い勝手のいいゴマンド号ということで今一生懸命頑張っております。非常に問合せもたくさんいただいていますし、また、4月からは料金の改定も考えていますし、それで利用者も増えてくるのではないかなというふうに期待をいたしております。

それから、ふるさと納税の関係、確かに近隣の市町村から見れば本当に少ないふるさと納税ではあります。でも、議員の皆さん方からいろいろと提案をいただいたり、叱咤激励される中で、担当課として頑張ってきていると思います。返礼品の品目というのでしょうか、これがなかなか増やせない、そういう事情がありました。どっちかというとな季節的な返礼品が多い中で、今回恒常的な製品も増やさせてもらうことができた。そういうことで今回ふるさと納税も増えていますし、そういう意味で、これからもそうした努力は続けていきたいと思っています。専門のそうした職員を抱えてというところまでは、なかなか町の今の状況からして、考えるところまではいっていないというのが実情であります。先ほど1,000万円の経費ということでありましたので、それは担当課のほうから説明をしてもらいます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、椿議員のゴマンド号の乗合タクシーの関係の予約システムの年間1,000万円程度という部分のお話でございます。

先ほど町長お話ししましたとおり、あくまでも他市町村の予約システム、これは人件費等も含めてのことでございますが、年間1,000万円程度かかっているということをお聞きをしているところであります。これあくまでもその市町村でかかっている経費、各市町村によりましてデマンドの運行の形態はそれぞれ異なります。これを田上町に置き換えて、田上町で必要となる経費を1,000万円というふうに計算したものではありませんので、あくまでも他市町村の例ということで挙げさせていただいたものであります。先ほど町長申し上げましたとおり、これからこの点につきましても十分検討させていただきまして、必要に応じてまた皆様のほうに協議してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

8番（椿 一春君） 相乗りがなかなか進まないのは新型コロナウイルスのせいであるというふうなのは、私は違うのではないかと思います。それで、予算とのことも言

われておりましたが、1つ提案がございます。今3社おのおので電話を受け、配車しているわけですが、それを月替わりでもいいのですけれども、1社に集中させて、1社のところでおのおの3社のところに配車する。そうすると、人件費もかからないですし、今の3社の1社の会社がこの月は電話受付窓口になって、電話を全て受けて、ではAの会社の車、Bの会社の車、Cの会社の車、おのおの空いているなというところで、ではここが空いています、ここ空いていますというふうな、そういった電話を受け付けて配車をする仕組み。これを1社だけに集中させるといろいろ不平等という声が上がるとお思いますので、2か月がいいのか、3か月がいいのか、ある程度持ち回りの中で予約のシステム、そういった方法でやると今現状の経費で、この月は何番ですというふうな電話を受け付けるための専用番号というものが課題になるとお思いますけれども、お金をかけずに、予約を集中させて1か所で受け付けるためには、おのおの事業所のものを使ってやるという方法が1つあるのではないかと思います。私は、なぜ今予約のシステムにこだわっているかということ、これから利用者が本当に増えてくると、相乗りでないと回せないのではないかとお思うように懸念されます。ですから、今1個1個課題を潰していくというふうなものを町長おっしゃられておりますけれども、私は先の未来にそういうふうな不便さがあるのではないかとお思うように予見しております。ですから、今の実証実験の早い段階のうちに、予約の相乗りのものについてどういう課題があるのか。そうすると今度新しい予約のシステムの中にもこういうものを取り入れようとかそういうこと、次の発展性のための基礎データとしても、予約のシステムを1か所に集中させてやる必要があるのではないかとお思いますし、実際の運行、今現状のままの1台1台の予約システムでいくと、必ず1台乗車のほうが伸びます。そうすると、車1台走らせることによって町の税金がだんだん使われます。効率的に相乗りをすることによって、本当の今度運行する経費の節約にもなりますので、将来的に安いお金で運行するのであれば、今のうちに予約のシステムの問題点を洗い出していくためにも、令和4年度はぜひ予約のシステムを検討されたほうがよろしいのではないかとお思うように私は強く言っておきたいとお思います。再度町長に、本当に将来的に運行経費を節約した中で、運行したいとお思っているのかという面も含めてお聞かせください。

あとふるさと納税については、いろんな議員の方がふるさと納税を質問すると、心が折れてくるというふうなものもよく聞きますが、そうなのかなというふうに思います。でも、確かに令和3年度は、ふるさと納税が約倍ぐらい予算に対して上がっておりますが、どうしてもいろんな事業を進めていかなければ駄目なのに、自主財

源がだんだん減少していくようなものが想定される中で、今からふるさと納税でどうやったら多くの成果を上げることができるかというのを、本当に真剣に取り組んでいかないと私は駄目なのではないかと思えますけれども、今の現状の中での人材でやるよりも、もうちょっと知恵を絞って、商品の開発ですとか、いろんな返礼品ですとか、もう一個、品物だけではなく町でこういった事業をやりたいので、ふるさと納税で応援してくれないかとか、そういった目的別の集め方、いろいろあると思えますので、その辺を研究されていくと、もっともっとふるさと納税に田上町の出身の多くの方々が手を挙げてくれるのではないかと思います。そういった返礼品だけではなく、いろんな町で取り組む新たな事業に対してのそういったふるさと納税の集め方について、町長の考えどのようなのかお聞かせください。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 最初に、ご提案ということで話を、予約を約1か所で、輪番制というふうなお話がありました。確かに輪番制で回す、いいことなのかもしれませんが、事業所が今3つある中で、それぞれの状況が分からない中で、1か所で輪番制というのは果たしてどうなのかなと思いました。ほかの事業所の状況を踏まえられれば、1か所で受け付けてお客様に配車ができれば非常に効率というのでしょうか、そういう意味では確かにいいのだらうと思うのですが、輪番制とはいっても他社の事業所の状況まではなかなか、どうやったら把握できるのか分かりませんが、そういうこと考えるとちょっとどうかな。そういうのができるかどうかというのは、タクシー事業者とも相談していければと思っています。

ゴマンド号、認知度があるかどうかというふうなお話なのですが、これを軌道に乗せていくために一生懸命頑張っていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

それから、ふるさと納税、町の自主財源が非常に少ない中で、このふるさと納税は確かに自主財源として非常に大きな要素を持っているわけですので、これを自主財源として、ふるさと納税を増やしていくというは大変大きいことだと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、返礼品の品目、これをリストアップするのに、なかなか苦労しているという状況ではあります。そういう状況ではありますけれども、どういう形でふるさと納税を増やしていくかということは、これからも様々な角度から研究していきたいなと思っています。

議長（小嶋謙一君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、6番、中野議員の発言を許します。

(6番 中野和美君登壇)

6番(中野和美君) 6番、中野和美、一般質問をさせていただきます。私は、電子決済の必要性についてとウクライナの侵略について、一般質問させていただきます。

まず、電子決済の必要性について。町長は、施政方針で新型コロナウイルス感染症対策の中、経済の下支えとして、プレミアム付き商品券、飲食券事業、湯田上温泉宿泊支援事業を実施し、地域経済の回復を図るとしています。商品券や食事券は、そろそろデジタルでも発行できるタイミングに来ているのではないのでしょうか。今までネックとされていた多額の特別なシステム改修をしなくても、既に構築されたシステムを利用すればよくなりました。田上町でも金融機関からの窓口出張が終了し、会計課の窓口対応が増えることとなりました。デジタル化は、職員の業務削減にもつながるのです。今までにも幾度となく電子決済システムを案内してきましたが、このたび皆さんのところにも配付されたばかりですけれども、ジチタイワークスの3月号に神奈川県小田原市の導入事例が紹介されていました。採用決定から僅か二、三か月というスピードで運用を開始したとのこと。このような分かりやすい図が載っていましたので、引用させていただきました。自治体が業務効率化を図れて、このシステムが加盟店を募集してくれます。加盟店を募集して、決済、精算はお任せ、このグループがしてくれます。自治体は、それぞれの方々に配布をするということになります。電子上の配布です。そこには、プレミアム付き観光券の成功事例、商品券事業にもデジタル地域通貨を併用して導入した事例などが紹介され、職員にとっても、労力の削減だけでなく、本来の業務に集中でき、システムの安定性も実感できているとありました。利用者は、1円単位での利用が可能です。加盟店は、スピーディーな現金化というメリットも挙げられています。町内のお店も様々な電子決済システムを取り入れています。ペイペイ、メルペイ、Jコイン、楽天ペイなども取り入れています。クレジットの決済の場合、売上げの回収が平均して約1か月前後になることに比べて、ペイペイやメルペイなどは早ければ数日程度で売上げを回収できます。これは、営業活動や資金繰りに大いに有効に働きます。自治体の要望によって様々な事業が運用可能である中で、ふるさと納税の返礼品やボランティア活動のお礼としての利用価値も注目するところです。職員の業務削減、利用者にとっても、加盟店や観光業者にあってもウィン・ウィン・ウィンとなるデジタル導入を検討いただけますよう、町長に伺います。

次に、ウクライナの侵攻について。もうこの侵攻が侵略になってしまいましたが、平和の祭典であるオリンピック終了の直後、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり

ました。ロシアにとっては、ウクライナから独立を願う地区を支援するという大義名分を掲げてのことですが、武力を行使し、まずはウクライナ北部にあるチェルノブイリ原発跡地を制圧したことに一抹の不安を感じてしまうのは私だけでしょうか。国会でも連日、ロシアのウクライナ侵攻は国際法違反であること、国としてどのような対応を取っていくのかが議論されています。今この議場にいるほとんどの方が戦後生まれとなり、悲惨な戦争を体験した人も少なくなりました。それでもベトナム戦争や湾岸戦争などで私たちは戦争の悲惨な様子を知り、心を痛めてきました。先日大きくニュースになったのが、ウクライナ大使館が日本人向けに義勇兵を募集したところ、70人もの応募があり、うち50人が元自衛官。報酬なしのボランティアで、専門的な訓練経験があることが条件だったそうです。こうなってくると、もう既に対岸の火事ではありません。いつ日本国民が、知り合いが、身内や参戦するかもしれないということになってきたのです。記憶に新しいと思っていた湾岸戦争も既に31年前のこととなり、31歳未満の方々は湾岸戦争さえ知らないこととなります。若者や子どもたちが戦争の悲惨さを知らずに、大義名分を掲げ参戦しないように、大切な田上町の子どもたちに私たちは伝えていかなければなりません。幸いにもウクライナ大使館は義勇兵募集を削除したそうですが、これからの戦争に対しての田上町の教育方針について、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

新潟県は、旧ソビエト時代から人的にも経済的にも交流があり、日本にあるロシアの大使館、領事館は全部で6つありますが、その領事館の一つが新潟にあります。町長は、新潟県内の市町村会に出席されます。その際にぜひロシアとウクライナのこの戦闘を早期に平和的に解決することを求めるよう議論していただき、新潟県内で取りまとめ、領事館もしくは大使館でもいいのですが、意見もしくは声明を発していただきたいと存じます。戦闘が長引けば長引くほど犠牲が増え、互いに引くに引けなくなっていくのが戦争です。決して対岸の火事ではないことは想定されます。田上町の経済活動にも大きく関わってくるでしょう。この戦闘が早期に解決することを願うばかりです。市町村長会における議論、また今回のロシアのウクライナ侵攻についての町長の思い、戦争に対する教育方法など、考え方をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

はじめに、電子決済の必要性についてお答えいたします。県内でプレミアム付き

商品券の電子化に取り組んでいる市町村はありませんが、全国では議員ご紹介の小田原市をはじめ、幾つかの自治体で導入されております。議員ご指摘のとおり、事務の簡素化が図れるものであれば、ぜひ導入をしたいと考えております。一方で、スマートフォンに慣れていない方、持っていない方への対応等も十分検討していく必要があることから、今後、先行導入自治体等の状況を十分検討していきたいと考えております。

次に、ロシアのウクライナ侵攻についてお答えいたします。戦争に対する教育などの考え方は教育長から答えますが、ロシアのウクライナ侵攻に対する私の思いであります。昨日も池井議員のご質問にもお答えしたとおり、国際社会の平和と秩序を踏みにじる行為であり、明らかに国連憲章に違反する断じて許されない行為であります。一刻も早い停戦と人道的、平和的解決を望みます。国際社会は、結束を強め、ロシアの横暴、非道を止めなければなりません。国連総会のロシアへの非難決議のとおり、ウクライナから無条件で即時撤退させる必要があります。既に地方六団体で、ロシアによるウクライナ侵攻について抗議声明を表明しておりますが、機会があれば新潟県町村会でも議論していきたいと思っております。

また、議員ご指摘のとおり、今回のウクライナ危機は決して対岸の火事ではありません。ウクライナ侵攻により原油価格の高騰に歯止めがかからず、世界的な銀行決済取引網からロシアの銀行を排除するといった経済制裁により、物流の停滞、燃料や穀物価格の高騰が懸念されます。インフレの長期化や企業業績の悪化、個人消費の落ち込みなど、日本も含め世界経済全体への悪影響が懸念されます。しかし、このような経済面の悪影響だけではなく、覇権主義を強めるロシアと中国の接近、台湾有事や北朝鮮の動向にも少なからず影響を及ぼすおそれがあることが危惧されます。日本は、アジアの火薬庫の真ん中にある国といった当事者意識を持って、早期解決と世界の安定化のために国際社会と結束を固め、制裁する側にも痛みを伴う経済制裁は強化していく必要があると思っております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 中野議員の質問にお答えいたします。

このたびのロシアのウクライナ侵攻につきましては、私も一日も早い停戦を願って毎日ニュースを見ています。特に子どもが亡くなったり、けがをしたり、避難のために何十キロも歩いている映像を見ますと、心が潰れてしまう思いです。小中学校では、日本国憲法の下、社会科の授業を中心に様々な場面で平和主義に基づいた

学習を行っています。先日の園校長会で、このウクライナ問題に伴い、子ども一人ひとりが改めて戦争の悲惨さを理解し、平和を願う児童生徒の育成を行うことを確認しました。各学校、学年の発達段階に応じた平和学習、人権学習を進めてまいります。

6 番（中野和美君） ありがとうございます。お考えをお聞かせいただきまして、ウクライナに関しましてお二方とも大変心を痛めてくださっているのが分かりました。

ウクライナのことから2回目の質問をさせていただきたいと思います。平和に対する教育なのですが、毎年ロビーなどで展示される原爆の写真は、見るにたえない写真ではあるのですが、それでも写真で見せられる部分はまだ状況のいいほうで、現実の現場では地獄絵図のようだったと聞いてきました。私の年代が子どもの頃には、町に戦争で手足を失ったとか、祖父が亡くなったという話はよくまだ聞かれることでした。身近にとっても感じていました。ベトナム戦争にあっては、枯れ葉剤での遺伝子異常、地雷による死傷、それだけでも大変な被害があって、攻撃した側のアメリカ兵にとっても心のPTSDが大きな問題になりました。その頃から平和の活動は進んでまいりましたけれども、湾岸戦争にありましては驚愕のシーンや恐ろしい思いを目撃いたしましたし、あれだけの戦争になっても結局大量破壊兵器は見つからなかったという結末に驚いたものでした。今回のウクライナ侵攻を学活の時間などを利用して、平和について今だからこそ話し合っていたらいいと思います。私たちの子々孫々が戦争に参加することなどないよう願っております。教育長の考える平和学習の内容について、どのように考えていらっしゃるのかももう少し深くお聞かせいただきたいと思います。

そして、町長がおっしゃっていました痛みを伴う経済制裁というところなのですが、この経済制裁という言葉を知ると、テレビでも見たりしますと、私は不安になることがあります。というのは、第二次世界大戦、日本は原油を止められたということがきっかけで戦争が始まったとも言われております。今の現代において、どのような制裁が有効なのか、逆に種火になるかもしれないということを私は心配しております。

では、次の電子決済のほうに進みます。今町長は、ご指摘のように事務の簡素化が図れ、スマートフォンに慣れていない方の対応が進めばぜひとも導入をしたいと考えていらっしゃるということでもよろしいのでしょうか。といいますのは、私もこのシステムについてもうちょっと深く調べてみました。そうしたら、スマートフォンを持っていない方は、このシステムのほうからこんなカードが発行されまして、

そこにQRコードが載っております。それをお店のほうで、お店でも特別な端末必要なくて、お店の誰かしら携帯持っていると思うのですけれども、そういう方に対しては携帯のバーコード読み取り機能で取ってもらって、それがシステムに利用できるということでしたし、もちろんお店側にとっても、今皆さんどこのお店も結構ペイペイぐらいは置いてあると思うのですけれども、ああいうふうにQRコードを置いておいて、スマホを持っている方はQRコードをピッと読んでもらって、そこで決済が進むというやり方。あとその後のやり方としてはペイペイと一緒に、お店の名前が出て、金額が出て、金額をお客が打ち込んで、それでオーケーですよとお店と一緒に確認して決済という形で、ペイペイと同じようなやり方を導入しておりますし、スマートフォンを持っていないという方にも対応できるということなので、ぜひ検討していただきたいと思います。というのは、町長がおっしゃっている、地域でお金を利用してもらう、地域の経済を回すというところで、この辺の決済はとても得意な分野になっておりまして、これを地域通貨に利用することによって、ほかのところでは利用できないクーポンなのです。田上町だけで使ってもらえるクーポンになりますし、観光業にも使えるということで、それこそ田上町も発行してきました、旅館を使うと地域で使える商品券みたいのを渡していたと思うのですけれども、そういう旅館などを予約した観光客の皆様へのサービスポイントとしてデジタル通貨も活用できるそうです。そうしますと、旅行にいらっしゃった方も地元でお金を、そのクーポンを使ってたやすく落としてもらえるとすることもできるようになります。一番大きいのが高額な運営コスト、今商工会にお願いしてやっていたところが多いのですけれども、紙でつくりますと、500円ごとだったり、何百円ごとだったりという運営コスト、印刷費がかかります。それが電子上で賄われますので、印刷屋には申し訳ないけれども、印刷費が発生しません。利用したことによるデータの集計もそこでできてしまいます。地域通貨としては、一回つくってしまえばまたそのシステムを利用できますので、また再度印刷し直さなければいけないとか、地域通貨やるからまた発行しなければいけないとか、何度も何度もそういう手間をする可能性があるのであれば、今後導入してしまうのも一手かと思えます。1円単位ごとにも利用できますし、対象者を住民に限定することも可能でございます。ほかのペイペイなんかですと、全国どこでも使えるということになってしまいますので。私NTTの回し者でも何でもないので、よいと思われるものはお伝えしていきたいと思っていますので。

そして、一番町長が心配されているのが、先ほども申し上げましたスマホを持っ

ていない、使い方が苦手だという方がどういふふうにご利用していくのかというところなのですが、そこはクリアできているので、安心してご利用していただきたいと思います。

ここにもありますが、ふるさと納税の返礼品としても今町で計画している農泊とか農業体験なんかもこういうクーポンを利用することが可能で、ふるさと納税で農泊や農業の体験クーポンを購入していただいて、それをクーポンでお客様に送る。そうでなければ、使えない人は、先ほど申しあげましたQRコードで送る。それを体験したときに使ってもらって決済する、町で使ってもらう、そういう方法もどんどん可能性が広がっていきますので、コストも削減になり、スマホの使えない方も利用でき、地域経済もお金が回るといふことで利用していただきたいと思います。

そして、ほんのこの休憩の間に私確認を取らせていただいたのですが、今までの地域通貨といひますか、商品券、商工会が関わってくださっているのですが、それを利用者が利用して、お店はどのように換金しているのかといふのを確認させていただきました。そして、お店はその券を金融機関に持って行って、通帳を持って行って、そこに商品券と交換して即日入金してもらおうといふ、私はそれすごくいい決済だと思ひました、すぐにお金になりますので。といふのは、先ほども1回目の質問で申しあげましたけれども、クレジットカードですと1か月、1か月半、最低でも2週間といふ、お買上げされてからの時間がかかって、なおかつ手数料が3.何%かかるのです。そうなってくると、売上げは減ってしまうし、時間は遅いし、お金が回りにくい状況ができてしまうのですが、今までのやり方であれば即現金化できる、それだけはいいと思ひるので。このシステムも、決済方法はほかのと併用できるといふふうにありましたので、併用しなくても手数料は1%だそうなので、その辺も十分に検討させていただいて、ぜひ利便性のあるやり方でやっていただけたらと思ひます。コストもかなり削減になりそうなので、私コストパフォーマンスまではのぞくことができないで、これは行政の方からのぞいてもらうしかないので、その辺の要検討をお願いしたいと思ひます。

それでは、2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。中野議員からは、いつもそうした新しいシステムといふのですか、新しい決済方法とか、そうしたご提案をいただいて、本当にありがたいと思ひています。ただ、なかなか私どもで追いついていかないといふのが大変申し訳ないと思ひておるのですけれども、先ほども申しあげましたことによつて事務の簡素化が図れるのであれば、大いにやるべきであると思ひます。

ております。一方で、先ほど申し上げたスマホの問題とかありますので、そうした問題どうクリアできるのか、そうしたことも十分研究していきたいと思ひますし、これからの時代、デジタルの時代ですので、そうしたことに乗り遅れないようなことも必要かと思ひますので、十分研究をしていきたいなと思ひています。

教育長（安中長市君） 平和に関する、戦争に関する私個人ということでしょうか。おこがましいのですけれども、お話しさせていただきます。

私は、中学の社会科の教員でした。ですから、戦争のこととか今まで歴史で起きてきたようなことを子どもたちに自分なりに考えて、一生懸命教えてきたつもりです。どんな時代でも、戦争を仕掛ける側は必ず自分のほうが正義だと言ひて仕掛けます。でも、それはそのことが終わって時間が、長い歴史の中でそれが全部欺瞞であるということが証明されてきていると私は思ひています。歴史を学ぶのに何で過去のことなんか学ぶのだと言ひますのですけれども、過去の人類が歩んできた道を勉強して、その中で未来を考えていくと、それが歴史の勉強だと思ひています。昨日も少しお話をさせてもらったのですが、小学校1年生から、中3は卒業してしまつたので、たつた今は学校にいないのですけれども、中学生まで、本当にいろいろな受け止め方をすると思ひております。毎日ニュースで流れていても何も感じないお子さんもいるかもしれないし、昨日もお話ししましたけれども、毎日毎日食い入るように見ている中学生もいるかもしれませぬ。私が発達段階に応じたと言ひたのはそこなのです。私が今小学校、中学校の先生にこういうことでこうしてねと言ひようなことはなかなかできません。ですから、学校の校長会で発達段階に応じた学習をぜひ進めてくださいと言ひうに言ひました。私個人がもしこのことを授業で取り上げるなら、中学生ですので、それに現在進行形ですので、こういうふうに起きた今までの背景とかいろいろな考え方を説明して、興味を持って毎日のニュースをしっかりと見ていく中で、一人ひとりの生徒がどういうふうを考えていくかということを見取っていきたいし、また議論していきたいと思ひています。

以上です。

6番（中野和美君） ありがとうございます。

それでは、まず地域通貨のことをお話ししていきたいと思ひます。町長は、今回の答弁の中にもありますが、まずは町民から町内の商店街を利用してもらつう流れをつくるのが大切である。どのような施策に取り組んでいくべきか苦慮しておりますとおっしゃっていました。そして、しっかりと研究してまいりますと。地域経済の循環対策につきまして、私自身ぜひ取り組みたいと思ひておりますが、できるも

のからしっかりと取り組んでいきますとおっしゃっています。ということで、できるものから順次取り扱っていただきたいと思いますので、小田原市は決めてから二、三か月でも導入したということですので、導入できることではないのかなと私は感じております。ぜひ前向きに、ただの検討で終わらないようお願いしたいと思います。これは、もういつ開始しても遅くはないと思うのです。もうどこもどんどん、どんどんやっていくと思います。そういえば、この前年末に10万円子どもたちに支給するというときも、それをクーポンで発行するか現金で発行するかということで話題になったことがありましたが、年末までに支給するにはクーポン間に合わない、これからやるには間に合わないということで、どちらでもいいよというふうに総理大臣おっしゃっておいりました。そんなことで、もういつどこで始まってもおかしくないと思うので、ぜひ新潟県から一番でやってもいいのではないかと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと平和教育について、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。答弁は結構でございます。

議長（小嶋謙一君） 中野議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前 11時41分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議事の都合により議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

（議長、副議長と交代）

午後 1時16分 休 憩

午後 1時17分 再 開

副議長（椿 一春君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

最後に、5番、小嶋議員の発言を許します。

（5番 小嶋謙一君登壇）

5番（小嶋謙一君） 議席番号5番、小嶋謙一でございます。

質問に入る前に、このたびのロシアによるウクライナ国への軍事侵攻は、ロシア

側の一方的な論理に立った侵略であり、被害を被っているウクライナの人々に哀悼の意をささげます。このことが世界経済に及ぼす影響を鑑みれば、日本政府には国内経済の安定を保つため、万全な対応を望むものであります。

本会議において、私は町長へ町の基幹産業である農業の施策に改善と展開を求めて質問します。このたびの一般質問で農業施策について再度取り上げた理由は、先ほどウクライナ問題で触れた今後の世界経済の動向や、国内において国債発行残高が、年収640万円の1世帯当たりに換算して1億円とも報じられている日本経済の将来を考えれば、町の存続には町が自立していくため産業の振興を積極的に図る必要が求められる時代に来ていると考えているからで、町の基幹産業とうたっている農業が低迷していることは周知のところですが、町の自立と発展には、農業の振興が一翼を担っていると言っても過言ではなく、農業の施策に改善と展開が必要と考えているからです。町長は、施政方針に賑わいづくりの施策を掲げておられます。一過性の賑わいであれば別ですが、町に賑わいをつくるのであれば、その根底に農業をはじめとする町の産業振興による町全体の活力、生き生き感とでも申しましょいか、それがなければ人は寄ってきません。質問は、認定就農者の方々の考えや意見、過去10年にわたる議会だよりから農業施策に対する町長答弁も参考にしています。

田上町は、高度経済成長期を機会に、農外雇用に恵まれた地域になり、農業収入だけに頼らなくても生活できた地域で、このことを背景にこれまで安定兼業を前提とした農政を展開してきました。この結果、全農地に占める水田の割合、水田率がありますが、高い状況にあります。田上町全面積の3分の1を占める水田は、農外雇用の場に恵まれていることや、コロナ禍による米価の下落もあり、水田や畑地の継承がうまく進んでいません。このような中であって、田上町には農業に誇りと生きがいを持って取り組んでいる50歳未満の専業農家は18農家あります。彼らは、農業について、長年にわたり相場、ここでは価格ですけれども、価格の決定権を他者に委ね、それが当たり前という考えで今日に至り、いまだその根が深いと言わざるを得ない。相場の決定権を取り戻せば、農業は専業であれば十分食っていける業種であると断言しています。町の農業に一筋の光明を見た思いです。今後は、この若い就農者が田上町の農業をけん引していくこととなります。彼らのような認定就農者をいかに増やしていくかということが重要であり、農業施策に対する町長の考えを尋ねます。

質問としまして、1番目、今後も農業を基幹産業として捉えていくには、認定就

農者の現状把握と、農産品の田上町独自の販路開拓が必要であることについて伺います。特にこのことは、米作以外に園芸作物や果樹など複合営農を行っている若い就農者の皆さんが望んでいます。地産地消や全国的な巣籠もり消費でインターネット販売が好調に推移していますが、基幹産業として捉えれば産地としての販路を新たに開拓する必要があります。販路を現在のように就農者に委ねた状態では、今以上の発展は望めません。若い就農者の中から、横場圃場整備後のタマネギ生産のように販売を考えない施策を改善すべきとの意見もありました。令和4年度は、認定就農者の皆さんと一堂に会し意見を交わす機会を幾度か設け、販路の開拓をはじめ、生産品目や販売単価といった相場の決定につながる施策を見いだす準備期間と位置づけ、支援に必要な経費は令和5年度予算に計上する必要があります。今後も農業を基幹産業として捉えていくには、核になる認定就農者の実態を意見交換会によって把握しておくことや、田上町独自の販路開拓という具体的な施策が必要であること、このことについて町長の見解を尋ねます。

質問の2番目としまして、農業の継承に対する取り組みについてであります。団塊の世代が営農から引退する時期を迎えており、農業の継承対策に特化した施策を講じる必要があります。担い手について若い認定就農者から、農業に興味や憧れを持つ若者は多いと思う。就職しやすく、持続可能な体制が必要との意見や、農業の持続は町内の人材だけでは限界があるので、県内でも他の市町村からでもやる気になる若者を呼び込むための誘致活動や支援情報を発信したほうがよいとの意見もいただきました。また、就農したくて田上に来た若者が農地の確保などの問題を解決できずに去ってしまったこともあったようです。なぜこのようなことが起きたのでしょうか。元亀田郷土地改良区企画室長の本田淳氏は、一般論として日本は土地所有者の私権が強く、平場の農業問題は突き詰めると土地問題だと言っておられます。若い就農者の皆さんも、田上町は他市町村の人間に農地を担わせることを極端に嫌うことは分かっていますが、この意識改革がまず必要であると言っています。このように団塊の世代と若者との間に農地に対する考え方に開きがあります。このことが農業の継承に大きな足かせになっていることは明らかです。農家個人のことに関わることであり、深入りすることはできませんが、地域の有益な資産としての農地活用には団塊世代の理解と協力が必須であり、仲介の役割を果たせるのは農業委員会しかありません。農業委員会の業務は、農地に関する問題や人材を確保、育成するためのノウハウ、機械や施設を導入するための資金調達方法など、地域課題の解決につながる業務であることを改めて認識していただき、同様に農業委員と農地利

用最適化推進委員の活躍にも期待します。町長は、このたびの施政方針の農業関連事業で、後継者、担い手不足が大きな課題として、新規就農者に対し、農業次世代人材投資資金経営型給付金を支給することで担い手の育成を行うとしています。町長が言われる新規就農者は、認定就農者の意見を踏まえれば、町内会にとらわれず受け入れてもらいたいと思います。農場の継承対策に特化した施策として、町外から若い就農希望者を募ることについて、また、このため農業委員会が地権者との仲介を果たすこと、町外の新規就農者の住居、課税減免措置など支援を講じること、このことに関して町長の見解を尋ねます。

質問の3点目としまして、分業制による出荷作業の委託についてであります。このたび認定就農者の方々に伺った中で、梅を生産している就農者から、出荷方式を見直せば収益を上げることができるとの話がありました。詳しくお聞きすると、収穫後自宅で選果と梱包に時間を取られて、集荷場に持ち込んでいるが、集荷締切り時刻があるため、日ごと収穫量をセーブしなければならず、収穫適期もあり、畑に取り残しているのが実情だということです。出荷方式の見直しとは、亀田の藤五郎梅のようにコンテナごと出荷し、選果と梱包を専門へ任せる分業制を望んでいます。町長は、令和元年3月議会答弁で、今後は農産物の生産から加工、販売まで考慮して政策を打っていく必要があると言われていています。答弁の内容からは、分業制も念頭にあるのか定かではありませんが、梅に限らず農業を町の基幹産業と捉えている以上、行政として選別、品質管理、梱包の委託について、生産組合、組織と協議を行い、就農者が生産にウエートを置いた経営ができる施策が必要と考えます。分業制による出荷作業の委託について、町長の見解を尋ねます。

質問の4番目としまして、農業に係る制度資金全般の活用にあたって質問いたします。就農者の皆さんは、制度資金を受けるまで、新たな作付をはじめ、準備すらできないことにもう少し柔軟な対応を求めています。現在の資金活用では、親元以外の新規就農者は増えません。制度資金が支給されるまでの間の町で対応する仕組みづくりも必要であると思います。資金を活用しやすくするための仕組みづくりや、活用にあたっての融通性を求め、町長の見解を尋ねます。

最後に、景観作物の作付奨励について尋ねます。作付がなされず放棄された水田に対して、水田フル活用と遊休農地を増やさないため、景観作物、例えばコスモス、ヒマワリ等の植物です。この栽培を奨励し、道の駅の周辺をはじめ、バイパス沿い地域を観光資源の一つにさせることで遊休農地の抑制と観光で一石二鳥ではないかと考えています。町長の見解を尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、今後も農業を基幹産業として捉えていくには、認定農業者の把握と農産品の田上町独自の販路開拓が必要であることについてということですが、農業者の実態把握については、認定就農者に限らず、町内で耕作をされている生産者の方に加え、梅、果樹、タケノコを栽培している生産組合の会員の方々を対象に、今後の農業経営の方向性、あるいは労働力確保の実態を把握するため、本年2月から対象者にアンケート調査を行っております。集計はこれからですが、アンケート調査の結果により、ある程度は生産者の状況が確認できるものと考えております。あわせて、JAと連携を図り、地域の農家組合との話合いの場を設ける中で、しっかりと現場の声を聞きながら、今後の農業支援計画策定の参考としていきたいと考えております。

田上町独自の販路開拓についてですが、現在の販路についてはJAを通じての市場販売か直売所やスーパーでの販売が多い状況です。町独自の新たな販路開拓を行うには、他の産地にはない付加価値のある生産物がなければなかなか難しいのではないかと考え、特に今のところ具体的な施策は考えておりません。販路の拡大については、今後もJA等と協議してまいります。まずは道の駅たがみへの出荷を通して所得の増加につながるよう、出荷者協議会への加入などを推進していきたいと考えております。

なお、議員お話しの圃場整備で取り組みを行っている園芸作物、タマネギの生産については、全農にいがたにおいてタマネギの集出荷場を稼働させており、その中で全量買取りを行っております。

次に、農業の継承に対する取り組みについてですが、例えば現在の農地の利用における権利設定では、地域の調和を考え、周辺の農業者の意向を確認し、JAや地元農家組合長と協議を行った上で、土地所有者と耕作者とのマッチングを行っております。現状では、農地の貸付希望に対し、迅速に借受者を見つけ、対処しており、借受人が見つからないというような農地は発生いたしておりません。以前田上での就農希望者が田上町内で農地の確保ができず、町外で就農されたという事例がありましたが、就農希望者から相談があった場合には、本人と面談を行い、希望に沿えるよう県やJAなどの関係機関と連携して対応しております。お話のあった方については、希望する作目や営農方法などの条件面で残念ながら他市町村で就農される

こととなりました。今後農業経営者の高齢化により、農地の貸付希望が増加することになりますが、その受皿となる担い手が不足することは全国的な課題であります。そのため、若い就農者の確保、育成といった担い手確保の一つの方法として、町外から就農希望者を募る方法も検討する必要があると感じております。近隣では、新潟市西区や南区、長岡市で新規就農希望者に対する受入れ体制を構築しておりますので、それらの取り組みを参考に、農業委員会を含め、関係団体と連携して研究してまいります。

なお、町外の新規就農者の方への住居や課税減免措置などの支援については、今のところ考えておりませんが、就農しやすい環境づくりについては研究してまいります。

次に、分業制による出荷作業の委託についてですが、ご質問にあるような出荷準備に追われ、収穫が間に合わないということの背景には、収穫から出荷までの作業工程のほか、繁忙期における人手不足が理由の一つであると思います。梅に限らず他の生産者からも、出荷最盛期での人手不足を何とかしたいとの声を伺っています。例えば圃場整備予定地区での園芸作物として、加工用タマネギの生産から販売までの一貫した体制として、全農にいがたではタマネギ集出荷場での選果と梱包の分業制を取り入れております。その方法は、当然コスト面で負担が増えてきます。関係する生産組合や生産組合の事務局であるJAとも協議しながら、どのような対応が可能か研究してまいります。

次に、制度資金の活用にあたってですが、現在農業関連の制度資金については、農地の取得や借入れ、納車、農業用機械の取得、農業経営に必要な運転資金などを低金利で活用できます。融資にはそれぞれ貸付対象者の要件が異なることもあり、融資までに時間を要する場合があります。町としては、これらの制度融資以外の運用を行う予定は今のところありませんが、できるだけスムーズに融資を受けることができるよう、関係機関へ働きかけを行います。また、制度資金の活用を希望する就農者におかれましては、早めに町、県地域振興局のほか、JA等の融資機関へご相談いただくよう周知していきたいと思います。

最後に、景観作物の作付奨励についてですが、今のところ町内では作付がされていない農地はなく、全て管理耕作を行っております。水田にコスモスやヒマワリなどの景観作物の栽培を行った場合、作物を花卉として出荷、販売を行えば交付金の対象となりますが、観光資源として景観形成での水田利用は補助対象とはならず、所得の増加にはつながりません。また、開花後の種の落下によって翌年度以降の営

農に影響を及ぼすおそれもあります。しかしながら、景観作物の栽培については観光としての魅力づけもできることから、関係する農業者の方や地域の皆様のご意見も聞いてみたいと思います。

以上でございます。

5番（小嶋謙一君） 町長答弁を受けまして、まず町の基幹産業と言われている農業について、これまでも質問をしてきましたが、今回は将来を担う50歳未満の認定就農者18名の中から、特に30歳代から40歳代の若い就農者9名の方にアンケート式で考えや意見をお聞きし、それを基に質問しました。私は、基幹産業とは、冒頭で述べたように、国の財政が逼迫する中で、町が存続し自立する礎になる産業として、農業もその一つであると捉えております。まず、こういうことで町長が捉えている基幹産業とはどのようなものか、どのような考えでおられるのか、まずその1点、最初にお聞きしておきます。

今回話を伺った認定就農者の皆さんは、農業を産業として前向きに捉えております。こういう人たちを支援し、農業を発展させることで新たな就農者を増やしていくのが農業政策であろうと私は思います。今回の質問の中で、答弁の内容から察するに、町はこれまで農業を基幹産業と捉えているとは思えません。具体的に見ていきますと、田上町独自の販路開拓はほかの産地にはない付加価値のある生産物がなければ難しいと考え、具体的な施策は考えていない。販路の拡大は、今後もJAと協議していくと言われておりますが、ほかの産地にはない付加価値のある産物ができる見通しはありますか。就農者の多くは、JAへ出荷しています。その中で販路の開拓が必要と言っているのです。価格がJAで決定されているのかもしれませんが。要は売り先を拡大したいのだ。そして、収益を上げるため売りさばきたいのだということなのです。私は、当然のことだと思います。就農者が相場を決められる販路開拓を支援することで、田上町を品目の産地として確立させ、生産にウエートを置くことで収益の改善が見込まれる農業ができる、私もこのことは町の農業にとって重要なことと考えます。現実的に見れば、現状をいかに発展させていくかということではないですか。直売所や道の駅での販売、これは地域農業の見える化ということで、自給的農家と名称をしている大阪大の先生おられますけれども、こういう自給的農家で基幹産業として捉えますでしょうか。

次に、農業の継承に対する取り組みにおいては、答弁では町外から就農希望者を募る方法も検討する必要があると感じております。それから関係団体と連携して研究していきますとありますが、若い就農者の方々は町外から就農希望者を募る必要

を現場の声として上げております。このことは、ぜひ前向きに対応してもらいたいと思います。なお、3月11日の新潟日報に、県内の新規就農者が昨年から24人増え、297人と過去最多になったと報じられておりました。背景には、これは農業法人なのですが、いろいろ農業法人も30増え、また1法人当たりの経営面積も拡大したことや働き方の見直しが進み、就労しやすくなった。あるいは複合経営に取り組む法人が増え、仕事の多様化が進んだというようなことを一応背景として挙げておりますが、記事の後半には、新規就農が増える一方で、法人就農者の約3割が離職しており、定着率の向上が課題となっているそうです。県の経営普及課長は、若者が魅力を感じる就農環境づくりを支援したいと話しています。町長も平成30年12月議会で、若い人が農業に魅力を感じ、農業を継いでやっていこうという気持ちになれる環境づくりを町は考えていかなければならないと答えています。町外からの新規就農者の居住、課税減免措置などは、これは支援を講じることにしてもっと前向きに考えていってほしいと思います。

分業制による出荷作業の委託では、就農者は品質の向上に裏づけされた単価のアップと生産の効率を上げることに主体を置きたいと考えています。答弁では、繁忙期における人手不足が理由の一つということですが、確かにそれもあります。しかし、選果、加工、梱包、販売の委託、これは12次産業というのだそうですけれども、こういう委託先を探すといった支援についても取り組んでいってほしいと思います。

そこで、質問に入ります。2点目です。通告に対する答弁にありませんでしたが、私は認定就農者の実態を意見交換会によって把握することということで通告しておきました。もう一回改めて言いますと、まず若い認定就農者は先輩たちとの交流を求めています。背景には、これで食っていけるか、失敗したらどうしようという不安が消えない、また先輩のやり方やアドバイスを得たいということです。この中で、就農年数を経過した人は、生産品目を増やすなど複合経営に取り組む経営の見直し、あるいは単価が命と捉えて、販売の改善で単価を上げたいなど、いろいろな考えや持論を持っております。これらを話し合える機会を設ける支援を行うことについて、町長の所見を伺います。

3点目としまして、これまでの農政を振り返れば、町の農業全体を網羅した農業政策を掲げ、これを就農者に示し、具体的な計画の下で施策を実行していくべきではなかったかと思えてなりません。今回調査した就農者の皆さんは、農業政策に対する町の方向性、ビジョンと言われた人もおりました。その町の方向性や考え方が

全く分からないのだと。したがって、これまでは個々の考えで就農に当たってきたが、このままでは現状を維持するのに精いっぱい、基幹産業として成り立つどころか衰退しますと危惧しております。町長が言われる農業支援計画策定は、田上町第六次総合計画の農林業振興基本方針を具現化し、基幹産業の礎として捉えてよいのか尋ねます。また、併せて支援計画の内容を就農者へ周知する考えでいるのか、それも伺います。

以上、質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員からは、大変難しい課題について、るるご質問いただきました。

常に私は農業は町の基幹産業であるということを申し上げてきています。農家の皆さんが元気にならないと町の発展、活性化につながらない、町自体も元気が出ない、そういうことをいつも申し上げております。それぐらい要するに基幹産業とは何かということなのかもしれません。まさに言葉どおりだと思います。町の産業の根幹をなすもの、それが基幹産業というふうな形で捉えております。新規就農者の確保というのは、非常に難しい課題ではあります。しかし、若い世代の農家も大変頑張っているということは、以前議会にもお話をさせてもらったと思います。第六次総合計画の作成に当たって、若手の農業青年者たちとお話をする機会がありました。その中で、非常に若い世代の農業経営者の方々が目を輝かせて発言をされている、そういう状況と伺いますか、に出会えたということは、私にとって非常に、確かに町の農業自体は厳しい状況にはあるけれども、でもその中に一つの明かりというのでしょうか、それを見たような気がして大変うれしかったことを覚えております。若い世代は、本当に魅力を感じられる農業、先ほど小嶋議員がおっしゃられる町の方向性というのでしょうか、町は農業に対してどういう方向性を持つのかということをしかりと示していくこと、このことは本当に議員おっしゃるとおりだと思います。そうしないと、本当に若手経営者もどう農業に取り組んでいいか分からない。確かにそのとおりだと思います。そうした意味で、今回、実態把握というふうなことから、農家組合、生産組合の人たちに実態を把握するためにアンケートを取らせてもらっています。若手経営者ばかりではないのですけれども、町の農業の後継者、高齢化による担い手不足、このことというのは、もう本当に5年、10年先ではない、今日の前の課題として捉えていかないと、もうそれこそ取り返しのつかない状況になるのではないかと、私自身その危機感持って、農業後継者の問題についてまずは把握することが大事だと、こういうことで担当課に指示をさせても

らい、この近隣の市町村においてもうまくやっているところだってあるはずだから、そういうところに実際に出向いて研究をして、それを参考にしていくことというのは大事なことだと、こういうことで指示をさせていただいた。農業委員会だったか、再生協議会だったか忘れちゃったけれども、地域振興局のほうにもお願いをして、近隣の市町村でうまくやられている自治体をリストアップしてもらいました。確かにうまく回しているところというのはあるのです。数としては非常に少ないですけども、この近隣でも南区であったり、新潟市のある地区によっては非常にそうした農業後継者の問題に対してうまく回しているところもありました。そういうところをぜひ参考に、見習っていくこと。その中から町としての方向性というものも見つけていくことが大事なことはないかなというふうに私自身考えております。そういう意味で、アンケートを取り、またそうした実態を把握した中で、今後の町の農業としてどういう方向で行くのか、それらをしっかりと研究していかなくてはならないのかなというふうに思っております。販路の拡大ということでもありますが、付加価値の高い商品ですか、そういうのでないと確かに難しいと私思います。そのために、町として農産物のブランド品の開発、これをしっかりと、新しく組織替えをした中で今ブランド開発をやってもらっています。例えばの話、今議員おっしゃられる若い就農者の中で、里芋を一生懸命作っておられる人もいます。里芋というと五泉のブランド品のように聞こえますけれども、でもそうした里芋であっても、そこにブランド品としての価値を持たせること、そうすることによって、新たに販路の開拓だってできるのだらうと思います。そういう意味においては、ブランド品の開発、そうしたものにもしっかりと力を入れていかなくてはならぬのかなというふうに思っております。

それから、分業制、確かにこれ難しい課題でもあります。忙しい時期にぶつかりますと、どうしても人手は欲しい。だけれども、人手がなかなかない中で取り残しもあると、こういうふうなこともよく聞いておりますが、まずは分業制に行く前に農家の方々をどうサポートできるのか。ボランティアではないですけども、もちろん有償的なボランティアになるのだと思いますけれども、そうしたちょっとした農業のお手伝いなんかをこれから、もし話さえあればやってみたいという人たちも結構私はおられるのだらうなと思います。稲作とは違って果樹の関係というのは、割とそういう面では時間を見つけてお手伝いできるかなという人たちも結構おられるはずですし、実際に私も、そうした農園関係のところでお手伝いに行かされている人たち、実際にそれをうまく利用してやっておられるところもあります。そうした

潜在的なそういう果樹の関係でお手伝いしてみようかなという人たちもおられますので、そうしたところの掘り起こしなんかも大切なのかなというふうな気もいたします。いずれにしても、先ほど申しあげました若手の人たちの会合、明るい兆しもないわけではない。そうした人たちの町に対する要望というか、そういうものをそれこそ聞かせていただいて、そうした声を町としてどういうふうな支援に結びつけていくかという、このことが大事だと思います。議員おっしゃられるようにそうした会話ができる、そうした人たちと協議ができる、そうした場を持つこと、このことは本当に大事なことだと思っておりますので、それらについても取り組んでいきたいなというふうに思います。

何か話があちこち飛びましたけれども、そうした中で、何とか町の基幹産業である農業について町としてしっかり取り組んでいきたいなというふうに考えております。

5番（小嶋謙一君） 町長の今答弁また受けまして、要はこれまでの町の取り組み、基幹産業としては捉えていない、私本当にそう思います。だから、今町長言われたこと、それは本当全くまた逆にそのとおりのものであって、研究とか検討はもう十分されていると思うのです、実際執行部の皆さんも。もうこれから本当に体動かす、取りかかるということのもう段階に来ていると思いますので、ぜひ研究も大事ですけども、体を動かすと、実行に移すということでもまず指導してください。

それとあと販路、分業制なのだけれども、これは私言っている根底には、基幹産業であるがゆえに、要するに生活なのです、収益。それがまず私頭にあるのです。だから、分業で忙しいときはボランティアだ、お手伝いだという、それも必要ですけども、本当に基幹産業として捉えればそういった程度のものではないだろうと。総合的なもう組織というか、ほかのそういう会社ってあるそうですから、そういうところにもお願いするとかというような方法を取っていかないと、本当の産業としては成り立たないのではないかと思っておりますので、これひとつご一考ください。

それとあと、先進地の視察ということで、もう前にも議会のときにも言われておりましたけれども、要は私もよく言われるのだけれども、うまくいっているところだけ見ても駄目なのです、うまくいった成果だけ見ても。本当に見ないかんところは、そこまで来た経過、経緯といいますか、難儀した話、しっかりその辺を聞き取ってこないと、うまくいったところ、要するに相手はみんないいところばかりしか見せたがりませんので、うまくいったなって。そうではなくて、そこまで至った苦労話とか失敗した話というものをしっかり聞いてきてもらいたいと思っております。

ます。

通告に出しておりました制度資金、これについては町長は制度資金の使用者におかれましてはということでもって相談いただくよう、要するに速やかに対応していくということをおっしゃいますし、景観作物の奨励につきましても、観光として魅力づけのできるものについては、またこれから人様からいろいろ意見を聞いていくということをおっしゃいますので、これはこれで私はお願いしたいと思います。

以上で私の3番目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。

この農業の問題、まさに実行に移していかなくてはならない段階なのだと、本当に議員のおっしゃられるとおり、もう直前の課題として捉えておりますので、しっかりと頑張ってまいりたいと思います。

それから、先ほどの分業の話、これ先ほど私ボランティア的な、お手伝い的な話もしましたけれども、おっしゃられるとおり産業として捉えたときにその分業体制というのは確かに必要なのだろうと思います。JAのタマネギの集出荷の話、1回目に申し上げましたけれども、あんな大規模な形でなくても、産業として成り立つような、そうした分業というのは確かにこれから必要なのではないかなというふうに思っています。

副議長（椿 一春君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

小嶋議員の一般質問が終わりましたので、議長を交代いたします。

暫時休憩をいたします。

（副議長、議長と交代）

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第3 承認第1号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について
- 日程第4 承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について
- 日程第5 承認第3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について
- 日程第6 承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第3、承認第1号から日程第6、承認第4号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、付託案件審査報告を申し上げます。

承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号、いずれも原案承認でございます。承認第1号から3号までは、新型コロナウイルス感染対策に伴うものとなっておりますし、これは過日、全員協議会でも議論がなされており、承認第4号も除雪対応によるもので、特段の質疑はありませんでした。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会の付託案件審査報告を申し上げます。

承認第1号、承認第2号、承認第3号、審査結果は全て承認です。

内容を説明いたします。承認第1号は、繰越明許費は新型コロナウイルスの非課

税世帯に対して10万円の予算の繰越しでございます。歳出につきましては、中小・小規模企業対策事業の交通事業者支援金、修学旅行のキャンセル料、それから子育て世帯応援金35人分、住民税非課税世帯への10万円でございます。質疑ありませんので、ご報告いたします。

修学旅行の予定はどうなっているかという質疑に対して、関西方面の2泊3日を予定していたが、5月に県内1泊の予定になると。また、早めの対応でキャンセル料を軽減できたのではないかというような質疑もされましたが、企画料等が発生しているというような説明がありました。

続いて、承認第2号、こちらは1月27日専決のまん延防止の時短営業の協力金についてです。これについて質疑がありました。支給日はというような質疑でしたが、3月中には支給を完了するというような答弁でございました。

承認第3号、繰越明許費の補正、それからまん延防止の協力金の3月31日までの事務費の支払いが終わらない分の歳出でございます。これについては、質疑はございませんでした。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員長報告のとおり承認されました。

最後に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 7 議案第 5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 6号 田上町個人情報保護条例の一部改正について

日程第 9 議案第 7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第 8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第 9号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 田上町地域学習センター条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第7、議案第5号から日程第12、議案第10号までの6案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、ご報告を申し上げます。

議案第5号でございますが、これは本来は令和元年に改正されました田上町職員給与に関する条例の一部改正を行った際に議員の費用弁償等も改正すべきところ、失念されていたということによるもので、特段の議論はありませんでした。

次に、議案第6号ですが、個人情報保護に関する法律が見直しとして法律の統合がなされたため、関係条文を整理するためのものとなっております。これも特段質疑はありませんでした。

議案第7号は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じ、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和し、申請をしやすくするものとなっております。これに関しまして、条文の内容、条文の表現に二重否定が用いられており、大変理解しにくい条文となっている。条例は分かりやすい文面であるべきではないか。国の法文を批准するだけでなく、町独自で分かりやすい条例条文を作成するべきではないかという質疑がありました。これに関しては、今後の研究課題とさせていただくとの答弁でありました。

議案第8号、これは特例期間の延長を行うものでありますが、今回の特例措置として対象となる事業者は3社ありますが、2社は本田上工業団地の進出に伴う優遇制度を活用している。そしてもう一社は未申請ということで、今回の条例改正に影響を受ける事業所は、町内にはないとの説明がありました。

議案第9号は、道路法施行令の一部改正によるもので、自動運行装置の対象として設置する動線で、これは当町に実際に今後整備されるような予定や、その可能性というのは非常に低いものではあります。低いにもかかわらず条例改正するその必要性があるのかというふうに関われ、執行側からは、正直その可能性はあまりない。町に影響を与えるものではないが、今後の上位法との条文のずれを起こさないようにするために、今回の条例改正を行いたいとのご答弁でありました。

いずれも原案可決でございます。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会の付託案件審査報告を行います。

当委員会に付託されたのは、議案第10号 田上町地域学習センター条例の一部改正についてでございます。地域学習センターの利用で、物品の販売、営利目的の継続使用を制限する条例の制定でございます。

質疑がございました。この条例制定の根拠は何か。要綱がないのに条例を制定するのはおかしいというような質疑がなされました。答弁は、条例制定に不都合はないと。この後、要綱をしっかりとつくっていくというような答弁でございました。

また、この時期にこの条例を制定するのはなぜなのかという質疑がございました。1年近く議論してきたので、ここら辺で整理したいというような答弁がございました。

審査結果は、原案可決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 社会文教委員長に質問させていただきたいと思っております。

大変議論ご苦労さまでした。先ほど話がありましたけれども、1年間要した、1年間までたっていませんけれども、長い間の議論を経て到達したということについては、ご苦労さまでしたということをおし上げておきたいと思っておりますが、いろんな方から議論内容を聞いておりますけれども、要綱がない中で、先ほども報告ありましたけれども、条例制定することについての考え方について、かなり議論がなされたというふうに聞いておまして、そのことに対する執行部側の見解が明確なものとして出されていないというふうに聞きましたけれども、そういう状況があったのかなかったのか、お聞きしたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 今の質疑にお答えいたします。

執行側からは、明確な答弁はございましたけれども、質問者とかみ合うことがなかったというのが現状だと思っています。執行側は、ともかく条例を制定して、その後、要綱でしっかりと条例を補完するものつくっていくというようなもので、今回の条例制定というのは、それはそれで独立したものだという主張でしたし、質問者のほうは、その基礎となる非営利というものの定義が要綱で確定していないのに条例を制定するのおかしいということで、両者の意見はかみ合うことがなかったですけれども、明確な答弁がなかったということはありませんでした。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

しばらくして質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

1番(小野澤健一君) 私は、本議案について反対の立場で討論に参加をいたします。

条例をよりよいもの、あるいは分かりやすいものとするには、私は異論はございません。ただ、本議案はその運用基準が示されることなく、条例へ追記を行おうとするものであります。あえて当たり前のことを当たり前にやらないものであります。運用基準が未策定のまま大本の条例を改正することに対して、大いなる疑問と強い憤りを持ちます。行政は、運用基準なくして、いかにして条例を厳正に適用するのでしょうか。本議案は、条例は町政の決め事であり、町民に対しての影響が大きいことであるにもかかわらず、それをないがしろにするものであります。まさに常軌を逸しているといしか言いようがありません。行政側に確認したところでは、本件追記に関わる緊急的かつ具体的事象の存在すらありません。このように全

く緊急性が認められない中で、正当な手続をあえて行おうとしないことに対して、いかにして妥当性、正当性を見いだせというのでありましょうか。そもそも本件は、およそ1年前に町民から地域学習センターの使用に関しての疑義が投げかけられたことに端を発しているものであります。公共施設の公益性や公共性に鑑みれば、当該疑義の本質であるところの営利目的使用か非営利目的使用かの判断基準は、公共施設の利用における生命線であり、最も大切な要素であります。それを明文化した要綱が未策定である事実は理解し難いものであります。条例とその運用基準を定める要綱や規則等は不可分一体的なものであり、それらを示すことは町民に対する行政の重要な説明責任行為であると思います。本件には、それを踏みにじる重大な過ちと行政のおごり、怠慢、それと町民への裏切りもかいま見えます。条例の追記を急ぐ理由がなく、真つ当な行政手続にのっとしてその運用基準を明文化した要綱とセットで議案上程すべきであると私は考えます。以上の判断から、私は本議案については反対をいたします。

以上です。

9番（熊倉正治君） 私は、本議案に対しては賛成の立場で討論いたしたいと思います。

地域学習センターにつきましては、この間、昨年6月以降今日まで、議会では大変膨大な時間をかけて議論してまいりました。その議論の中では、答弁の不備や資料の不備などもあって混乱もありました。こういったことについては、強く反省を求めたいというふうに思います。

それと、議会の中で様々な議論や意見を踏まえた結果として、施設利用に関して物品販売や継続的な利用について、一定の制限を加える条例改正に行き着いたということと私は認識をいたしております。そういう意味では、これは特に問題はないのかなというふうには思います。

さらに申し上げれば、そもそも地域学習センターは、図書館機能を併せ持った性格を持つ社会教育施設であります。施設の設置の根拠となる法律は地方自治法に基づいたものになっています。根拠となる自治法の公の施設の条項の中には、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することは拒んではならないとされておりますし、さらには住民が公の施設を利用することについて不当な差別的な取扱いをしてはならないとも規定をされております。したがって、地方自治法を根拠にした公の施設であれば、営利、非営利を問わず利用は可能であると私は考えています。仮に設置根拠を社会教育法に求めたとしても、営利目的であっても利用は可能との解釈が文科省からも出されています。

そういったことを申し上げて、私は賛成の討論といたしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私は、反対の立場で討論に参加します。

私は、この地域学習センター条例によようやくこぎ着けたという、ある意味での安堵感を持っていました。この間、非常に長い時間、教育委員会が行ったり来たりで訳が分からぬという状況の中で、ようやくここまで来たではないかという思いでいたところ、次の全員協議会で、営利と非営利の認識、要綱を出す、こういうような過程で、残念ながらそこでは、明確に非営利と営利の規定を合意できなかったという事実があるのです。私は、その際に公共施設をこれまで使ってきた全ての情報を出してくれと。そして、そういう中から現実にもう既に使っているとすれば、禁止するわけにはいかないという前提で求めたのですが、今日に至ってもいまだにその整理はされていないという事実があります。こうしたときに、私は今回常任委員会での議論を傍聴しました。ところが、小野澤委員の質疑に対して、明確な答弁というのは残念ながら私はそこで見ることはできなかった。教育委員会自体は、答弁に困るという、答弁できない状態までも起こっている。まともに答弁できない状況がありながら提出したこと、そしてそれを可決するというのは、本来議会としてはあってはならないのではないかと思います。そして、一言委員長からの提起もありましたが、条例というのは制定してから要綱を決めたり規則を決めるということは十分あり得るのです。だから、それ自体が違法ではないのです。しかしながら、今日の経過を見れば、田上町の公共施設の利用状況のことを考えれば、全協で全ての条項が一致するという段階まで議論を重ねる必要があると思います。なぜなら、既に1年近くもいろいろ紛糾してきたわけでありますから、そうした下で条例を制定する。そして全議員も職員も何も疑問なく、よし、これでいいねかというところこそ、議決するのが正しいと思うのです。残念ながらそこに至っていないということが先日の常任委員会での議論で明らかになりましたので、私自身も残念であります。この地域学習センター条例の制定には反対の立場を取らざるを得ません。

以上です。

12番（関根一義君） 私は、この条例制定については、言葉を選んで言えば、やむを得ず賛成の立場を取らざるを得ません。なぜかということですがけれども、この常任委員会に係る前段の全協ではどのような議論がなされたのかということについて、執行側も真摯にもう一度振り返っていただきたい。地域学習センターに関わる使用要綱について整理をして、そして条例制定の議論に臨みたいという議論であったと思います。議長もあのかのときの全協は完全に意見の一致のところまではいかないけれど

も、そこまで到達するというところで議長としては受け止め、整理をしたいと思うけれどもどうだという提起がありまして、私はそのとき、やむを得ないという立場を取りました。したがって、そういうことからしたら、今回の社文における議論は、私は反対の意見、あるいは疑義を提起した小野澤委員の意見については、もっと教育委員会は真剣に捉えてもらわなければ困る。現段階でまだ要綱の整理が出されていない。こんなばかな話があるかということだと思います。要綱と一体的でなければ条例については認めないよという立場は私は取りませんが、しかし、ここまで議論してきた経過からしたら、そのような形で採決まで臨むということは、執行側としてはあってはならないことというふうに私は思います。したがって、私の立場は賛成の立場であるけれども、条件をつけるよということを申し上げておきたいと思います。どのような条件か。今私が提起したようなことについて、もっと真剣に受け止めていただかなければ困るということを申し上げておきたいと思います。どのような点で整理するのだということについて、今ここで見解を求めることはできませんけれども、議会運営上そんなことはできませんけれども、これは誰が考えても、もう近々のうちにそのアクションを起こさなければならないという事態だと思います。教育長、町長、一議案の事件が年度を越えるなどということがあってはならない。そうさせるべきではないというふうに私は思います。だから、到達点であることは間違いないけれども、そのことをきちっと受け止めていただかなければ、これから町民の皆さんに自信を持ってこういう条例制定の下に地域学習センターについて運営していきますよということが言えなくなる。その関連で問題提起されている。地域学習センターの使用に関わる要綱については、こういうふうに整理をしますよということの議論を早急に提起してください。そのことを条件として、私は今回の議案について、よくまあここまで到達したなという思いもありますけれども、議論を積み上げてきた私たちの苦悩と、そして最終的な判断について、きちっと町長以下受け止めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上で賛成の立場での討論といたします。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小嶋謙一君） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて

議長（小嶋謙一君） 日程第13、議案第11号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、審査報告を申し上げます。

議案第11号は、これまで議会の全員協議会において、総合計画策定に関しまして議論を重ねて、それらを経て提案されていたということもあり、これに関して特段の質疑や議論はなく、原案可決でございます。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について

議長（小嶋謙一君） 日程第14、議案第12号及び日程第15、議案第13号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会に付託されました議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について、審査の結果は原案可決です。

議案第12号について質疑がありましたので、ご報告いたします。この指定管理に至った経緯はどのようになっているのかという質疑でした。平成4年から社協の委託で行っていたものの、平成12年に介護保険法の改正があり、平成24年より指定管理者になっているというようなことでした。

なぜ競争入札ではないのかというような質疑がありました。今までの経緯もあり、利用者の利便性を図ったため、競争入札をしなかったということですが、今後、競争入札も考えていくとの答弁でございました。

議案第13号については、質疑等はございませんでした。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第16 | 議案第14号 | 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第20 | 議案第18号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について |

議長（小嶋謙一君） 日程第16、議案第14号から日程第22、議案第20号までの7案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、審査報告を申し上げます。

議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第20号ですが、いずれの議案もそれぞれ事業確定やその見通しがついたことによる増減整理が主な内容でありました。

質疑や議論は、議案第14号の一般会計の補正予算案でなされまして、労働費において、公共交通実証運行業務補助金、1,400万円減額しているということに伴いまして、利用者は非常に低調だが、このデマンドタクシー事業成功のために専任職員を配置する必要があるのではないか。担当課として、町長に予算要求等も求めるべきではないかと委員から問われまして、執行側からは、新年度から新料金への見直しを検討しており、また、既に停留所を増やしたことにより乗車数も増加している。周知等も引き続きしっかりしていくことで対応していきたいとのご答弁でありました。

また、有害鳥獣担い手緊急確保事業補助金で、全額減額をしていることに関しましては、申込者がゼロだったとのことだが、周知不足等の問題はなかったのかというものに関して、執行側からは、周知等には問題はなく、1人資格取得希望者がいるので、次年度この補助事業が続くようであれば、次年度適用していきたいとの答弁がありました。

また、7款商工費において、地域おこし協力隊の活動が非常に見えにくい、分かりにくいというような状況になっている。この活動報告を含めて、地域おこし協力隊の説明等をする考え方はあるかとの質疑がありまして、これに関しては、今後機会を見て報告をしていきたいとの答弁がなされました。これに関しては、委員会としてこれまでの活動報告等を取りまとめて、資料として予算委員会の予算審査の席で提出するように求めてあります。

また、道の駅たがみで清掃業務委託料を100万円減額しておりますが、これは委託先の変更に伴うもので、委託先が変更されたことにより、特段清掃業務の内容に変化や雇用に影響するものはないとの答弁でありました。

いずれも原案可決でございます。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 社会文教常任委員会の審査報告を行います。

議案第14号は原案可決でございます。

審査内容についてご報告いたします。繰越明許費がございまして、マイナンバーカードの利便性の向上のための繰越明許でございます。

あと各項目において、実績見込みによる減額や交付決定による減額がほとんどでございましたが、衛生費の中で衛生センターの法面工事等による追加補正がございました。

また、教育費のところ、事業確定により不用額等々あったのですが、燃料費、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校、それからコミセン、給食センターにおいて石油価格の高騰により軒並み燃料費の増額補正。それから、田上小学校においては電気料も増額補正というような形、田上中学校もそうです、電気料の。というような形で、この昨今の燃料費高騰の影響が出ているような状況でございました。

質疑は2点ほどございました。1点目は、敬老事業についてですけれども、今回は1か所でしか敬老事業の式典は行われなかったのですが、記念品だけを配るにしても補助をしてもいいのではということで、今500円の補助だったのですけれども、もっと補助をしてもというふうな話でしたけれども、現状でいきたいというような話でした。

それからあと、生ごみ処理機等々の補助の質問ありました。電動が20基、コンポストが30基というような答弁もございました。

続いて、議案第17号、後期高齢者特別会計の補正予算です。所得の確定により額が決定したものでございます。人数の減少もありました。

続いて、議案第18号、訪問看護特別会計の補正についてです。歳出のほうで財政調整基金への積立てがございました。これに関しても質疑はございませんでした。

議案第19号、田上町介護保険特別会計についてでございます。地域包括支援センターのシステムのリース料の補正がございました。あとは、年度末の整理でございます。特段の質疑はございませんでした。

議案第17号から議案第19号は、原案可決でございます。

以上です。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願について

議長 (小嶋謙一君) 日程第23、請願第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、請願審査についてご報告申し上げます。

紹介議員の高橋委員より請願の趣旨と説明があり、質疑におきましては、請願審査の内容は別紙意見書というものを関係機関に提出するということになるのか、であるならば、別紙意見書の内容がどのようなものかというふうな質疑がありまして、高橋委員からは、内容は請願書に記載されている記以下と同じ内容であるとの答弁でありました。

採決においては、反対、賛成討論いずれもありまして、反対討論は、あくまでも請願審査は請願書に記載がなされている内容で審査するべきで、請願のタイトルである最低賃金の引上げ、中小企業支援は同意するものの、その方法として述べられている請願事項、全国一律最低賃金の導入はデメリットも非常に多く、また時給1,500円という金額も現在の新潟県最低賃金の約2倍となり、到底地元企業が耐えられるものではないというものでありました。賛成討論では、コロナ禍により格差も広がり、貧困層も増えてきている。ゆえに全国一律最低賃金制度を確立することが必要であるということ。また、請願者の立場に立って最低賃金の引上げと中小企業支援のこういった内容の意見書を提出するべきであるという賛成討論がありました。

審査の結果は、採択すべきものとして決定をいたしました。

以上であります。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

11番(池井 豊君) 私は、この請願に反対の立場で討論に参加します。

委員長報告にもあったとおり、委員会でも議論されたとおり、この1,500円、全国一律というものを新潟県でやると。今新型コロナウイルスで疲弊し、また原油高で疲弊している中小企業がもたないと思います。賃上げはすべきだと思いますけれ

ども、企業が倒産または雇い止め等、労働者の労働機会が失われるようなことがあっては本末転倒だと思っていますので、この請願は時期尚早という意味で反対いたします。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 私は、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

私は、常々思っているのですけれども、最低賃金の改善、これは持続可能な経済にとって絶対的に必要な私は経済政策だというふうに捉えております。今経済の中心が製造業からサービス業に移り、労働市場の規制緩和が進んでおり、世界的にも最低賃金が大きく注目をされている実情にあります。我々がなじみが深いドイツにおいては、日本の人口の約7割弱でしかありませんが、GDPの規模は日本の8割を超える。ヨーロッパの優等生と言われるドイツであります。このドイツにおいても2015年に初の法定最低賃金が導入されて、今現在段階的に上げが行われている実情にあります。そもそもデータとしても日本の平均賃金は、G7中最低であります。

また、過去30年間の賃金の伸び率は、日本の場合ほとんど増えておりません。平均賃金の数値を申し上げれば、日本はアメリカの約半分でしかない。また、今ほど申し上げたドイツの7割程度でしかない。そして、韓国の9割でしかない。韓国の後塵を拝している、これが平均賃金の日本の実態でもあります。また、30年間における賃金の上昇に関しては、日本はほとんど増えておらず、イギリスやアメリカが1.5倍程度に増えているにもかかわらず日本は1.06倍と、ほとんど増えていないのが実情であります。日本の平均賃金が低いことの主因としては、労働生産性の低さにあります。今働き方改革等で労働時間の短縮が叫ばれておりますが、時間当たりの労働生産性の国際比較においても、日本はOECD38か国中23位、アメリカの6割、ドイツの65%程度の労働生産性しかなく、チェコやリトアニアといった国とほぼ同水準であります。西欧諸国どころか、東欧、バルト諸国と同じ水準にあるのが実情であります。

背景としては、安い労働力が大量に存在している現状があります。安い労働力とは、低賃金での就労を余儀なくされているパートやアルバイト、こういった非正規の労働者をいいます。安い労働力がいつでも手に入る状況では、企業はそれに甘んじて、相応の資金が必要となる効率化のための設備投資を怠りがちであります。だから、労働生産性が低い。したがって、最低賃金の引上げあるいは改善は、企業に対しては、先ほど言われたように、人件費の増加による収益的圧迫、こういった苦

痛を与えますけれども、一方で労働生産性の強い動機づけとなり、その企業が今後、持続可能性を実現される機会を得るものであるというふうに思っております。

また、経済政策である以上、人件費の増加による企業収益の圧迫という一面のみを論じることなく、その後の波及効果を論証する客観的視点がより大切だと思っております。

また、日本の労働市場には、経済の産業構造の変化により、労働組合の力が弱くなり、労働者の労働条件改善が衰退する中で、労使バランスが崩れ、雇用者側に有利に働いている実情があります。これを専門用語でもモノプソニーというふうに思っております。この影響をもろに受けるのが労働弱者と言われる低学歴者、高齢者、女性、外国人労働者等で、特に子どもを持つ女性には強い影響を与えられていると思っております。最低賃金の改善は、この層により強く働くことにより労働条件の改善に大きく寄与いたします。

このように日本が置かれた今の状況、こういった中で私は最低賃金の引上げ、これが大事であるというふうに思ひまして、この請願については賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

7番（今井幸代君） 私は、反対の立場で討論に参加をさせていただきたいというふうに思います。

まず、請願審査、請願の採択においては、請願書に基づいて審査がなされるべきというふうに考えております。今回の請願内容というものは、最低賃金時給1,500円を目指すという明確な数字の記載があります。最低賃金の引上げや中小企業の支援というのは非常に重要であり、その部分に関しては同意はいたしますけれども、明確な時給1,500円という記載がなされている以上、この内容で審査を私はする必要があるというふうに思っています。

時給1,500円というものは、新潟県最低賃金の約2倍にも当たります。この金額というのは、到底地元企業は耐え得るものではないというふうに考えますし、全国一律の最低賃金の導入は、首都圏と地方においての物価の違いというところにも影響をしており、これを導入することによる負のデメリット、負の影響というものも非常に多く考えられます。こういった部分をしっかりと議論しないまま、最低賃金時給1,500円、そして最低賃金の一律の導入というのは、なかなか難しいものがあるというふうに判断をいたしまして、反対といたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

反対者の意見の中に1,500円は極めて高い、こういう意見があるのですが、1日8時間働き、1か月22日働くと、1,500円の場合、1か月26万4,000円の支給なのです。1か月26万4,000円のお金は、べらぼうに高いでしょうか。実際に暮らすとなると、これぐらい若者はお金がなければ、デートもできない、結婚もできない。だからこそあまりにも安い賃金のために新潟県からどんどん、どんどん関東に人々が流れていくではありませんか。そして、この1,500円という数字は、実際にこの団体が全国で調査をした結果、生活していく上でこれぐらいはどうしても要るよという数字の大勢なのだそうであります。それでは、中小零細企業にとって、賃金が安ければ安いほどいいのかということです。確かに今この瞬間、安ければ安いほど中小零細企業は企業的利益は上がりますが、よい人材、優れた人材はなかなか来てくれない、この実態があります。大事な点は、中小零細企業はただ単に1,500円に上げろと言っているのではなくて、経済が回って、中小零細企業でも1,500円支給していても経営的に成り立つように、国の責任で支援をするということが明記されています。もし、これが実現できれば、日本中が働くことに意欲を持ち、地域経済も豊かになっていくこと間違いありません。ただし、突然にいきなり今800円なのに来年から1,500円というわけにはいかないのです。そういうわけです。年次的に計画的に上げていく。その間に中小零細企業についてはしっかりと国が支援するという、こういう体制こそ必要ではないでしょうか。そうした点で、この団体が全国調査をし、請願を出したことは、極めて順当なものとして賛成といたしたいと思えます。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小嶋謙一君） 起立多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後3時27分 休 憩

午後3時28分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（小嶋謙一君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書案が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第1 発委第1号 最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた意見書について

議長（小嶋謙一君） 追加日程第1、発委第1号を議題といたします。

提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書を読み上げまして、説明に代えさせていただきたいというふうに思います。

最低賃金の改善と地域経済の回復に向けた意見書（案）。

中央最低賃金審議会は2021年度の最低賃金について、全てのランクで同額のプラス28円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受け各地方審議会でも審議が行われ、7つの県で目安を上回る引上げが行われましたが、最高額の東京都と最低額の県では前年と同じ221円もの格差があります。

政府の経済財政諮問会議でも、東京一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた地域経済の回復が提言されている通り、最低賃金の地域間格差是正は喫緊の課題です。

全国労働組合総連合が行った「最低生計費試算調査」結果によれば「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかになりました。

コロナ禍で、新潟県でも人口減少と高齢化の進行と相まって地域経済の衰退が加

速しています。

地域経済を回復させるには、個人消費の拡大につながる最低賃金の引き上げと地域格差是正が必要です。そのための中小企業支援を求める意見書が2021年7月現在で、新潟県をはじめ島根県、富山県、岩手県、京都府などの議会で可決され、北九州市議会では段階的に全国一律最低賃金の実現を求める意見書が可決されました。

これらをふまえ、最低賃金の抜本的な改善と地域経済を回復していくことを強く要望し、下記の項目の早期実現を求めます。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
2. 政府は、地域別最低賃金を引き上げること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、新潟労働局長となっております。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第24 発議第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について

議長（小嶋謙一君） 日程第24、発議第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、椿議員の説明を求めます。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） それでは、拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について、意見書を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書（案）。

「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」が、約1年ぶりに開催され、政府に対し拉致問題解決を求める強い要望が発せられました。

拉致被害者の親御様も高齢になり、もはや一刻の猶予も許される状況になく、拉致被害者家族連絡会と支援団体の救う会は、金正恩朝鮮労働党総書記長に向けたメッセージとして、被害者全員が家族と再会することなしに、国交正常化に踏み切ることはできないと訴えています。

そもそも他国民を拉致すること自体が国際法違反であり、自国民を拉致されている日本国政府は、国際世論にこのことをもっと強く訴えるべきです。

さらに日本国政府は、独自に朝鮮人民共和国指導部との外交ルートを切り開き、外交ルートを通じて話し合い、被害者全員の帰国に向け合意を取り付けるべきです。

田上町議会は、朝鮮人民共和国へ対し、拉致被害者全員の即時帰国を強く求めるとともに、日本国政府は拉致問題を最重要課題に位置づけ、行動することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣であります。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願

ます。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。椿議員、ご苦
労さまでした。

これより発議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出するこ
とにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり決定し、
意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第25 発議第2号 ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの侵略に断固
抗議する決議について

議長(小嶋謙一君) 日程第25、発議第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定によっ
て、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略すること
に決定しました。

提案者、椿議員の説明を求めます。

(8番 椿 一春君登壇)

8番(椿 一春君) それでは、ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの侵略に
断固抗議する決議について説明申し上げます。

決議文を読んで、説明に代えさせていただきます。

ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの侵略に断固抗議する決議(案)。

我が国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、本年2月24日、ロシア軍はウク
ライナに対して軍事侵攻した。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう侵
略であり、断じて容認できない暴挙である。

既に東部の親ロシア派地域を支配し、首都キエフなどの都市にも攻撃を加え、こ

の攻撃により多数のウクライナの人々が犠牲となり命も奪われている。

このような武力を背景とした一方的な現状変更への強行は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法並びに国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて許せない。

ここに田上町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、軍の即時撤退、国際法の順守を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求める。

以上、決議する。

この決議文を提出するところでありますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、在日ロシア大使。

以上で説明を終わります。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。椿議員、ご苦勞さまでした。

これより発議第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、決議文を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり決定し、決議文を関係機関に提出することに決定しました。

町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長（佐野恒雄君） 議会のご理解をいただきまして、貴重なお時間、発言の時間をいただきましたこと、感謝を申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略について、即時武力行使の停止と即時撤退を求めて強く抗議したいと思います。声明文を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略について

2月24日のロシアの武力による一方的な侵略によって連日民間人を含め多数の犠牲者が生じております。死傷者の中には幼い子どもたちも多数含まれております。又、ロシア軍からの攻撃から逃れるように多くの市民が着の身着のまま厳しい寒さの中、国境に向けて移動する姿が毎日映し出されます。こうしたウクライナの惨状を伝える衝撃的な映像に胸が痛むと共に怒りを禁じ得ません。

このロシアの暴挙ともいえる侵略は明らかに国際法、国連憲章に違反するものであり、断じて許されるものではありません。

国際世論の非難に対して持論を振りかざし、正に身勝手な理論で多くの命を奪い、ウクライナの主権を侵害し、国際社会の最低限の秩序を乱す暴挙は到底許されるものではありません。

さらにプーチン大統領はウクライナの原発施設を攻撃、占拠し、核兵器の使用をもちらつかせるという耳を疑うような発言もしています。これ以上の惨劇を繰り返さないためにも、これ以上の犠牲者を出さないためにも、又一日も早い平和実現のためにも国際世論に耳を傾け、非人道的な武力行使と人権侵害行使を即刻やめることを強く求めます。

令和4年3月15日

田上町長 佐野 恒 雄

ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） この件については、これで終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時46分 散 会

別紙

令和4年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和4年3月15日（火） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		諸般の報告	報告
第2		一般質問	
第3	承認第1号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について	承認
第4	承認第2号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について	承認
第5	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について	承認
第6	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について	承認
第7	議案第5号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第8	議案第6号	田上町個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
第9	議案第7号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
第10	議案第8号	田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
第11	議案第9号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第10号	田上町地域学習センター条例の一部改正について	原案可決
第13	議案第11号	第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて	原案可決
第14	議案第12号	田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
第15	議案第13号	田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について	原案可決
第16	議案第14号	令和3年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について	原案可決
第17	議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第18	議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	原案可決
第19	議案第17号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第20	議案第18号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第21	議案第19号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第22	議案第20号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第23	請願第1号	「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願について	採 択
追加 日程 第1	発委第1号	最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた意見書について	原案可決
第24	発議第1号	拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第25	発議第2号	ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの侵略に断固抗議する決議について	原案可決

第 4 号

(3 月 24 日)

令和4年田上町議会
第1回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年3月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

- 日程第1 議案第1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について
日程第2 議案第2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第1、議案第1号から日程第4、議案第4号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、特別委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 渡邊勝衛君登壇）

予算審査特別委員長（渡邊勝衛君） 予算審査特別委員長を仰せつかりました渡邊でございます。このたびの審査におかれましては、不慣れなこともあり、審議進行には皆さんからいろいろご配慮をいただきましてありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、予算審査特別委員会の報告をいたします。

条例の制定に関わる議案第1号は、審査の結果、原案可決であります。

次に、条例の一部改正に関わる議案第2号、議案第3号、議案第4号の3議案について、審査の結果、原案可決であります。

以上4議案の審査過程で17件の質疑がありました。特に議案第1号、田上町犯罪被害者等支援基本条例について報告いたします。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、当町における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会を形成し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。質疑では、見舞金の額が条例に明記されていないがどうかについて、総務課長は施策の一つとして条例があるので、今後はその中の一部として実施していきたい。見舞金だけでなく賠償がスムーズに進むようにしていただきたいとの質疑では、町としてどのようなことができるのか検討していきたいとの説明がありました。以上が議案第1号に関する議論の内容でございます。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 特別委員長長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5	議案第 2 1 号	令和 4 年度田上町一般会計予算議定について
日程第 6	議案第 2 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 7	議案第 2 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第 8	議案第 2 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 9	議案第 2 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 1 0	議案第 2 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第 1 1	議案第 2 7 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第 1 2	議案第 2 8 号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長(小嶋謙一君) 日程第5、議案第21号から日程第12、議案第28号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、特別委員長の報告を求めます。

(予算審査特別委員長 渡邊勝衛君登壇)

予算審査特別委員長(渡邊勝衛君) それでは、引き続きまして予算審査特別委員会の報告をいたします。

それでは、審査の結果についてご報告申し上げます。なお、それぞれの議案名については省略させていただきます。

議案第21号から議案第28号までの8議案は、審査の結果、原案可決でございます。

審査における主な点について時系列で報告いたします。最初に、議案第21号、令和4年度田上町一般会計予算について報告いたします。審査は、関係課長、課長補佐、局長に対する質疑が行われ、その件数は203件に及びました。最初に、総務課長から一般会計全体について、令和4年度予算のあらましの説明を受けました。内容については、全議員が出席しておりますので、省略させていただきます。

次に、歳入全般に関して、本田上工業団地造成により町に対する令和3年度の税収額は総額約2,542万円で、町民37名の方が勤務しているとのことでした。ふるさと納税については、令和元年度、返礼品32品目で16業者、令和2年には返礼品50品目、22業者、現在は返礼品が60品目になっているとの説明がありました。

次に、歳出に関しては款別に主だった議論を報告いたします。2款総務費でもふるさと納税について多くの質疑がありました。ホームページの内容については、見やすさ、使いやすさが重要だと思っております。スマートフォンでも見られるようにしたいと思っているようでございます。職員でリニューアルができるように考えておるとの回答がありました。

3款民生費では、難聴者補聴器購入助成事業について、購入に当たり商品対象額は7万円から10万円程度と考えているとの説明がありました。

4款衛生費では、新生児聴覚スクリーニング検査助成事業の概要について、令和4年度、50名で、1人5,000円として25万円を予算額としている。1名3,000円から7,000円の費用がかかるということです。

5款労働費では、公共交通の関係で運行を軌道に乗せたいということで、今後コールセンターの設置をはじめとして、サービス等について検討していきたいとの説明がありました。

7款商工費では、YOU・遊ランド修繕については、4月を予定しているとの説

明がありました。

8款土木費では、地区要望の採択率は要望数281件に対して採択件数81件、採択率は28.8%で昨年度より1.6%アップ、金額は9,213万円で昨年より190%アップとなっております。

10款教育費では、田上中学校のプールについては、プールの老朽化は初めて聞いたが、前もって議会報告や修繕計画の説明がないのは理解できないとの質疑に、きちんと説明しなかったことについて申し訳なかったとの説明がありました。

次に、特別会計に関する報告ですが、質疑は29件でありました。その中で主だった質疑について報告します。

議案第22号、下水道事業特別会計では、田上町の下水道の加入率は、県内30市町村の中で29位の58.5%との説明がありました。

次に、町長への総括質疑について報告いたします。総括質疑は4件でした。1件目はふるさと納税について。返礼品は、寄附額の3割になっている。令和3年度は、見直しをやってきた。返礼品について各事業所をお願いしているところである。しかし、返礼品が少ない状況であり、苦慮している。現在60品目であるが、今後も増す方向に努力していきたい。現在は、職員とともに一生懸命取り組んでいる。今後も他市町村の状況を見た中で増額に向けて取り組んでいくとのこと。

2件目のプール入館料15万9,000円について。見積りは、学校と教育委員会が協議し、昨年7月に依頼しました。令和4年度は、加茂市のプールを使用していく。今後の修理については、議会に諮りながら修繕に取り組んでいくとの回答でございました。

3件目は、多子世帯への給食費軽減について。現在同時在学に対して支援しているが、今後町外を含めて見直していきたい。第2子以降については、人数の確認も含めて検討していくとのこと。

4件目の汚水処理率ワーストツアの現状、今後の進め方について。雨水対策を実施してきた結果、汚水処理は中断になってしまった。既存処理施設の経年による整備も必要となっている中で、今後も既存施設への引込みも計画していき、新しい事業として検討もしていかなければならない。汚水処理率を上げる努力は、今後もしていきたいとのこと。

以上、総括質疑を終え、町長の見解が述べられましたので、当委員会の審査日程は終了いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

1 番（小野澤健一君） 私は、本議案には賛成の立場で参加をいたしますが、強い抗議の意思を示し、賛成とするものであります。

町側は、義務教育における重要な教育施設の一つである中学校のプール、その管理に対して、修繕計画を我々議会側に示すことなく、使用を可能とする修繕を施す予算を計上せず、安易に加茂市の市民プールを使用するための予算を計上しました。当該施設の管理責任者である教育委員会における自らの責任放棄、怠慢であり、決して許されるものではない。中学校のプールは、現役の生徒だけのものではなく、これから中学校に入学してくる生徒たちのものでもあり、さらには町民全体の共有財産である。このようかけがえのない尊い教育財産をないがしろにする教育委員会、町側へ強く抗議をする。町民に対しての説明責任や結果責任を果たそうとしないことに鑑みれば、予算に賛成することは難しい。しかし、一方で予算には町民の日々の生活に直結するものも多く、これらの執行を遅らせることは私の本意ではない。中学校のプールに対する修繕計画については、予算審査における私との総括質疑の中で、議員全員協議会を速やかに開催し、十分な討議の場を設けることが約束されました。これを条件として、私はやむなく本案件には賛成といたします。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。

賛成の理由の第1は、佐野恒雄町長の県央医療圏の医療に対する政治姿勢であります。住民と市町村長並びに議会が一体となって、救命救急センター併設基幹病院の設置を県に求め、泉田元知事によって6年もの歳月をかけて県央医療圏域の医療を発展させる計画を策定し、住民説明を行い、住民合意の下で進めてきた計画に対して花角知事が大改変を発表する中で、佐野町長は住民に寄り添った姿勢を変えることなく今日に至ったことでもあります。

賛成の理由の第2は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する対策では、議会

との協議を重ね、新年度予算案でも住民への直接支援とともに中小零細企業を支援することです。新型コロナウイルス対策支援に関しては、その予算のほとんどが国による交付金での支援です。地域経済を救うためには、もっともっと多額の交付金が必要であります。佐野町政は、受け身にならず、国と県へもっと自由に活用できる新型コロナウイルス対策のさらなる交付を要望することを求めます。

一方、幼稚園や小学校に新型コロナウイルスの感染が複数発生していることに関して、検査の強化を新型コロナウイルス感染者が発生する前から全員協議会で求められているのに、検査の充実は行われません。新型コロナウイルスの感染は、デルタ株では深刻な後遺症が発生しています。オミクロン株では、現時点で詳しい後遺症は発表されていませんが、インフルエンザなどとは根本的な違いがあり、専門の科学者の見識に基づく検査の抜本的強化が必要であります。検査に関して経費が大きいとの声もあります。しかし、住民の命と健康を守るために、経費が大きいとは言ってられないことは明らかです。ぜひとも検査を強化し、新型コロナウイルスを抑え込む政策をするよう強く求めるものであります。

また、学校設備の不備を放置することは、教育長の怠慢と言わざるを得ません。直ちに学校設備の全面的な点検を実施し、その改善策を総務課と財政的な協議を行い、策定し、議会にも報告することを強く求めるものであります。

以上です。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場から討論に参加いたします。

そもそも国保の加入者は、一般に収入が比較的少なく、負担が高いという特徴を持っています。そのため、国保税の引下げのために全国知事会が国に1兆円の追加負担を要求しております。佐野町政になってから、国保税の引下げは令和元年に続く2度目となります。この2度の引下げによって、1世帯平均でおよそ1万円の減税が実現することになります。佐野町長のこの施策を評価いたします。町の国保税の減税財源は、国保給付準備基金に頼っており、安定しているとは言い難いのが実情であります。国の国庫負担の引上げがどうしても必要であります。引上げが行われない場合、町の一般会計からさらなる支出をして、皆保険制度を守る施策を行うよう求めるものであります。

以上です。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から討論

に参加いたします。

国が2倍化の法律を決める前に、全国では105万人もの値上げに反対する署名が国会に寄せられたと聞きます。しかしながら、実際には2倍化の法律を定めました。この制度は、国が定めた制度であり、佐野町長に2倍化負担の責任はありませんが、高齢になれば疾病の発生は多くなるのが自然です。こうした階層の負担を減らすことこそ国の政治でなければなりません。現役層とのバランスという意見もありますが、現役世代も必ず75歳になるのでありますから、政府は医療や福祉の削減ではなく、充実こそやるべきであります。

また、今回の法律では、住民負担が3年間は従前負担額プラス3,000円と緩和措置がありますが、これは限定的であり、2倍化の本則に変わりはないものとし、怒りをもって反対の態度を表明したいと思います。

11番（池井 豊君） 私は、本議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の一部の人が2割負担になるというのは、団塊の世代が大量にこの後期高齢者医療制度に加入してくるためでございます。これによって支える側の若年層とのバランスが崩れ、医療制度が維持できなくなっているからです。この後期高齢者医療制度を維持するためには、一部の人の2割負担は仕方ないと思いますので、以上の理由をもって賛成といたします。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小嶋謙一君） 起立多数であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 発議第3号 県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、知事による計画変更を撤回するよう求める意見書について

議長(小嶋謙一君) 日程第13、発議第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、椿議員の説明を求めます。

(8番 椿 一春君登壇)

8番(椿 一春君) それでは、県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、知事による計画変更を撤回するよう求める意見書について、意見書

の案を読み上げ、提案説明といたします。

県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、知事による計画変更を撤回するよう求める意見書（案）。

田上町議会は、昨年3月議会で県央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病院として県営で運営することを求める意見書を採択して県に送付しました。

救急車が患者を病院に搬送するまでの時間が平均で40分以上もかかる状況から、救命救急センターの設置を求める住民と市町村長並びに議会が県へ粘り強く要請し、泉田元知事の時に、6年もの歳月をかけて県央基幹病院整備基本計画を作成しました。

その内容は、①県央医療圏域に救命救急センター併設基幹病院の建設によって県立加茂病院や県立吉田病院、民間病院との役割分担を行い、県央地域住民が県央医療圏域内で高度・専門医療を受けることができること。②県立加茂病院と県立吉田病院は、県央基幹病院の後方病院に位置づけ、二次救急病院として県立で運営することです。

これらを明示して、救命救急センター併設基幹病院建設案で3回、県立加茂病院の全面改築案では、加茂市と田上町で各々1回の説明会を行い、住民合意のもとで進んできました。

ところが知事は、財政難や県立病院の「赤字」を理由に、計画の変更を行いました。住民への直接説明を行わず、住民の理解は得られていません。

県は住民の命と健康を第一とする地方自治体の役割を持っています。

よって、田上町議会は、県に対して以下の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 県央基幹病院は、住民に約束した計画どおりに救命救急センター併設基幹病院とし、高度・専門医療をはじめ、ハイリスク周産期医療、医工連携を行うこと。
- 2 県立加茂病院は、県央基幹病院整備基本計画に基づいて、県立として運営し、二次救急医療にふさわしい医師・看護師及び病院スタッフをそろえること。
- 3 新型コロナウイルスは、変異を繰り返し健康と地域経済の循環を脅かしている。新型コロナウイルス感染症にも十分対応できる医療体制を完備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、新潟県知事、新潟県病院局長であります。

以上で説明を終わります。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。椿議員、ご苦勞さまでした。

これより発議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第14 議員派遣の件について

議長(小嶋謙一君) 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第15 閉会中の継続調査について

議長(小嶋謙一君) 日程第15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委

員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月1日の初日から本日までの24日間と長期間にわたりまして、令和4年度の予算案をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重審議の上、それぞれご決定またはご承認をいただきました。誠にありがとうございました。特に今議会は、令和4年度の予算案を提案させていただきました。審議では、多くのご意見、あるいはご提言をいただきました。また、一般質問でも多くのご提案がありましたので、できるだけ実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、十分健康に留意の上、今後とも町政の運営にご協力をいただくとともに、あわせてご指導、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

誠に簡単ではありますが、以上をもちまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） これをもちまして令和4年第1回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時13分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月24日

田上町議会議長 小 嶋 謙 一

田上町議会副議長 椿 一 春

田上町議会議員 品 田 政 敏

” 議員 藤 田 直 一

別紙

令和4年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 令和4年3月24日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第1号	田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について	原案可決
第2	議案第2号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第3号	田上町国民健康保険税条例等の一部改正について	原案可決
第4	議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第21号	令和4年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第6	議案第22号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第7	議案第23号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第8	議案第24号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第9	議案第25号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第10	議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決
第11	議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第28号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第13	発議第3号	県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、知事による計画変更を撤回するよう求める意見書について	原案可決
第14		議員派遣の件について	決 定
第15		閉会中の継続調査について	決 定